

**測量・建設コンサルタント等業務
競争参加資格審査申請書作成の手引き
[インターネット編]**

(令和９・１０年度版)

改版履歴

版	改版日	改版内容
1.0	2026/10/1	新規作成

目 次

I	インターネットを活用した資格審査申請の一元受付方法について	1
1	概要	1
2	インターネット一元受付参加機関	1
3	インターネット方式の対象	2
4	インターネット方式の特徴	2
5	申請の手順	4
6	インターネット方式のスケジュール	5
7	インターネット方式の申請業者におけるメリット	5
8	インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等	6
9	認定（決定）通知の送付方法	6
10	添付書類の取扱い	7
11	添付書類における納税証明書の取扱い	21
12	もしも申請した内容が間違っていた場合	30
13	申請書データの確定又は申請内容修正期限後の変更について	30
14	受付票の保存について	33
15	情報の安全性（本人認証、漏洩・改ざん防止等）の担保方法	33
16	申請にあたっての注意事項	33
II	申請の手順	35
1	手続きの概要	35
2	パスワードの発行	38
2.1	本人申請	38
2.2	代理申請	42
2.3	添付書類の郵送とパスワードの発送	48
2.4	パスワードの取り消し	50
3	ログイン	52
4	申請書データの作成、処理状況一覧	56
5	申請書データの作成	60
5.1	申請書入力（共通入力部分）	60
5.2	営業所入力（共通入力部分）	76
5.3	測量等実績高入力（共通事項）	79
5.4	国土交通省大臣官房会計課所掌機関申請者向け測量等実績高入力	82
5.5	国土交通省地方整備局等（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。））申請者向け測量等実績高、希望業種入力	86
5.6	国土交通省地方整備局（港湾空港関係）申請者向け測量等実績高入力	89
5.7	国土交通省北海道開発局申請者向け測量等実績高入力	91
5.8	国土交通省国土地理院申請者向け測量等実績高入力	94
5.9	内閣府申請者向け測量等実績高入力	96
5.10	内閣府沖縄総合事務局申請者向け測量等実績高入力	98
5.11	法務省申請者向け測量等実績高入力	100
5.12	財務省財務局・沖縄地区税関申請者向け測量等実績高入力	102
5.13	文部科学省申請者向け測量等実績高入力	106
5.14	厚生労働省申請者向け測量等実績高入力	108
5.15	農林水産省大臣官房予算課申請者向け測量等実績高入力	110
5.16	農林水産省地方農政局申請者向け測量等実績高入力	112
5.17	林野庁（各森林管理局）申請者向け測量等実績高入力	115
5.18	経済産業省申請者向け測量等実績高入力	118
5.19	環境省申請者向け測量等実績高入力	120

5.20	防衛省申請者向け測量等実績高入力	122
5.21	最高裁判所申請者向け測量等実績高入力	125
5.22	東日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力	127
5.23	中日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力	131
5.24	西日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力	135
5.25	首都高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力	139
5.26	本州四国連絡高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力	143
5.27	水資源機構申請者向け測量等実績高入力	145
5.28	都市再生機構申請者向け測量等実績高入力	147
5.29	日本下水道事業団申請者向け測量等実績高入力	149
5.30	鉄道建設・運輸施設整備支援機構申請者向け測量等実績高入力	151
5.31	国土交通省地方整備局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院、内閣府、内閣府沖縄総合事務局、中日本高速道路株式会社及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構 業態調書・共通〔資本人的関係の確認〕	153
5.32	国土交通省国土地理院申請者向け業態調書入力	167
6	申請書データの送信	169
7	申請書データの閲覧	172
8	申請書データの確定	179
9	申請書データの取り消し	183
10	申請状況の確認	186
11	メール受信履歴	187
12	添付書類の送信	188
13	様式等のダウンロード	189
14	問い合わせ	190
令和9・10年度 測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付参加機関問合せ先一覧..		191

I インターネットを活用した資格審査申請の一元受付方法について

1 概要

測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査については、令和9・10年度の定期審査において、インターネット一元受付に参加している各機関（下記「2 インターネット一元受付参加機関」における機関をいう。）に対して、申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、インターネット方式による申請受付を行います。

インターネットを活用した資格審査申請について、インターネット方式を利用することにより、申請書類を電子的に提出することが可能であり、また参加する機関の全ての部局に対する申請が可能となります。

ただし、インターネット方式以外の場合（各機関が別途定める方式の場合）は、従来どおり各機関に申請する必要がありますので注意してください。

なお、国土交通省直轄機関（下記「2 インターネット一元受付参加機関」における1.～4.の機関をいう。）においては、文書郵送方式、電子メール方式及び持参方式は原則として受け付けることはできません（ただし、インターネット方式では対応していない申請（2 ページ参照）を除く。）。

2 インターネット一元受付参加機関

令和9・10年度の測量・建設コンサルタント等業務の定期のインターネット一元受付参加機関は、以下の23機関となります。

【インターネット一元受付参加機関】

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関（大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審判所、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）） | 9. 農林水産省大臣官房予算課
農林水産省地方農政局
林野庁 |
| 2. 国土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く） | 10. 経済産業省 |
| 3. 国土交通省北海道開発局 | 11. 環境省 |
| 4. 国土交通省国土地理院 | 12. 防衛省 |
| 5. 法務省 | 13. 最高裁判所 |
| 6. 財務省財務局
沖縄地区税関 | 14. 内閣府
内閣府沖縄総合事務局 |
| 7. 文部科学省 | 15. 東日本高速道路（株） |
| 8. 厚生労働省 | 16. 中日本高速道路（株） |
| | 17. 西日本高速道路（株） |
| | 18. 首都高速道路（株） |
| | 19. 本州四国連絡高速道路（株） |
| | 20. 独立行政法人水資源機構 |
| | 21. 独立行政法人都市再生機構 |
| | 22. 日本下水道事業団 |
| | 23. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |

3 インターネット方式の対象

本手引きにおけるインターネット方式は、定期受付における測量・建設コンサルタント等業務のみが対象です。なお、随時受付では、インターネット方式は実施しません。

インターネット方式で対応していない申請

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、各申請希望機関への文書郵送方式等での申請となります。詳しくは、各機関までお問い合わせください。（191ページ参照）

- (1) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合

4 インターネット方式の特徴

(1) 申請書データの修正

申請書データ作成・受付期間（令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 9 年 1 月 15 日（金））中で、かつ確定前であれば、何度でも一旦申請書データを取消して、修正した申請書データで再度申請することが可能です。

※ ただし、申請書データを送信し、確定した後は、申請内容と添付書類のヘルプデスクによる目視チェックにより不備があり、ヘルプデスクから修正の依頼があった場合を除いて、申請書データの取り消しはできません。修正についてもヘルプデスクから依頼があった箇所以外の修正はできません。

(2) 申請書データの確認

Web（ホームページ）上で自己の申請書データを確認できます。

(3) 添付書類の郵送について

申請書データの整合性を図るべく、パスワードの請求後、下記書類を書留郵便で郵送していただきます。ヘルプデスクにおいて、申請書データと添付書類のチェックを実施しますが、相違があった場合は受理しませんのでご注意ください。そうした事態を招かぬ為にも、添付書類及び申請書データの十分なチェックをお願いいたします。

インターネット一元受付方式で郵送が必要となる書類は、下記のとおりです。

- ・ 添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）
- ・ 登記事項証明書（写しでも可）
- ・ 登録証明書等（写しでも可）【各機関別必要登録証明書等一覧 13 ページ～17 ページ参照】
- ・ 財務諸表類（1 年分）
- ・ 納税証明書その 2 等（写し）（税務申告の義務がない事業者においては、申出書及び提出義務がないことを示す書類）

- ・ 納税証明書その3等（写し）

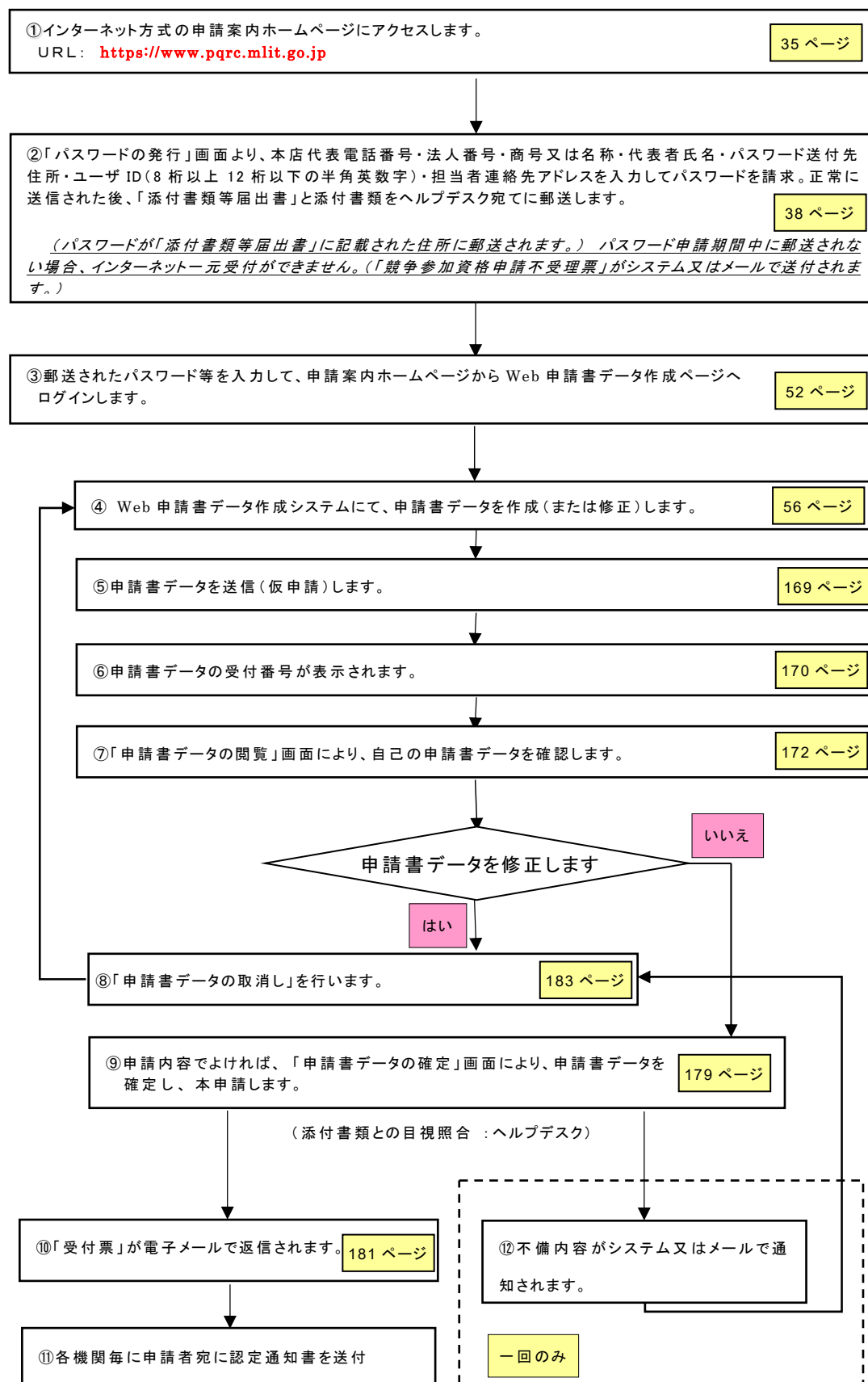
※ 添付書類の綴りには必ず、一番上に「添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）」を添付してください。「添付書類等届出書」は、「パスワード発行画面」で代表電話番号等を入力し、申請ボタンをクリック後、41 ページの画面（2－③）をプリントアウトしてください。必ず、証明年月日、本社（店）所在地、会社名、証明者役職、証明者氏名を記載のうえ、代表者印を押印してください。

※ パスワード入手後、追加・差し替えに必要な添付書類については、電子データで提出できます。添付書類の送信方法については、添付書類の送信（188 ページ）をご覧ください。なお、電子納税証明書については、パスワード発行申請前でも電子データで提出できます。

上記添付書類については、添付書類等の郵送受付期間（令和8年11月2日（月）～令和8年12月28日（月）【消印有効】）内でインターネット方式にかかるパスワード請求後速やかに、ヘルプデスクに書留郵便で郵送してください。（ヘルプデスクの詳細については18 ページをご覧ください。）

※ 添付書類の詳細については7 ページ以降をご覧ください。

5 申請の手順



※ 上記手順の②の中で、パスワード請求後（Web画面上）、プリントアウトした「添付書類等届出書」と添付書類を、別途ヘルプデスクあてに、書留郵便で郵送していただく必要があります。添付書類等が指定の期間に届かない場合は、

パスワードは郵送されません。パスワードが郵送されなかった場合、③以降の手続きはできませんのでご注意ください。

※ ⑨の確定前であれば、申請書データの取消し及びその後の再申請は、申請書データの受付期間である令和 9 年 1 月 15 日（金）までの間で何度でも可能です。

※ 確定後の申請書データについては、ヘルプデスクによる申請内容と添付書類の目視チェックにより不備があり、ヘルプデスクからの修正依頼があった場合に限り原則として 1 回のみ修正をすることができますが、これ以外の理由による修正はできません。

※ 申請書データの取消し、再申請については、インターネット方式のみの取扱いとなります。文書郵送方式等の各機関が別途定める方式では一度申請した内容は、一切の修正が認められませんので注意してください。

6 インターネット方式のスケジュール

(1) パスワード発行申請受付及び添付書類等の郵送期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）

(2) 申請書データ作成期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 9 年 1 月 15 日（金）

(3) 申請書データの受付期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）～令和 9 年 1 月 15 日（金）

※ 上記期間のうち、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日(火)～1 月 3 日(日)）の終日及び平日の 17：00～9：00 の間は、システムを運休しておりますので、注意してください。

※ 6(1)、(2)、(3)は、それぞれ示した期間でしか運用しませんので、注意してください。

特に、(1)パスワードの申込み及び添付書類等の郵送をされない方は、その後の(2)申請書データ作成、(3)申請書データの受付はできませんので、注意してください。必ず、令和 8 年 12 月 28 日（月）までに、パスワードの申込み及び添付書類等の郵送を終えてください【消印有効】。

また、(2)申請書データ作成における入力作業は、システムが稼働している 9：00～17：00 の間しかできませんので、注意してください。

7 インターネット方式の申請業者におけるメリット

申請者のメリットとしては、次の点が挙げられます。

(1) 複数の各機関に対する申請が可能となる。

(2) 申請窓口へ申請書類を持参する必要がなくなる。

(3) 確定前で申請書データ受付期間内であれば、申請内容の修正が可能である。

※ インターネット申請していただくためには、インターネットへの接続環境（コンピュータ、電話回線等、接続契約、ソフトウェア等）については、申請者においてご用意していただく必要がありますが、これらは全て一般的

なものを使用できます(申請のためだけに、専用の機器等を整備する必要はありません)。また、申請に係る技術的・事務的ご質問に電話でお答えする専用のヘルプデスクも設置します。(詳細は、18 ページをご覧ください)

8 インターネット方式による申請を行うため必要となる機器等

申請業者の登録データ入力用プログラムの動作条件は以下のいずれかの OS 及びソフトがインストールされたパソコンが必要となります。

(1) OS

- ① Windows 11 (日本語版)

(2) ブラウザ (TLS1.2 以降に対応したブラウザ)

- ① Microsoft Edge 最新版
- ② Google Chrome 最新版
- ③ Mozilla Firefox 最新版

※ ①から③のいずれかを推奨します。

(3) メーラ (S/MIME に対応したメーラ)

(例) Mozilla Thunderbird 最新版

(4) 推奨ハードウェアスペック

- ① CPU 推奨 OS のシステム要件に準ずる
- ② メモリ 推奨 OS のシステム要件に準ずる
- ③ HDD 空き容量 推奨 OS のシステム要件に準ずる
- ④ ディスプレイ 1366×768 ドット以上

※ ①から④については上記のスペック以上のものを推奨します。

9 認定(決定)通知の送付方法

紙(文書)による認定(決定)通知書が、それぞれの機関から申請者あてに通知されます。

※ 国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)及び大臣官房官庁営繕部では、令和9・10年度の定期資格審査から、一部の機関で資格認定通知書を申請者のメールアドレス宛(代理受領は不可)に電子メールで送付しています。詳細は66・87ページをご覧ください。

※ 国土交通省国土地理院では、令和9・10年度の定期資格審査から、資格認定通知書を郵送又は申請者のメールアドレス宛(代理受領は不可)に電子メールで送付しています。詳細は66・95ページをご覧ください。

※ 国土交通省北海道開発局では、令和3・4年度の定期資格審査から、申請者のメールアドレス宛(代理受領は不可)に電子メールで資格決定通知書を送信しています。詳細は66・93ページをご覧ください。

※ 法務省では、令和5・6年度の定期資格審査から、申請者のメールアドレス宛(代理受領は不可)に電子メールで資格決定通知書を送信して

います。詳細は 66・101 ページをご覧ください。

※ 文部科学省では、令和 7・8 年度の定期資格審査から、申請者のメールアドレス宛（代理受領は不可）に電子メールで資格認定通知書を送信しています。詳細は 66・107 ページをご覧ください。

※ 以下の機関は認定（決定）通知書を発行致しません。

- ・農林水産省地方農政局（112 ページ参照）
- ・林野庁（115 ページ参照）
- ・東日本高速道路（株）（127 ページ参照）
- ・中日本高速道路（株）（132 ページ参照）
- ・西日本高速道路（株）（136 ページ参照）
- ・首都高速道路（株）（139 ページ参照）
- ・本州四国連絡高速道路（株）（143 ページ参照）
- ・（独）水資源機構（145 ページ参照）
- ・（独）都市再生機構（148 ページ参照）
- ・日本下水道事業団（150 ページ参照）
- ・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（151 ページ参照）

※ インターネット方式による受付の一元化は実施しますが、有資格業者登録名簿が一元化（統一化）されるわけではありませんのでご注意ください。

10 添付書類の取扱い

今回のインターネット一元受付では、パスワードを請求していただく際、Web 画面上におけるパスワード請求後、添付書類等を郵送（下記⑤納税証明書その 2 等（写し）・⑥納税証明書その 3 等（写し）は、電子納税証明書の送信でも可とします。電子納税証明書の送信方法は、188 ページを参照ください。）していただく必要があります。ヘルプデスクにおいて、添付書類のチェックを実施しますが、添付書類等届出書に記載された住所と添付書類で確認できる住所の相違・添付書類に不足があった場合等、受理しませんのでご注意ください。この場合、パスワードは発行されず、インターネット一元受付による申請はできません。そうした事態を招かぬ為にも、添付書類等は、早めに準備し、十分にチェックを行うことをお勧めします。

(1) 郵送していただく添付書類

① 添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）

② 登記事項証明書（写しでも可）

※ 登記事項証明書は、法務省のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>

③ 登録証明書等（写しでも可）

④ 財務諸表類（1 年分）

※ 表紙等で会社名の記載があること。

⑤ 納税証明書その 2 等（写し）（電子納税証明書の送信でも可）

※ 税務申告の義務がない事業者の場合は申出書

⑥ 納税証明書その3等（写し）（電子納税証明書の送信でも可）

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

※ 上記の添付書類については、添付書類等の郵送受付期間（令和8年11月2日（月）～令和8年12月28日（月）【消印有効】）内でインターネット方式にかか
るパスワード請求後に、ヘルプデスクに書留郵便で郵送してください。

（ヘルプデスクの詳細については18ページをご覧ください）

※ 申請者が個人である場合、上記②登記事項証明書（写しでも可）の提出は不要です。

※ 申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者で、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）を提出し建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録がある場合、又は申請者が建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程の登録業者で、各登録規程による現況報告書を提出し建設関連業者閲覧システムに登録がある場合、上記、③登録証明書等（写しでも可）及び④財務諸表類（1年分）については、提出を省略することができます。

なお、「資格審査申請（インターネット申請）における申請内容」と「建設関連業者閲覧システム」、又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録されている情報が一致しない場合は、当該システムの登録情報を修正してください。修正された登録情報が確認できない場合は、追加の書類の提出を求める場合があります。

ただし、申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者の場合、建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに未掲載であっても、測量業登録（通知）を添付書類に含めることで、③登録証明書等（写しでも可）の提出を省略できます。

詳細は、提出書類チェックリストに記載している添付書類の提出条件フロー図をご確認ください（11ページ参照）。

建設関連業の登録業者に関する情報提供システム URL（測量業）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

建設関連業者閲覧システム URL（建設コンサルタント業、地質調査業、補償コンサルタント業）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk2_000001_00046.html

※ 資格審査受付期間中に資格審査申請日の直前1年の事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。

※ 登録証明書及び登記事項証明書についてはそれぞれの発行官公署、また納税証明書その3等については税務署において定めた様式によるものとし、証明年月日が添付書類郵送時以前の3ヶ月以内のものを使用してください。

(2) 様式及び記載要領

① 添付書類等届出書

パスワードの発行(送信済み)

検索または Web アドレスを入力

送信されました

*必ずこの画面を印刷して代表者印を押印の上、添付書類を同封しヘルプデスク宛に『簡易書留』で郵送してください。

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピング福岡7階
測量・建設コンサルタント等競争参加資格審査一元受付ヘルプデスク あて

通常1週間以内に申請された住所・代表者宛にパスワードを郵送します。
当該パスワードをもって再度このホームページにアクセスして下さい。
10日以内に届かない場合は、受付時間内に 092-401-6640 まで電話でお問い合わせ下さい。

※『宛名印刷』ボタンをクリックすると、宛名と添付書類等届出書がPDF形式で表示されます。*

宛名印刷

----- 切り取り線 -----

添付書類等届出書

パスワード送付先：

商号または名称	テスト設計
代表者氏名	設計 太郎
本社(店)住所	東京都千代田区豊が岡2-1-3
送付先住所	東京都千代田区豊が岡2-1-3
電話番号(管理番号)	03-9999-XXXX

上記の通り相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

本社(店)所在地
会社名
証明者役職
証明者氏名 代表者印

----- ヘルプデスク利用欄(切り取らないで下さい) -----

整理番号	添付書類当届出書	☐	登記事項証明書	☐	登録証明書等	☐	-----	-----
88XXXXXXXX	財務諸書類	☐	納税証明書	☐			-----	-----

※ 所属：テスト 担当：設計 太郎
連絡先：080-9999-XXXX (緊急時連絡先：080-9999-XXXX)
法人番号：

ホームページ はじめに 手続きの概要

添付書類の綴りには必ず、一番上に「添付書類等届出書」（行政書士による代理申請の場合は「添付書類等届出書兼代理申請委任状」）を添付してください。

「添付書類等届出書（添付書類等届出書兼代理申請委任状）」は、ホームページ上の「パスワード発行画面」で代表電話番号等を入力し、送信ボタンをクリック後に表示される上記の画面、又は上記画面上の『宛名印刷』ボタンをクリックして表示されるPDFファイル（10ページ参照）をプリントアウトしたものです。必ず、年月日、本社（店）所在地、会社名、証明者役職、証明者氏名を記載のうえ、代表者印を押印してください。

※ PDF形式のファイルを表示、印刷するためには、Adobe Acrobat Reader（無償）もしくはブラウザ（Microsoft Edge・Google Chrome等）が必要です。

下記の宛名用紙を切り取り、**簡易書留**で送付して下さい。

添付書類等届出書					
パスワード送付先:					
商号または名称	テスト設計				
代表者氏名	建設 太郎				
本社（店）住所	東京都千代田区霞が関 2-1-3				
送付先住所	東京都千代田区霞が関 2-1-3				
電話番号	03-9999-XXXX				
上記の通り相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 本社（店）所在地 会社名 証明者役職 証明者氏名 代表者印					
-----ヘルプデスク利用欄（切り取らないで下さい）-----					
整理番号	管理番号	添付書類等届出書	☐ 登記事項証明書	☐ 登録証明書等	☐
88XXXXXXXXXX	03-9999-XXXX	財務諸表類	☐ 納税証明書	☐	...
所属：テスト事業部 担当者：課長 太郎					
連絡先：080-9999-XXXX（緊急時連絡先：080-9999-XXXX）					
法人番号：					

整理番号: 番号又は名称: **提出書類チェックリスト**

※ 提出に必要な書類を確認し、チェック（し）した上で、ヘルプデスクに提出して下さい。

番号	書類名	提出	チェック	
			有	無
1	添付書類等届出書	代表者がいるもの	必須	☐ ☐
2	チェックリスト	本紙	必須	☐ ☐
3	登記事項証明書	3ヶ月以内のもの	必須	☐ ☐
4	財務諸表類(1年分) ^{※1}	創業が設立年月日と異なる場合はその説明資料 ^{※1}	必須	☐ ☐
		貸借対照表	必須	☐ ☐
		損益計算書	必須	☐ ☐
		株主資本等変動計算書	あれば添付	☐ ☐
5	納税証明書(3ヶ月以内) ^{※2}	個別注記表	あれば添付	☐ ☐
		その2(個人)紙または電子データ ^{※3}	必須	☐ ☐
		その2(法人)紙または電子データ ^{※3}	必須	☐ ☐
		その3の2(個人)紙または電子データ ^{※3}	必須	☐ ☐
6	登録証明書等	その3の3(法人)紙または電子データ ^{※3}	必須	☐ ☐
		消費者等登録証明書(3ヶ月以内) ^{※2}	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		建築士事務所登録証明書(3ヶ月以内)	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		建設コンサルタント登録証明(通知) ^{※2}	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		地質調査業者登録証明(通知) ^{※2}	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		補償コンサルタント登録証明(通知) ^{※2}	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		不動産鑑定業者登録証明書(3ヶ月以内)	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
		土地家屋調査士登録証明書(3ヶ月以内)	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐
	計量証明事業者登録証明書	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐	
	司法書士登録証明(3ヶ月以内)	登録を希望する場合は添付が必要	☐ ☐	

※1 創業が登記事項証明書の設立年月日と異なる場合は、創業事実を説明する資料を添付して下さい。

※2 「建設関連業(資開業システム)」又は、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に掲載されている内容と同一の場合は省略可です。

※3 資格等申請(インターネット申請)における申請内容と「建設関連業(資開業システム)」又は、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に掲載されている情報と一致しない場合は、当該システムの登録情報を修正して下さい。

※4 経路は次頁のフローを参照ください。

※5 納税証明書は、紙又は電子納税証明書のどちらかを提出して下さい。

※6 4.財務諸表類について、消滅費等の会計処理方法が記載されていない場合は必ず添付ください。

「建設関連業システム」活用による添付書類省略化フロー

A 競争参加資格(インターネット申請)に先立ち、建設関連業の登録申請(変更、更新申請を含む)はお済みですか？

No 登録任意の業種のため登録は行わない、もしくは登録申請は済んでいない

Yes 既に登録申請済みである

B 上記の登録申請後、以下のシステムに登録情報が掲載されていることを確認できましたか？

① 建設コンサルタント、地質調査業及び補償コンサルタントの方 ⇒ 建設関連業者閲覧システム

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk2_000001_00046.html

② 測量業の方 ⇒ 建設関連業の登録業者に関する情報提供システム

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000059.html

No 申請したはずだが自分の登録情報が掲載されていない

Yes 自分の登録情報が掲載されていることを確認した

C 競争参加資格(インターネット申請)の申請項目と、Bのシステムに掲載された登録情報は一致していますか？

※ 測量業の方：「建設関連業の登録業者に関する情報システム」は登録情報の更新頻度が月1回のため、最新の登録情報が反映されていない場合があります。

No 掲載内容が申請内容
と異なっている

Yes 掲載内容は申請内容
と一致している

パターン4： 登録手続未済・未実施

システム未登録の業種は**添付書類を省略できません**ので、以下の資料を提出願います。

<提出書類>

- 添付書類届出書
- 提出書類チェックリスト
- 登記事項証明書
- 財務諸表(1年分)
- 納税証明書(その2、その3等)

なお、**測量業の方は測量業者登録が資格申請手続きの必須条件**ですので、速やかに登録申請をお願いします

パターン3： 登録情報未掲載

お手数ですが、システムに登録情報が掲載されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。

ただし、**測量業の方は**、

パターン1の<提出書類>
+

「測量業登録(通知)」

を添付書類とすることで、競争参加資格の申請が可能です。

パターン2： 登録情報と申請項目が不一致

お手数ですが、不一致部分について修正手続き等を行っていただき、正しい情報がシステムに登録されていることをご確認の上、資格申請手続きをお願いします。

パターン1： 登録情報と申請項目が一致

登録情報と申請項目が一致した業種は、添付書類の一部の提出を省略※ できます

<提出書類>

- 添付書類届出書
- 提出書類チェックリスト
- 登記事項証明書
- 納税証明書(その2、その3等)

※省略可能な書類

- 財務諸表(1年分)
- 測量業者登録証明書
- 建設コンサルタント登録証明(通知)
- 地質調査業者登録証明(通知)
- 補償コンサルタント登録証明(通知)

提出書類チェックリスト(添付書類の提出条件フロー)

(3) 登録証明書等の取扱いについて

添付書類のうち③登録証明書等は、原則として、申請書の「登録を受けている事業」欄に入力した事業について、事業許可又は登録（以下、事業許可等と言います。）を受けていることを証する書面を添付することが必要になりますが、希望する機関・業種によっては、登録証明書等がなくても登録を可能とする場合があります。また、必ず事業許可等を受けていなければ希望することができない業種については、当該事業許可等を受けていることを証する書面が添付されていなければ受理されません。

各機関毎の必要登録証明書等は次ページの一覧表を確認するとともに、不明な点があれば、各機関の手引き等を参照してください。

各機関別必要登録証明書等一覧

受付 機関名	業種区分	業務内容	対応する事業登録	添付書類	必須	登録があ れば 添付	備考
国土交通省大臣官房 官庁舎 計課所掌機関	測量		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建設コンサルタント		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明（通知）		○	
			建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
			計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
	地質調査		地質調査業者	地質調査業者登録証明（通知）		○	
	補償コンサルタント		補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明（通知）		○	
			不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	
			土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
			司法書士	司法書士であることを証する書面		○	
	その他の業種		その他の登録を受けて営む業務				
国土交通省地方整備局 （道路・河川・官庁舎 繕・公園関係） 国土交通省大臣官房官 庁舎繕部 国土技術政策総合研究 所（横須賀庁舎を除 く。）	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）	○	
	地質調査業務	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
		土地家屋調査士	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
		司法書士	司法書士	司法書士であることを証する書面		○	
		計量証明事業者	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
		すべて	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）		○	
		深浅測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		一般地上測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
国土交通省地方整備局 （港湾空港関係）	測量・調査	航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		汀線測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		土地家屋調査士	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面	○		
		上記以外の業務	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し		○	
			地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
		一級建築士	一級建築士	建築士事務所登録証明書	○		
		計量証明事業者	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書	○		
	建設コンサルタント等		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
			補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）		○	
		上記以外の業務					
国土交通省 北海道開発局	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	土木関係コンサルタント	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録(通知)		○	
			計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
	建築関係コンサルタント	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
	補償関係コンサルタント	すべて	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録(通知)		○	
			司法書士	司法書士であることを証する書面		○	
			土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
国土交通省 国土地理院	測量	地質調査	すべて	地質調査業者登録(通知)		○	
		基準点測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		写真測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図調製	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地理調査	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		

※詳細については、申請機関の手引き等を確認してください。

※各機関の問合せ先一覧は 191 ページ参照

各機関別必要登録証明書等一覧

受付 機関名	業種区分	業務内容	対応する事業登録	添付書類	必須	登録があ れば 添付	備考
内閣府	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査業務	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
内閣府沖縄総合事務局	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査業務	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
法務省	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査業務	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
財務省 （財務局、沖縄地区税 関）	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築士事務所	建築	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	建設コンサルタント	建設コンサルタント	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査	地質調査	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	補償コンサルタント	補償コンサルタント	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）		○	
	土地家屋調査	土地家屋調査	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証明する書面	○		
	計量証明	計量証明	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書	○		
	その他	その他	その他登録を受けて営む業務				
文部科学省	建築（設計・施工管理）	建築設計	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	建築設備（設計・施工管理）	建築設備設計	建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
	測量	測量一般（航空・用地等）	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	地質調査	地質調査	地質業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	その他コンサルティング		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
			補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）		○	
			不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	
			土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
			計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
			司法書士	司法書士であることを証する書面		○	
			その他				

※詳細については、申請機関の手引き等を確認してください。

※各機関の問合せ先一覧は 191 ページ参照

各機関別必要登録証明書等一覧

受付 機関名	業種区分	業務内容	対応する事業登録	添付書類	必須	登録があれば 添付	備考
厚生労働省	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録(通知)		○	
	土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録(通知)		○	
		すべて	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
	地質調査業務	地質調査	地質調査業者	地質調査業者登録(通知)		○	
		すべて	補償コンサルタント	補償コンサルタント(通知)		○	
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	
		登記手続	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
		その他	司法書士	司法書士であることを証する書面		○	
農林水産省 大臣官房予算課	測量	測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		土地家屋調査	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証明する書面	○		
		建設コンサルタント	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明		○	
	建築士事務所	建築	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		計量証明	計量証明	計量証明事業者登録証明書	○		
	地質調査	地質調査業者	地質調査業者	地質調査業者登録証明		○	
		補償コンサルタント	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明		○	
	その他	司法書士	司法書士	司法書士であることを証明する書面		○	
		不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証明する書面	○		
		その他	その他				
農林水産省 地方農政局	測量	測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		土地家屋調査	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証明する書面	○		
		建設コンサルタント	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明		○	
	建築士事務所	建築	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		計量証明	計量証明	計量証明事業者登録証明書	○		
	地質調査	地質調査業者	地質調査業者	地質調査業者登録証明		○	
		補償コンサルタント	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明		○	
	その他	司法書士	司法書士	司法書士であることを証明する書面		○	
		不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証明する書面	○		
		その他	その他				
林野庁	測量	測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		土地家屋調査	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証明する書面	○		
		建設コンサルタント	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明		○	
	建築士事務所	建築	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		計量証明	計量証明	計量証明事業者登録証明書	○		
	地質調査	地質調査業者	地質調査業者	地質調査業者登録証明		○	
		補償コンサルタント	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明		○	
	その他	司法書士	司法書士	司法書士であることを証明する書面		○	
		不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証明する書面	○		
		その他	その他				
経済産業省	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録(通知)		○	
	土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録(通知)		○	
		地質調査業務	すべて	地質調査業者登録(通知)		○	
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
		すべて	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録(通知)		○	

※詳細については、申請機関の手引き等を確認してください。

※各機関の問合せ先一覧は 191 ページ参照

各機関別必要登録証明書等一覧

受付 機関名	業種区分	業務内容	対応する事業登録	添付書類	必須	登録があれば 添付	備考
環境省	測量	すべて	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	自然環境共生関係コンサルタント業務	すべて	計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	土木関係建設コンサルタント業務	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明（通知）		○	
	地質調査業務	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録証明（通知）		○	
	補償関係コンサルタント業務	すべて	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明（通知）		○	
		不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
		すべて	土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面		○	
防衛省	測量	すべて	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	地質調査	すべて	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	土木	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	建築	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
		すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	電気・機械・通信	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	環境等	すべて	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
最高裁判所	測量	すべて	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		その他	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査	地質調査	地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
東日本高速道路 株式会社	測量		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	環境調査		計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	「環境調査」のうち濃度測定、音圧レベル測定及び振動加速度レベル測定を行う場合に添付が必要
	建築設計		建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	土地評価業務		不動産鑑定士	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	「土地評価業務」のうち、不動産鑑定を行う場合に添付が必要
中日本高速道路 株式会社	測量一般		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	航空測量				○		
	環境調査		計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	「環境調査」のうち濃度測定、音圧レベル測定及び振動加速度レベル測定を行う場合に添付が必要
	建築設計		建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	土地評価業務		不動産鑑定士	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	「土地評価業務」のうち、不動産鑑定を行う場合に添付が必要
西日本高速道路 株式会社	測量一般		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	航空測量				○		
	環境調査		計量証明事業者	計量証明事業者登録証明書		○	「環境調査」のうち濃度測定、音圧レベル測定及び振動加速度レベル測定を行う場合に添付が必要
	建築設計		建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	土地評価業務		不動産鑑定士	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	「土地評価業務」のうち、不動産鑑定を行う場合に添付が必要
首都高速道路 株式会社	設計	建築設計	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量			○		
	すべて	すべて	申請書入力画面②「登録を受けている事業」に入力した事業	入力した事業者であることを証する書面		○	

※詳細については、申請機関の手引き等を確認してください。

※各機関の問合せ先一覧は 191 ページ参照

各機関別必要登録証明書等一覧

受付 機関名	業種区分	業務内容	対応する事業登録	添付書類	必須	登録があれば 添付	備考
本州四国連絡高速道路 株式会社	測量		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築設計		建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	測量、建築設計以外の業務		申請書入力画面②「登録を受けている事業」に入力した事業	入力した事業者であることを証する書面		○	
水資源機構	測量	測量一般	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		航空測量	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
		地図の調整	測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務		建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
	補償関係コンサルタント業務	不動産鑑定	不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	○		
都市再生機構	測量		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	土質調査		地質調査業者 建設コンサルタント	地質調査業者登録証明（通知） 建設コンサルタント登録証明（通知）		○	
	建築設計		建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
	建築監理		建築士事務所	建築士事務所登録証明書		○	
	土木設計		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明（通知）		○	
	土木監理		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明（通知）		○	
	補償		補償コンサルタント	補償コンサルタント登録証明（通知）		○	
日本下水道事業団	建設コンサルタント業務	下水道事業に係る設計、調査等	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録証明（通知） （下水道部門）	○		建築の設計以外の建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の下水道部門の登録を受けている者
			建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		建築の設計に係る建設コンサルタント業務については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録を受けている者
	地質調査業務	地質調査	地質調査業者	地質調査業者登録証明（通知）		○	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の登録を受けている者
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	測量		測量業者	測量業の登録を証する書類又はその写し	○		
	建築関係建設コンサルタント業務	建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等	建築士事務所	建築士事務所登録証明書	○		
		機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	土木関係建設コンサルタント業務		建設コンサルタント	建設コンサルタント登録（通知）		○	
	地質調査業務		地質調査業者	地質調査業者登録（通知）		○	
	補償関係コンサルタント業務		不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面		○	
			補償コンサルタント	補償コンサルタント登録（通知）		○	

※詳細については、申請機関の手引き等を確認してください。

※各機関の問合せ先一覧は 191 ページ参照

(4) 添付書類等届出書受付期間及び郵送先

インターネット方式にかかるパスワード請求後の次の期間内に、下記ヘルプデスク宛に書留郵便で郵送してください。

令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）【消印有効】

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

電話番号：092-401-6640

郵 送 先：〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神 4-4-11 天神ショッピング福岡 7 階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

開設期間：令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 9 年 1 月 15 日（金）

受付時間：9:00 ～ 17:00

（ただし土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 12 月 29 日（火）～ 1 月 3 日（日）を除きます。）

※ このヘルプデスクにおいて、インターネット一元受付を利用される方の添付書類を、一元的に受付管理することとします。

(5) パスワードの発行申請及び添付書類等の受理確認方法

パスワードの発行申請については、

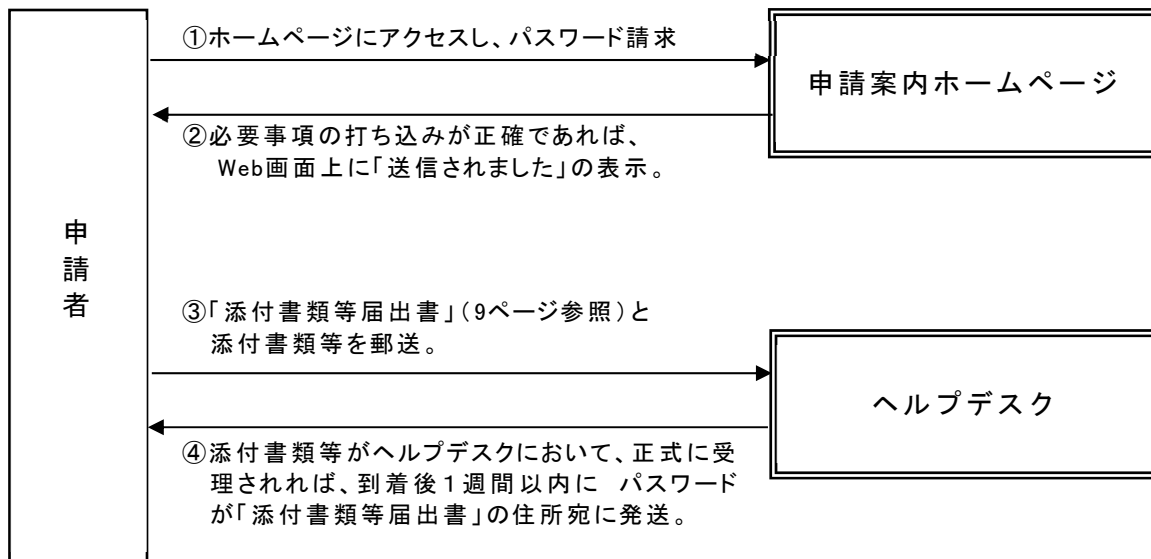
- ① 申請案内ホームページにアクセスし、申請者の本店の代表電話番号・商号又は名称等を入力してパスワードを請求。
- ② その後、9 ページの添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は 47 ページの添付書類等届出書兼代理申請委任状）と添付書類一式をヘルプデスク宛に書留郵便で郵送。

上記、2 点が要件となります。これをパスワード受付期間内(令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）の 9:00～17:00)に行っていたいただかなければパスワードの発行は行われず、今回のインターネット一元受付に参加できないのでご注意ください。なお、過去に発行されたユーザ ID・パスワードはご利用になれません。

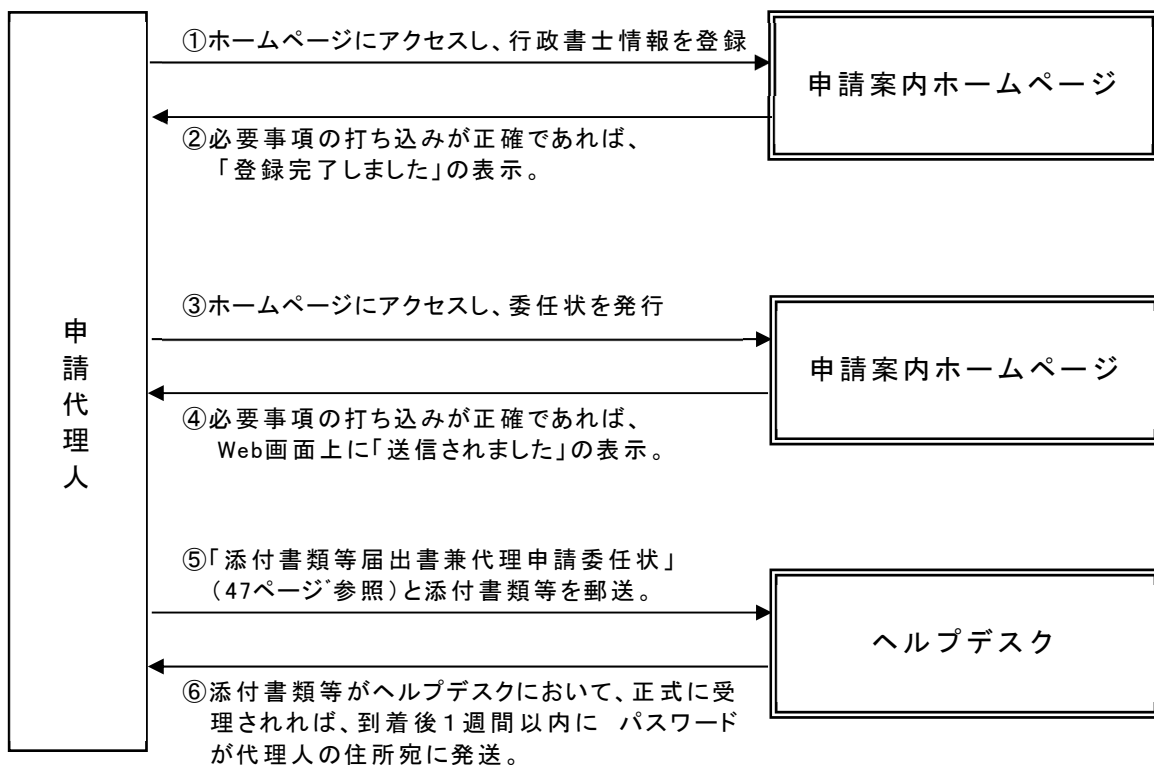
パスワードは添付書類をヘルプデスクにおいて受理してから、1 週間以内に「添付書類等届出書」（行政書士による代理申請の場合は「添付書類等届出書兼代理申請委任状」）に記載された住所に発送します。もし、添付書類を送付した後、10 日以内にパスワードが到着しない場合は、ヘルプデスクに確認してください。

【パスワードの発行申請と発行のフロー】

①本人申請の場合



②代理申請の場合



※ 代理申請の場合、ユーザ ID／パスワードは委任者ではなく代理人に発行されます。代理人はこのユーザ ID／パスワードを用いて、すべての委任者の申請が可能です。

パスワード請求をしたものの令和 8 年 12 月 28 日（月）【消印有効】までに、「添付書類等」を一元受付ヘルプデスクに郵送されなかった方に対しては、受理できなかったものとみなし、令和 9 年 1 月 6 日（水）から 1 週間以内に、次の「競争参加資格審査申請不受理票」を電子メールにて送信しますので、各機関が別途定める方式（文書郵送等）にて申請し直してください。（この場合インターネットによる申請はできません。）

なお、その際にあっても「添付書類等」は、必要書類となりますのでご注意ください。また、各機関によっては、認定が 4 月中旬以降になることがあります。

競争参加資格審査申請不受理票

貴方がパスワード請求を申請した「令和 9・10 年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）」において、「添付書類等」が当方に郵送されませんでした。

よって、貴方がパスワード請求を申請した「令和 9・10 年度定期競争参加資格審査インターネット申請（測量・建設コンサルタント等業務）」は無効であることを、通知します。

改めて、令和 9・10 年度の競争参加資格審査を申請する場合には、各機関が別途定める方式にて申請し直してください。

なお、その際にあっても「添付書類等」は、必要書類となりますのでご注意ください。

申請者名	〇〇〇〇〇〇〇〇	御中
管理番号	<u>〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇</u>	

測量・建設コンサルタント等業務
一元受付ヘルプデスク

※ この他、パスワード郵送後のインターネットによる申請内容と添付書類のヘルプデスクによる目視チェックにより不備があった場合、原則として 1 回目の修正においても不備が解消されない際には電子メールにより競争参加資格審査申請不受理票を送付することとなります。

11 添付書類における納税証明書の取扱い

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨の協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を求めています。

さらに、令和9・10年度競争参加資格審査より、法人または個人の納税実績を証明するために、「所得金額を証明する書類等」の提出を求めています。

（電子納税証明書の送信でも可とします。電子納税証明書の送信方法は188ページを参照）

① 納税証明書その2の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その2（個人）	「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その2（法人）	「法人税」についての所得金額の証明書		◎

※ ただし、税務申告の義務がない事業者においては、納税証明書その2（写し）の代替として、申出書及び提出義務がないことを示す書類（新設法人の場合は登記事項証明書等）の提出を求めています。

② 納税証明書その3の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示

す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

③ 納税証明書その 2 の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税

法人の場合…法人税

【注意事項】

※「◎」の付いた証明書を提出してください。

④ 納税証明書その 3 の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※ できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※ 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※ なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますのでご注意ください。

※ 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていることを確認してください。

⑤ 納税証明書その 3 の有効な証明年月日

証明年月日が添付書類等の郵送時以前の 3 ヶ月以内のもの

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明）

納税証明書			
(その 2・所得金額用)			
住所（納税地）			
氏名（名称）			
税目	申告所得税及び復興特別所得税		
年 分	所 得 金 額		摘 要
	申 告 額	更生・決定後の額	
令和〇年分	¥〇,〇〇〇,〇〇〇	*****	
	以 下	余 白	
(備考)			
○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。			
第 号			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
令和 年 月 日			
税務署長			
財務事務官			
印			

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その2）・・・法人の場合
（「法人税」についての所得金額の証明）

納税証明書

（その2・所得金額用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

税目	法人税	
事業年度	所得金額	
	申告額	更生・決定後の額
(自)令和○年○月○日 (至)令和○年○月○日	¥○,○○○,○○○	*****
	以下	余白
(備考) ○ 証明書発行日現在の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更生等により異動を生じる場合があります。		

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

※ 税務申告の義務がない場合に納税証明書その２の代替として提出

所得税及び復興特別所得税の確定申告について

私は、直近の確定申告期限（原則として3月15日）に係る年分の所得税及び復興特別所得税について、事業の開業前であったこと等により納付すべき額がないなど、申告義務がない場合に該当するため、当該年分に係る確定申告書を所轄税務署に提出していません。

年 月 日

所在地
氏 名

※ 税務申告の義務がない場合に納税証明書その2の代替として提出

法人税の確定申告について

当社は、下記の事由に該当することから、直前事業年度^(※)分の法人税については、当該申告に係る確定申告書を所轄税務書に提出しておりません。

(※) 直前事業年度とは、申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度をいいます。

記

- ☐ 申請日直前1年以内に申告期限が到来した事業年度がない（新設法人等）
- ☐ 収益事業^(※)を行っていない公益法人等又は人格のない社団等
- ☐ 外国法人で、国内源泉所得を有していない又は法人課税信託の引受けを行っていない

(※) 収益事業とは、法人税法第2条第13号及び法人税法施行令第5条で定める34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）をいいます。

年 月 日

所在地
法人名

国税通則法施行規則別紙第 9 号書式（その 3 の 2）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その 3 の 2 ・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」に
ついて未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

- ※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書

（その3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

12 もしも申請した内容が間違っていた場合

入力ミス等により、申請した内容が間違っていたとしても、確定前で、かつ次の期間内であれば、申請したデータを一度取消したのち、再度の申請を行うことが可能です。（詳しい手順については、183 ページを参照してください。）

申請内容修正期限： 令和9年1月15日（金）の17：00まで

※ 確定前で、かつ、上記期限内であれば、何度でも取消し・再申請は可能です。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（火）～1月3日（日））の終日及び平日の17：00～9：00の間は、システムを運休しますのでできません。

※ 上記の期日までに、誤った申請書データの取消し及び正しい申請書データの送信、確定までを完了してください。

※ 申請した内容については、Web（ホームページ）画面上で確認することができます。（詳しい手順については、172 ページを参照してください。）

※ 修正が認められるのは、インターネット方式のみです。

文書郵送方式等の各機関が別途定める方式は、認められませんのでご注意ください。

※ 受付票については、申請書データを送信し、かつ確定した場合に発行（送信）されますが、申請内容を取消した当該受付票については、「無効」となりますのでご注意ください。

13 申請書データの確定又は申請内容修正期限後の変更について

申請書データの確定又は申請内容修正期限（令和9年1月15日（金）17:00まで）の後に、次の場合に該当するときは、速やかに、各機関の定める方法による「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）」（32 ページ参照）により、変更等の届出をしてください。

※ 申請書データの確定前であれば、インターネット方式で申請の修正を行ってください。

なお、申請書データの確定後、申請内容修正期限後は、申請の修正はできません。

※ 変更等の届出は、インターネット方式ではできません。

※ 一元的な変更届の受付けはしておりません。各機関の定める方法により、それぞれ届出をしてください。

※ 届出が必要となる事由については、各機関で異なりますので必ず確認してください。

※ 変更届の対象は次の場合のみであり、申請内容の修正（年間平均実績高の振分け直し等）はできませんのでご注意ください。

申請内容の修正（年間平均実績高の振分け直し等）は、「12 もしも申請した内容が間違っていた場合」で掲げる期間及び方法でしか修正することはできません。

(1) 申請者が次に該当した場合

- ① 死亡したとき
- ② 法人が合併により消滅したとき
- ③ 法人が破産により解散したとき
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
- ⑤ 廃業したとき
- ⑥ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者になったとき
- ⑦ 営業に関し法律上必要な資格等を有しない者になったとき

(2) 申請者が次の事項を変更したとき

有資格業者が下表に掲げる事項について変更があった場合については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）」（32 ページ参照）にそれぞれ必要な書類を添付して申請機関に提出してください。

（国土交通省の例 ※申請機関により変更届が必要な変更事項・提出が必要な添付書類は異なる場合があります）

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店代表者の氏名及び役職 ※以下、業態調書（様式②－２）の記載内容の欄も確認のこと	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	登録の状況（希望の追加・削除を含む。ただし、許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	登録等の証明書（写しでも可）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届の写し等）（写しでも可）
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届の写し等）（写しでも可）
	営業所の閉鎖	なし

	変更事項	添付書類
	業態調書（様式②－２）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式②－２）
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	業態調書（様式②－２）の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書（様式②－２）

※ 上記以外の事項について変更届は必要ありません。

（例）支店長等の変更、市町村合併に伴う住所の変更等

※ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、証明年月日が添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

※ 測量・建設コンサルタント等業務において、一度申請された希望業務の内容は、新規に法律上の資格を取得したことによる場合、建設コンサルタント登録規程等の登録規程に基づいて追加の登録を行った場合に限り、変更が認められております。

《 変更届様式 》（国土交通省の例）

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（測量・建設コンサルタント等業務）

令和 年 月 日

殿

登録部局名

登録業種名

資格認定通知書の 令和 年 月 日

認定年月日・業者コード

住 所 〒

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

担当者電話番号

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1. 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2. 変更事項にかかる添付書類名

記載要領

- 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 契約中の案件がある場合には、上記2の欄に契約部局、契約番号、及び契約件名を添付書類と併せて記載してください。
- 「本店住所」、「商号又は名称」、「本店代表者の氏名」を変更する場合には、フリガナを付すること。

※ 行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名等をしてください。

※ 変更届はワープロソフトで作成していただいても結構です。

※ 大臣官房会計課所掌機関については、業者コード欄に整理番号を記入してください。

※ 変更届の様式、各機関の定める様式を使用してください。

（参考）国土交通省の変更届の様式は、下記ホームページの「3. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届の様式」からダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/shikakushinsa03.html>

14 受付票の保存について

申請書データが送信・確定され、受理した申請書類に不備がない場合には「受付票」を申請者宛てに電子メールで返信いたします。申請書データを送信・確定したにもかかわらず10日以内に「受付票」のメール返信がない場合には、ヘルプデスクにお問い合わせください。

また、当該受付票は令和9・10年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）にて申請が受け付けられたことを示す書類として利用することができるほか、申請書データの閲覧等に必要となる「申請書データ受付番号」が記載されていますので、各機関からの認定通知があるまで、大切に保管してください。

15 情報の安全性（本人認証、漏洩・改ざん防止等）の担保方法

インターネット申請のセキュリティについては、次の機能により担保します。

(1) 暗号化機能

インターネットを介して送受信する資格審査申請書データ及び受付票の安全性を確保するため、SSL（TLS）を活用した暗号化を行います。具体的にはウェブ通信についてはSSL（TLS）を、電子メールについては電子署名に対応するためにS/MIMEを用います。

(2) 認証・改ざん防止機能

送受信するデータの保証を行うため、送信途中でのメッセージの改ざん及び変更を確実にチェックする認証・改ざん防止機能を有しております。

※ ただし、上記機能を設けることとしても、インターネット一元受付システムと申請業者間のデータ送受信については、第三者等による同データの不正入手、漏洩、成りすまし、改ざん及び喪失等によるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失又はその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません。）に関しても、インターネット一元受付参加機関では一切責任を負わないものとします。

16 申請にあたっての注意事項

(1) 本インターネット方式による令和9・10年度の資格審査は、測量・建設コンサルタント等業務の定期受付のみが対象ですのでご注意ください。

(2) 本手引きで定める国土交通省等とは、大臣官房会計課所掌機関、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、国土技術政策総合研究所、北海道開発局、国土地理院の発注にかかるものですのでご注意ください。なお、地方整備局につい

ては「道路・河川・官庁営繕・公園関係」と「港湾空港関係」となっております。

- (3) 申請書データに虚偽の入力をしたり、又は重要な事実の入力をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。
- (4) 一度申請した資格審査の書類については、一切修正することはできません。インターネット方式のみ、確定前かつ一定期間内（令和 9 年 1 月 15 日（金）まで）に限り例外的に認めているものです。
- (5) 資格審査は有効期間内での認定を一度受けると、欠格要件や合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う資格の再認定等に該当しないかぎり有効であり、令和 9・10 年度資格審査の有効期間は令和 11 年 3 月 31 日までとなります。

なお資格認定の取り下げについては、常時受け付けております。（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、認定を受けた資格について取り下げた場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

- (6) パスワードの管理には、十分に気を付けてください。

今回、令和 9・10 年度のインターネット方式は、最初に発行されるパスワードによって、申請される方を特定（個人認証）しておりますので、万が一、紛失・盗難等された場合については、すぐにヘルプデスクにご連絡ください。

- (7) なお、このインターネット方式において発行されたパスワードは、あくまで令和 9・10 年度のインターネット方式にかかるものですので、本申請が有効に受け付けられ、各機関から認定（決定）通知書を受理されましたら、破棄していただいて結構です。その後、このパスワードを利用することはありません。
- (8) また、今回ご使用になられたパソコン等についても、本申請が有効に受け付けられ、各機関から認定（決定）通知書を受理されましたら、機種変更等していただいて結構です。
- (9) 申請の際に使用する文字は JIS 第一水準・第二水準に規定されているものに限り、それ以外の文字については類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。
例：高（はしご高）⇒「高」や「たか」、崎（たて崎）⇒「崎」や「ざき」

Ⅱ 申請の手順

1 手続きの概要

- (1) 「令和9・10年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）案内ホームページ」の URL を入力してください。以下の画面が表示されます。



ホームページ URL: <https://www.pqrc.mlit.go.jp>

(画面 1 - ①)

※ メニュー表示画面（画面 1 - ①）から、各項目をクリックすることにより以下の各ページへ移動が可能です。

- ・ はじめに（画面 1 - ②）
- ・ 手続きの概要（画面 1 - ③）
- ・ パスワード発行（本人申請用）（画面 2 - ① ～ ③）
- ・ パスワード発行（代理申請用）（画面 2 - ④ ～ ⑥）
- ・ パスワード発行（委任状等の発行）（画面 2 - ⑦ ～ ⑨）
- ・ 電子納税証明書の送付（画面 1 2 - ①～②）
- ・ パスワードの取り直し（画面 2 - ⑩～⑪）
- ・ ログイン（画面 3 - ①）
- ・ 問合せ先（画面 1 4 - ①）

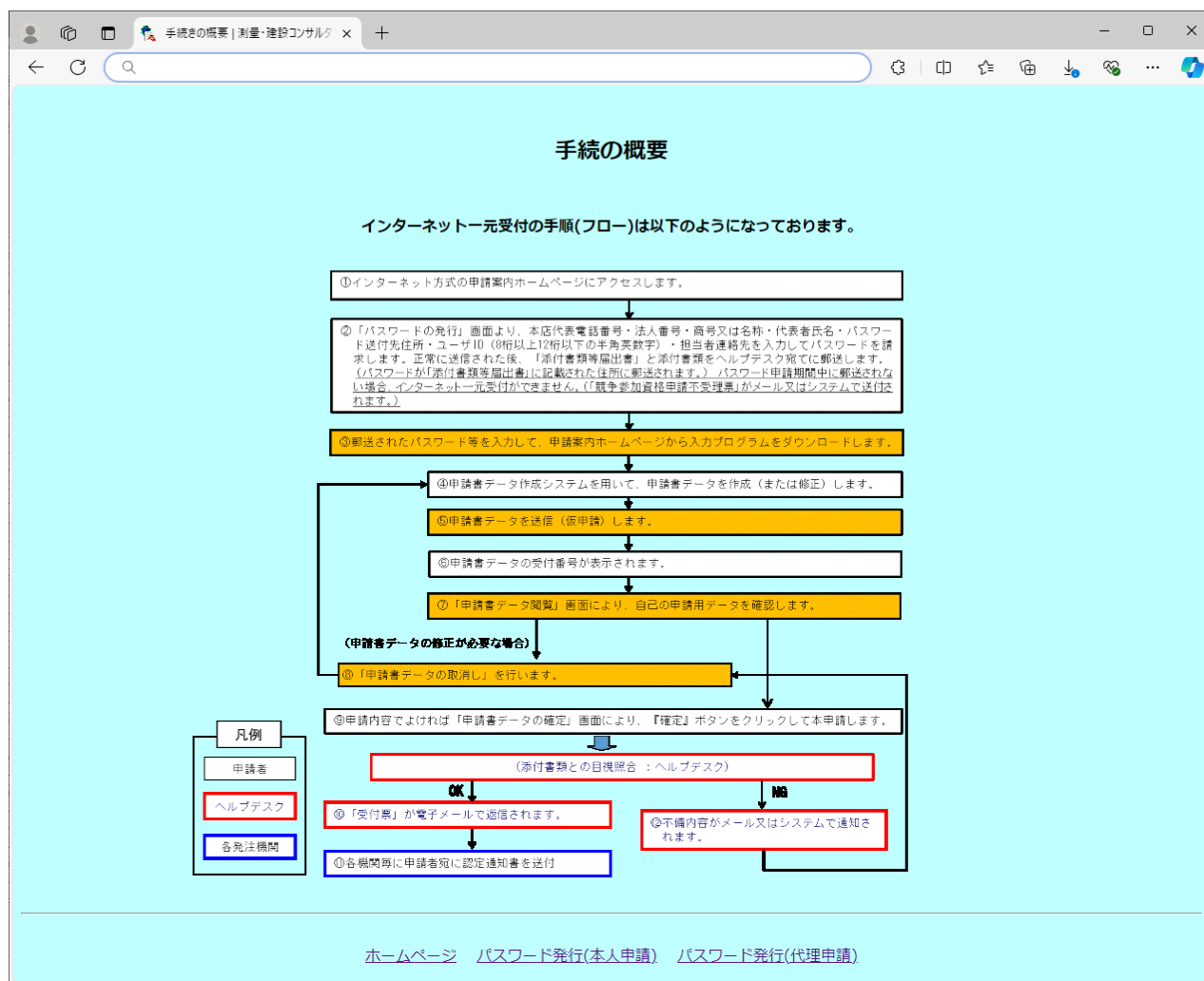
(2) 『はじめに』をクリックすると、「はじめに」の画面が表示されます。



(画面 1 - ②)

※ 画面本文「インターネット一元受付の実施について」中には、インターネット一元受付参加機関が表示されますので、希望する申請機関が含まれるかよくお確かめください。

- (3) 画面上の『手順の概要』の部分をクリックすると、「手順の概要」の画面が表示されます。



(画面 1－③)

※ 画面中には、インターネット一元受付にかかる手順の概要が表示されますので、よくお確かめください。

2 パスワードの発行

2.1 本人申請

- (1) メニュー表示画面（画面1－①）の『本人申請用』ボタンをクリックすると、下記の「パスワードの発行」画面が表示されます。

パスワードの発行

(1) 次の項に貴企業の情報を入力して下さい。

管理No (半角文字) 03 - 9999 - XXXX (本社代表電話番号)

法人形態 個人

法人番号 (半角数字) [] - [] - [] - [] 検索
法人番号がわからない方は [こちら](#) より検索してください。

商号又は名称 テスト設計

本社(店)住所 東京都 千代田区豊が岡2-1-3

代表者氏名 設計 太郎

(2) パスワード送付先住所を入力して下さい。

郵便番号 (半角数字) 101 - 8918

住所 東京都千代田区豊が岡2-1-3

(3) 任意の8桁以上12桁以内の半角英数字をユーザIDとして入力して下さい。

ユーザID (半角英数字) u1234567

(4) 資格審査担当者の連絡先を入力して下さい。

所属 テスト事業部

役職 課長

氏名 課長 太郎

電話番号(通常時) 080 - 9999 - XXXX 緊急時連絡先 080 - 9999 - XXXX

メールアドレス daihyo@test.co.jp

メールアドレス(再入力) daihyo@test.co.jp

注意: このパスワード申請は 測量・建設コンサルタント等業務 に限ります。
建設工事を希望される方は、[こちら](#) をクリックして下さい。 <https://www.pqr.mlit.go.jp>

確認 クリア

ホームページ はじめに 手続きの概要

(画面2－①)

- (2) 画面の指示に従って、必須事項を入力します。

○申請企業情報

項目	入力要領
「管理No」	本社（店）の電話番号を半角数字で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）や－（「ハイフン」）により区切られている単位の番号を入力してください。 ※ 申請書データ（申請書入力①）の本社（店）の電話番号はこの管理Noに合わせる必要があります。

項目	入力要領
「法人形態」	企業の法人形態をプルダウンメニューから選択してください。
「法人番号」	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を半角数字で入力してください。 ※ 法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がありますので、誤りのないように正確に入力してください。 ※ 個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。
「商号又は名称」	企業の商号又は名称を全角文字で入力してください。
「本社（店）住所」	登記事項証明書に記載されている本店所在地住所を全角文字で入力してください。
「代表者氏名」	代表者氏名を全角文字で入力してください。

○パスワード送付先

項目	入力要領
「パスワード送付先住所」	パスワード送付先の郵便番号を半角数字で、住所を全角文字で入力してください。

○ユーザID

項目	入力要領
「ユーザID」	8桁以上12桁以下の半角英数字を入力してください。

○資格審査担当者連絡先情報

項目	入力要領
「所属」 「役職」 「氏名」	申請者における本競争参加資格審査申請の担当者の所属、役職、氏名を全角文字で入力してください。 ※ 資格審査担当者の所属、役職がない場合には、当該項目欄は何も入力していただくなくて結構です。（空白で構いません）。

項目	入力要領
「電話番号（通常時）」	通常時の連絡先電話番号を市外局番から半角数字で入力してください。また、携帯電話等常時連絡が可能な電話番号を市外局番から半角数字で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）やー（「ハイフン」）により区切られている単位の番号を入力してください。
「メールアドレス」	連絡先の電子メールアドレスを入力してください。 ※ ヘルプデスクからの連絡事項・受付票等は、このメールアドレス宛に返信します。

- (3) 全ての事項を正しく入力し終えたら、『確認』をクリックしてください。「パスワードの発行（確認）」画面が表示されます。

パスワードの発行(確認)

(1) 貴企業の情報

管轄No 03-9999-XXXX (本社代表電話番号)

法人形態 個人

法人番号 ---

商号又は名称 テスト設計

本社(店)住所 東京都 千代田区豊が岡 2-1-3

代表者氏名 設計 太郎

(2) パスワード送付先住所

郵便番号 101-8918

住所 東京都千代田区豊が岡 2-1-3

(3) ユーザID

ユーザID u1234567

(4) 資格審査担当者の連絡先

所属 テスト事業部

役職 課長

氏名 課長 太郎

電話番号(通常時) 080-9999-XXXX 緊急時連絡先 080-9999-XXXX

メールアドレス daihyo@test.co.jp

※申請後は、連絡先メールアドレスを除き変更できません。

建設工事を希望される方は、[こちら](https://www.pqr.mlit.go.jp) <https://www.pqr.mlit.go.jp>

[上記内容で申請する](#)
[前画面の戻り修正する](#)

[ホームページ](#)
[はじめに](#)
[手続きの概要](#)

(画面 2-②)

- (4) 「パスワードの発行」画面で入力したデータが表示されますので、内容を再度確認してください。

上記の内容でよろしければ、『上記の内容で申請する』ボタンをクリックし送信してください。修正が必要な場合は、『前画面に戻り修正する』

ボタンをクリックして「パスワードの発行」画面に戻り内容を修正してください。

(5) 正常に受信されますと、「送信されました」の画面が表示されます。

パスワードの発行(送信済み)

送信されました

*必ずこの画面を印刷して代表者印を押印の上、添付書類を同封しヘルプデスク宛に『簡易書留』で郵送してください。

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡7階
測量・建設コンサルタント等競争参加資格審査一元受付ヘルプデスク あて

通常1週間以内に申請された住所・代表者宛にパスワードを郵送します。
当該パスワードをもって再度このホームページにアクセスして下さい。
10日以内に届かない場合は、受付時間内に 092-401-6640 まで電話でお問い合わせ下さい。

※『宛名印刷』ボタンをクリックすると、宛名と添付書類等届出書がPDF形式で表示されます。'

宛名印刷

----- 切り取り線 -----

添付書類等届出書

パスワード送付先:

商号または名称	テスト設計
代表者氏名	設計 太郎
本社(店)住所	東京都千代田区豊が関2-1-3
送付先住所	東京都千代田区豊が関2-1-3
電話番号(管理番号)	03-9999-XXXX

上記の通り相違ないことを証明する。
令和 年 月 日

本社(店)所在地
会社名
証明者役職
証明者氏名 代表者印

----- ヘルプデスク利用欄(切り取らないで下さい) -----

整理番号	添付書類当届出書	☐	登記事項証明書	☐	登録証明書等	☐	-----	-----
88XXXXXXXX	財務諸表類	☐	納税証明書	☐			-----	-----

※ 所属: テスト設計 担当: 設計 太郎
連絡先: 080-9999-XXXX (緊急時連絡先: 080-9999-XXXX)
法人番号:

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

(画面 2 - ③)

(6) 『宛名印刷』ボタンをクリックすると、宛名と添付書類等届出書が PDF 形式で表示されます。

※ PDF 形式のファイルを表示印刷するためには、Adobe Acrobat Reader (無償) もしくはブラウザ (Microsoft Edge・Google Chrome 等) が必要です。

2.2 代理申請

- (1) メニュー表示画面（画面 1－①）の『代理申請用』ボタンをクリックすると、下記の「代理申請に関する基本情報の登録」画面が表示されます。

The screenshot shows a web browser window with the title '代理申請に関する基本情報の登録' (Registration of Basic Information for Proxy Application). The page has a light blue background. At the top, there is a navigation bar with links: 'ホームページ' (Home Page), 'はじめに' (Introduction), and '手続きの概要' (Overview of Procedures). The main content area contains the following text and form fields:

申請を代理で行う方は、こちらで基本情報を登録して下さい。

1. 氏名・連絡先等を入力して下さい。

行政書士登録番号

代理人・氏名

代理人・所属

代理人・電話番号（通常時） - - （半角数字）

（携帯等、常時連絡可能な番号） - - （半角数字）

代理人・住所 〒 -

代理人・メールアドレス

（再入力）

2. 任意の 8 桁以上 12 桁以下の英数字をユーザIDとして入力して下さい。

ユーザID ※英字、数字を組み合わせ入力して下さい。

At the bottom, there are two buttons: '確認' (Confirm) and 'クリア' (Clear).

（画面 2－④）

- (2) 画面の指示に従って、必須事項を入力します。

○申請代理人の氏名・連絡先等

項目	入力要領
「行政書士登録番号」	行政書士登録番号を半角英数字で入力してください。
「代理人・氏名」	代理人ご本人の氏名を全角文字で入力してください。
「代理人・所属」	代理人ご本人の所属を全角文字で入力してください。
「代理人・電話番号」	代理人ご本人の連絡先電話番号を市外局番から半角数字で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）や－（「ハイフン」）により区切られている単位の番号を入力してください。

項目	入力要領
「代理人・住所」	代理人ご本人の郵便番号を <u>半角数字</u> で、住所を <u>全角文字</u> で入力してください。
「代理人・メールアドレス」	代理人ご本人の連絡先の電子メールアドレスを入力してください。 ※ ヘルプデスクからの連絡事項・受付票等は、このメールアドレス宛に返信します。

○ユーザID

項目	入力要領
「ユーザID」	8桁以上12桁以下の <u>半角英数字</u> を入力してください。

- (3) 全ての事項を正しく入力し終えたら、『確認』ボタンをクリックしてください。「代理申請に関する基本情報の登録（確認）」画面が表示されます。

代理申請に関する基本情報の登録（確認）

下記の内容を確認の上、問題無ければ「登録」ボタンをクリックして下さい

- 氏名・連絡先等

行政書士登録番号	123456789
代理人・氏名	代理 太郎
代理人・所属	東京都行政書士会
代理人・電話番号（通常時）	080-8888-XXXX
（常時に可能な番号）	080-8888-XXXX
代理人・送付先住所	〒101-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1
代理人・メールアドレス	gyouseishoshi@test.ne.jp
- ユーザID
d123456789

[登録](#)
[戻る](#)

[ホームページ](#)
[はじめに](#)
[手続きの概要](#)

（画面2－⑤）

- (4) 「代理申請に関する基本情報の登録」画面で入力したデータが表示されますので、内容を再度確認してください。

上記の内容でよろしければ、『登録』ボタンをクリックし送信してください。修正が必要な場合は、『戻る』ボタンをクリックして「代理申請に関する基本情報の登録」画面に戻り内容を修正してください。

- (5) 正常に受信されると、「代理申請に関する基本情報の登録（完了）」画面が表示されます。

代理申請に関する基本情報の登録（完了）

下記の内容で登録が完了しました。引き続きパスワード発行を実施して下さい。

- 氏名・連絡先等

行政書士登録番号	123456789
代理人・氏名	代理 太郎
代理人・所属	東京都行政書士会
代理人・電話番号（通常時）	080-8888-XXXX
（常時に可能な番号）	080-8888-XXXX
代理人・送付先住所	〒 101-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1
代理人・メールアドレス	gyouseishoshi@test.ne.jp
- ユーザーID
d123456789

[委任状等の発行申請に進む](#)

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

（画面 2－⑥）

（6）引き続き委任状等を発行する場合は、『委任状等の発行申請に進む』ボタンをクリックします。「委任状等の発行」画面が表示されます。

委任状等の発行

（1）次の欄に代理申請する企業の情報を入力して下さい。

管理No（半角数字） - - （本社代表電話番号）

法人形態

法人番号（半角数字） - - - [検索](#)

※法人番号がわからない方は [こちら](#) より検索してください。

商号又は名称

本社（店）住所

代表者氏名

（2）行政書士による代理申請の場合のみ入力して下さい。

行政書士登録番号

電話番号（半角数字） - -

※代理申請に関する氏名・所属等は [こちら](#) で事前に登録しておく必要があります。

注意：このパスワード申請は **測量・建設コンサルタント等業務** に限ります。
 建設工事を希望される方は、[こちら](#) をクリックして下さい。 <https://www.pqr.mlit.go.jp>

[確認](#) [クリア](#)

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

（画面 2－⑦）

(7) 画面の指示に従って、必須事項を入力します。

○代理申請企業情報

項目	入力要領
「管理No」	代理申請する企業の本社（店）の電話番号を <u>半角数字</u> で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）やー（「ハイフン」）により区切られている単位の番号を入力してください。 ※ <u>申請書データ（申請書入力①）の本社（店）の電話番号はこの管理Noに合わせる必要があります。</u>
「法人形態」	代理申請する企業の法人形態をプルダウンメニューから選択してください。
「法人番号」	代理申請する企業の法人番号（13桁）を <u>半角数字</u> で入力してください。
「商号又は名称」	代理申請する企業の商号又は名称を <u>全角文字</u> で入力してください。
「本社（店）住所」	代理申請する企業の <u>登記事項証明書に記載されている本店所在地住所</u> を <u>全角文字</u> で入力してください。
「代表者氏名」	代理申請する企業の代表者の氏名を <u>全角文字</u> で入力してください。

○申請代理人（行政書士）情報

項目	入力要領
「行政書士登録番号」	（1）で登録済みの行政書士登録番号を <u>半角英数字</u> で入力してください。
「電話番号」	行政書士の連絡先電話番号を市外局番から <u>半角数字</u> で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）やー（「ハイフン」）により区切られている単位の番号を入力してください。

- (8) 全ての事項を正しく入力し終えたら、『確認』ボタンをクリックしてください。「委任状等の発行（確認）」画面が表示されます。

委任状等の発行（確認）

(1) 代理申請する企業の情報

管轄No.	03-9999-XXXX (本社代表電話番号)
法人形態	個人
法人番号	---
商号又は名称	テスト設計
本社（店）住所	東京都千代田区麹町2-1-3
代表者氏名	設計 太郎

(2) 行政書士の情報

行政書士登録番号	123456789
電話番号	080-8888-XXXX

上記の内容で申請する 前画面に戻り修正する

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

(画面 2 - ⑧)

- (9) 「委任状等の発行」画面で入力したデータが表示されますので、内容を再度確認してください。

上記の内容でよろしければ、『上記の内容で申請する』ボタンをクリックし送信してください。修正が必要な場合は、『前画面に戻り修正する』ボタンをクリックして「委任状等の発行」画面に戻り内容を修正してください。

(10) 正常に受信されますと、「送信されました」の画面が表示されます。

送信されました

※必ずこの画面を印刷して代表者印を押印の上、添付書類を同封しヘルプデスク宛に『簡易書留』で郵送してください。

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡7階
測量・建設コンサルタント等競争参加資格審査一元受付ヘルプデスク あて

通常1週間以内に申請された住所・代表者宛にパスワードを郵送します。
当該パスワードをもって再度このホームページにアクセスして下さい。
10日以内に届かない場合は、受付時間内に 092-401-6640 まで電話でお問い合わせ下さい。

※『宛名印刷』ボタンをクリックすると、宛名と添付書類等届出書兼代理申請委任状がPDF形式で表示されます。

[宛名印刷](#)

----- 切り取り線 -----

添付書類等届出書兼代理申請委任状

インターネット申請手続きを、下記の行政書士に委任する。

パスワード送付先：

商号または名称	テスト設計
代表者氏名	設計 太郎
本社(店)住所	東京都千代田区豊が関2-1-3
行政書士氏名	代理 太郎
送付先住所	東京都千代田区豊が関2-1-3
電話番号(管理番号)	03-9999-XXXX

上記の通り相違ないことを証明する。
令和 年 月 日

本社(店)所在地
会社名
証明者役職
証明者氏名 代表者印

----- ヘルプデスク利用欄(切り取らないで下さい) -----

整理番号	添付書類当届出書	☐	登記事項証明書	☐	登録証明書等	☐	-----	-----
88XXXXXXXX	財務諸表類	☐	納税証明書	☐			-----	-----

※ 所属：代理 担当：代理 太郎
連絡先：080-9999-XXXX (緊急時連絡先：080-9999-XXXX)
法人番号：

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

(画面2-⑨)

(11) 『宛名印刷』ボタンをクリックすると、宛名と添付書類等届出書兼代理申請委任状がPDF形式で表示されます。

※ PDF形式のファイルを表示印刷するためには、Adobe Acrobat Reader (無償) もしくはブラウザ (Microsoft Edge・Google Chrome 等) が必要です。

2.3 添付書類の郵送とパスワードの発送

パスワードについては、次ページの内容で、パスワード送付先住所の代表者あて（行政書士による代理申請の場合は代理人あて）に、封書で郵送されます。

※ パスワードの申込受付期間は、令和 8 年 11 月 2 日（月）～令和 8 年 12 月 28 日（月）の平日 9：00～17：00 までとなっておりますので、期限までに、パスワード発行申請後に表示される添付書類等届出書（41 ページの画面 2－③）（行政書士による代理申請の場合は、添付書類等届出書兼代理申請委任状（47 ページの画面 2－⑨））の画面表示を確認してください。

送信のみが令和 8 年 12 月 28 日（月）の 17：00 までに終了し、「送信されました」の画面表示が確認できない場合、当方ではパスワードの申込受付を受信していないことも有り得ますので、時間的に余裕をもってパスワードの申込みを行ってください。

※ このパスワード申請を行った後、上記画面 2－③（行政書士による代理申請の場合は 2－⑨）をプリントアウトし、切り取り線以降の「添付書類等届出書（行政書士による代理申請の場合は添付書類等届出書兼代理申請委任状）」（又は PDF 形式をプリントアウトしたもの）と添付書類等をヘルプデスクに郵送してください。この添付書類が、令和 8 年 12 月 28 日（月）【消印有効】までに送付されないと、パスワードが発行されず、結果的に今回のインターネット一元受付に参加できませんのでご注意ください。（詳細については、2 ページをご覧ください。）
なお、使用する印については、代表者印としてください。

令和9・10年度 定期競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等業務）

インターネット一元受付に係るパスワード及びユーザIDの交付について

省庁等（国土交通省等（官房会計課所掌機関、官房官庁営繕部、各地方整備局、国土技術政策総合研究所、北海道開発局、国土地理院）、内閣府、内閣府沖縄総合事務局、法務省、財務省財務局、沖縄地区税関、文部科学省、厚生労働省、農林水産省大臣官房予算課、地方農政局、林野庁、経済産業省、環境省、防衛省、最高裁判所）及び独立行政法人等（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、水資源機構、都市再生機構、日本下水道事業団、鉄道建設・運輸施設整備支援機構）の令和9・10年度定期資格審査に係るインターネット一元受付用の貴社のパスワード及びユーザIDは、今後申請書データの作成、前回申請書データのダウンロード、及び申請書データの送信時に必ず入力することとなりますので、取扱いには十分ご注意ください。また、部外者等に知れますと、いたずらや不正な申請をされるおそれがありますので、管理には十分ご注意ください。

ご不明な点等ございましたら、下記のヘルプデスクにご連絡ください。

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

電話番号：092-401-6640

住 所：〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡7階

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

開設期間：令和8年11月2日（月）～令和9年1月15日（金）

受付時間：9：00～17：00

（ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日（火）～1月3日（日）は除きます。）

ユーザID user1234

4・ゼット・0・アイ・ユー・シャープ・ケイ・アイ・ジェイ・ゼット・ヴィー・プラス

パスワード 4z0iu#KijZV+

※ パスワードは5回認証に失敗しますとロックされ使用できなくなります。入力の際は大文字小文字等にご注意し入力してください。

パスワード発行日 令和x年xx月xx日

パスワード発行者 測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

〒XXX-XXXX

〇〇県△△市□□□1-2-3

〇〇〇〇〇株式会社

建設 太郎 様

管理番号：XX-XXXX-XXXX 整理番号：88XXXXXXXXX

2.4 パスワードの取り消し

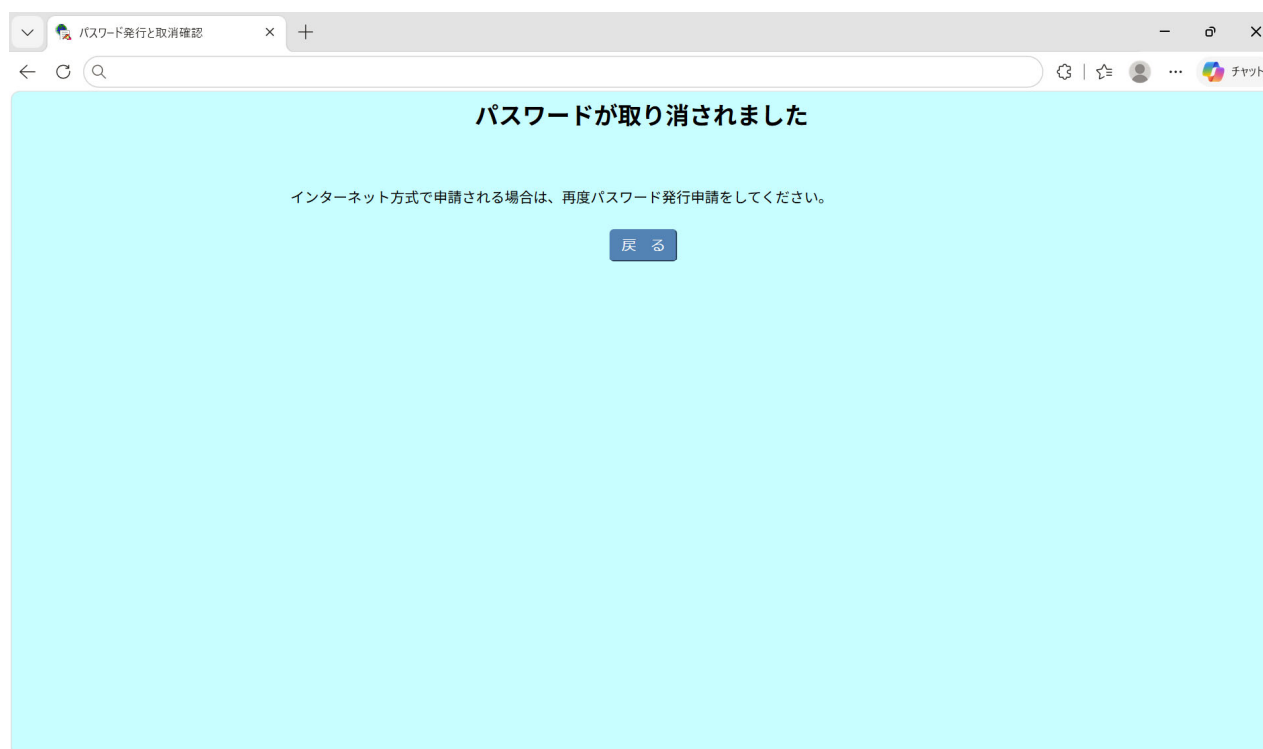
- (1) メニュー表示画面（画面1－①）の『パスワードの取り消し』ボタンをクリックすると、下記の「パスワード発行の取り消し」画面が表示されます。

(画面2－⑩)

- (2) 画面の指示に従って、必須事項を入力し、『送信』ボタンをクリックします。

項目	入力要領			
「管理No」	添付書類等届出書もしくはパスワード通知書に記載される管理Noを <u>半角数字</u> で入力してください。			
「整理番号」	添付書類等届出書もしくはパスワード通知書に記載される88から始まる10桁の整理番号を <u>半角数字</u> で入力してください。			
「ユーザID」	パスワード通知書に記載されるユーザIDを <u>半角英数字</u> で入力してください。			
「取り消し理由」	プルダウンメニューをクリックすると次の取り消し理由が表示されますので、その中から該当するものを選択してください。 <table><tr><td>建設工事の間違いのため</td></tr><tr><td>持参・郵送方式で申請するため</td></tr><tr><td>その他</td></tr></table>	建設工事の間違いのため	持参・郵送方式で申請するため	その他
建設工事の間違いのため				
持参・郵送方式で申請するため				
その他				

(3) 正常に受信されますと、「パスワードが取り消されました」の画面が表示されます。



(画面 2 - ⑪)

※ パスワード発行申請画面で入力した内容を訂正する場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

3 ログイン

※ 申請手続きを行うためには、システムへのログイン処理が必要です。

- (1) メニュー（画面 1－①）の『ログイン』ボタンをクリックすると、下記のログイン画面が表示されます。

（画面 3－①）

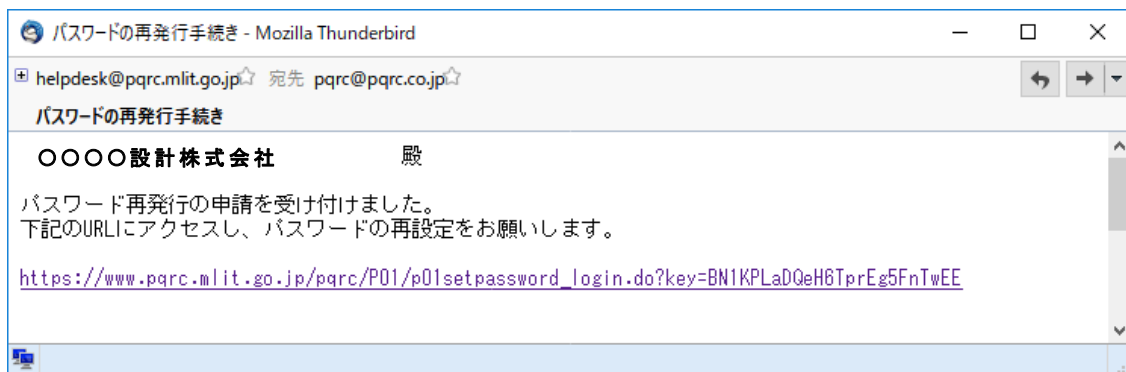
- (2) ユーザ ID、パスワードを入力し、『確認』ボタンをクリックします。
- ① 「ユーザ ID」と「パスワード」については、「令和 9・10 年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）に係るパスワード及びユーザ ID の交付について」で通知された内容を入力してください。
 - ② パスワードを忘れた場合、『パスワードを忘れた方はこちら・・・』をクリックしてください。パスワードの再発行画面（画面 3－②）が表示されます。
- ※ ユーザ ID を忘れた場合はヘルプデスク（18 ページ参照）へ連絡してください。

- ③ 管理番号、ユーザ ID、パスワード発行申請時に入力したメールアドレスを入力し、「私はロボットではありません」をチェックし、『送信』ボタンをクリックします。



(画面 3 - ②)

- ④ 認証が完了すると、入力したメールアドレス宛に、パスワード再発行の案内メールが送信されます。



(画面 3 - ③)

※ メール受信後 30 分以内にパスワード再設定をしてください。

- ⑤ メール本文の URL をクリックすると、パスワードの再発行画面が表示されます。新しいパスワードを入力し、『登録』ボタンをクリックします。新しいパスワードが登録されます。

パスワードの再発行

新しいパスワードを入力してください。

新しいパスワード

新しいパスワード(確認用)

※パスワードは、大文字を含めた半角英数字及び記号(#\$-)を組み合わせた、8桁以上12桁以内の文字を入力してください
(例:aBcdef-12345)。

※変更したパスワードは次回からのログインに必要になりますので大切に保管してください。

(画面 3 - ④)

(3) 正常に認証されると、下記の申請手続きメニュー画面が表示されます。



(画面3-⑤)

※ 申請手続きメニュー画面（画面3-⑤）から、各項目をクリックすることにより以下の各ページへ移動が可能です。

- Web 申請書データ作成システム（画面4-①）
- 申請書データ作成システム等のダウンロード（画面4-③）
- 申請状況の確認（画面10-①）
- 添付書類の送信（画面12-①～②）
- メール受信履歴（画面11-①）
- 申請書データの送信（画面6-①～③）
- 申請書データの閲覧（画面7-①～⑦）
- 申請書データの確定（画面8-①～④）
- 申請書データの取り消し（画面9-①～③）
- 様式等のダウンロード（画面13-①）

※ Web 申請書データ作成システム：ブラウザ上で申請書データの作成ができるシステムです。なお、受付時間中（9時～17時）のみ利用ができます。

※ 申請書データ作成システム等のダウンロード：申請書データ作成システムのインストールファイル、前回データのダウンロードができます。インストール版の申請書データ作成システムは、自身のPCにシステムをインストールすることで、受付時間外でも申請書データの作成ができます。

4 申請書データの作成、処理状況一覧

- (1) 申請書手続きメニュー画面（画面3－⑤）で『Web 申請書データ作成システム』ボタンをクリックします。



（画面4－①）

- ※ 申請書データ作成及び処理状況一覧（画面4－①）から、各機能进行操作することができます。

- 進捗状況
申請書データの進捗状況（未作成／作成中／未送信／送信済み／確定済み／審査中／受付完了）を表示します。
- 新規作成
申請書データを新規に作成します。
※ 前回（令和7・8年度）の申請書データがある場合は、読込を行います。
- 修正
保存した申請書データを修正します。
- 送信
申請書データを送信します。
※ データチェック時にエラーがある場合は、送信できません。
- ダウンロード
申請書データをダウンロードします。
※ Web 申請書データ作成システムで作成した申請書データを PC 上にダウンロードします。ダウンロードした申請書データは自身の PC にインストールした申請書データ作成システムで閲覧・編集が可能です。
- 履歴表示
申請書データの変更履歴を表示します。

- ※ 行政書士代理申請の場合は、代理申請する業者一覧（画面４－②）が表示されます。各種申請手続きにおいて、申請業者を選択してから各申請手続きに進んでください。



申請書データ作成及び処理状況一覧

管理番号	商号又は名称	申請状況	新規	修正	送信	ダウンロード	保存日時	コメント	履歴
03-9999-XXXX	テスト設計	申請完了				ダウンロード	XXXX/XX/XX XX:XX	Webシステムより送信	履歴表示
XXX-XXX-XXXX	(株)〇〇設計	申請完了				ダウンロード	XXXX/XX/XX XX:XX	Webシステムより送信	履歴表示

戻る

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

（画面４－②）

- (2) 申請書手続きメニュー画面（画面3－⑤）で『申請書データ作成システム等のダウンロード』ボタンをクリックします。



（画面4－③）

ダウンロード対象のボタンをクリックし、ダウンロードしてください。

- ・「申請書データ作成システム」・・・ Web 申請書データ作成システムで作成した申請書データを印刷される方は、この申請書データ作成システムをダウンロードし、インストールしてください。

なお、この申請書データ作成システムで申請書データを作成することも可能です。また、保存した申請書データは、Web 申請書データ作成システムから読み込むことも可能です。

- ・「前回（令和7・8年度）の申請書データ」・・・ 前回の申請書データを利用する場合はダウンロードしてください。

- ※ 前回（令和7・8年度）申請を行っていない方は、「前回（令和7・8年度）の申請書データ」ダウンロード欄は表示されません。
- ※ 前回の申請をされている方でも、不受理となった場合には前回の申請書データはダウンロードできませんのでご了承ください。
- ※ 前回の申請をされていて、代表の電話番号が変わった場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

インターネット一元受付参加機関と申請書データ作成システムの対応

インターネット一元受付 参加機関	タブ名 (測量等実績高②)	申請書データ作成システム 画面名と参照ページ								
		申請書 入力①	申請書 入力②	申請書 入力③	申請書 入力④	営業所 入力	測量等 実績高①	測量等 実績高②	業態調書・ 共通	業態調書・ 地理院
		62	68	69	72	76	79	↓	153	167
国土交通省大臣官房会計課所 掌機関（84 ページ参照）	大臣官房会計課	○	○	○	○	○	○	82		
国土交通省地方整備局（道路・ 河川・官庁営繕・公園関係）、大臣官房官庁営繕部、 国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）	地方整備局	○	○	○	○	○	○	86	○	
国土交通省地方整備局（港湾 空港関係）	地方整備局（港湾）	○	○	○	○	○	○	89	○	
国土交通省北海道開発局	北海道開発局	○	○	○	○	○	○	91	○	
国土交通省国土地理院	国土地理院	○	○	○	○	○	○	94	○	○
内閣府	内閣府	○	○	○	○	○	○	96	○	
内閣府沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	○	○	○	○	○	○	98	○	
法務省	法務省	○	○	○	○	○	○	100		
財務省財務局・沖縄地区税関	財務省	○	○	○	○	○	○	102		
文部科学省	文部科学省	○	○	○	○	○	○	106		
厚生労働省	厚生労働省	○	○	○	○	○	○	108		
農林水産省大臣官房予算課	農林水産省	○	○	○	○	○	○	110		
農林水産省地方農政局	地方農政局	○	○	○	○	○	○	112		
林野庁	林野庁	○	○	○	○	○	○	115		
経済産業省	経済産業省	○	○	○	○	○	○	118		
環境省	環境省	○	○	○	○	○	○	120		
防衛省	防衛省	○	○	○	○	○	○	122		
最高裁判所	最高裁判所	○	○	○	○	○	○	125		
東日本高速道路(株)	NEXCO 東日本	○	○	○	○	○	○	127		
中日本高速道路(株)	NEXCO 中日本	○	○	○	○	○	○	131	○	
西日本高速道路(株)	NEXCO 西日本	○	○	○	○	○	○	135		
首都高速道路(株)	首都高速	○	○	○	○	○	○	139		
本州四国連絡高速道路(株)	本四高速	○	○	○	○	○	○	143		
独立行政法人水資源機構	水資源機構	○	○	○	○	○	○	145		
独立行政法人都市再生機構	都市再生機構	○	○	○	○	○	○	147		
日本下水道事業団	下水道事業団	○	○	○	○	○	○	149		
独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構	鉄道・運輸機構	○	○	○	○	○	○	151	○	

5 申請書データの作成

5.1 申請書入力（共通入力部分）

作成&処理状況一覧画面（画面4－①）で『新規作成』または『編集』ボタンをクリックします。下記の画面がポップアップ表示されます。

【申請書入力①】

02. 受付番号 03. 業者コード 04. 申請者の規模 05. 適格組合証明 ☐ 附 号

TECRISコード PUBDISコード

令和9・10年度において、資機材で行われる測量・建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資機材業者を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

申請日 受付票返信先電子メールアドレス

06・08 本社（店）住所・郵便番号

〒 郵便番号から住所を検索 郵便番号が分からない場合はこちら

カナ 住所 登記簿上住所

07. 法人番号 法人番号が分からない場合はこちら

09. カナ 商号又は名称 法人形態

10. 代表者氏名

姓（カナ） 名（カナ）
姓 名
役職

11. 担当者

姓（カナ） 名（カナ）
姓 名

12. 本社（店）電話番号 042 - 747 - 5550

13. 担当者電話番号

14. 本社（店）FAX番号

15. 電子入札ICカードの登録番号 8000000000

16. 電子メールアドレス（再入力）

17. 申請代理人（代理申請時）

氏名 郵便番号から住所を検索 郵便番号が分からない場合はこちら

〒 カナ 住所 電話番号

19. 設立年月日

20. みなし大企業

○下記のいずれかに該当する ○該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業

（起動画面）

【機能】

項目	機能
読み込み	保存してある申請書データを読み込みます。 ※ 前回（令和7・8年度）の申請書データをダウンロードした方はこちらから読み込んでください。
関連業データの取り込み	建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録されている情報を取り込みます。
データ保存	申請書データの保存を行います。 ※ 申請書データ保存時には、申請書データにエラーがないか

項目	機能
	チェックを行います。データ保存時にエラーがあると「6 申請書データの送信」ができません。
帳票出力	保存した申請書データを帳票出力します。
データチェック	申請書データにエラーがないかのチェックを行います。 エラーがある場合にはエラー一覧が表示されますので修正してください。 ※ 169ページの「申請書データの送信」を行う際には必ずこの処理を行ってください。
チェック結果表示	データチェック結果の表示を行います。
データクリア	現在表示している申請書データ（申請書入力①～業態調書・地理院の入力画面単位）を消去します。保存せずにクリアしたデータを復元することはできませんのでご注意ください。
一覧画面に戻る	申請書データ作成および処理画面一覧に戻ります。

※ 入力に当たっての基本的注意事項

- 「08 本社（店）住所」及び「09 商号又は名称」等（ともにフリガナを含みます。）において、全て入力しきれない（該当する桁数が足りない）ときは、入力できる範囲（桁数）までで構いません。
- 「08 本社（店）住所」及び「09 商号又は名称」等（ともにフリガナを含みます。）において、カタカナの表記を用いる場合等で、「ー」（延音）を含むときは、「ー」ではなく、「一」を入力するようにしてください。
（例） ボール・・・×（誤）
ボール・・・○（正）
また、丁目、番地については、逆に「ー」（ハイフン）により入力してください。
（例） 霞が関 1ー5ー3・・・×（誤）
霞が関 1ー5ー3・・・○（正）
- 文字の入力法則にあっては、入力プログラム上で制御されております。
（例） 半角による入力を義務づけている箇所にあっては、全角での入力できません。また、全角と半角が同一入力事項上、併存することはできません。エラーメッセージが表示されます。
- 日付は、西暦で入力してください。「カレンダー」ボタンをクリックすると、簡易カレンダー（西暦、和暦が表示可）が表示されます。

※ 画面左の『申請書入力①』をクリックすると、上記画面が表示されます。

– 62 –

項目	入力要領
「申請日」	入力する必要はありません。（何も入力できません。）
「受付票返信先 電子メールアドレス」	申請書データを当方が正常に受信すると、申請された方に対して「受付票」を電子メールにて返信することになりますのでその「受付票」の返信先（電子メールアドレス）を、<u>半角英数字</u>で入力してください。 なお、この「受付票返信先メールアドレス」は、画面6-①「申請書データ送信」（169ページ）の画面中の「受付票返信先メールアドレス」と同一でなければなりません。
「06・08 本社（店）住所・郵便番号」	① 「郵便番号」を入力し、「郵便番号から住所を検索」ボタンをクリックします。 ② 住所の3ブロック目に、住所の残りの部分を<u>全角文字</u>で入力してください。 丁目、番地は、「<u>ー（ハイフン）</u>」により省略して入力してください。 ③ 「フリガナ」の欄は、<u>全角カタカナ</u>で入力してください。 ④ 「登記簿上住所」欄は、<u>登録されている住所と現住所が異なる場合のみ</u>、登記簿上の住所を全角文字で入力してください。 ※ 事業所の個別郵便番号（郵便番号XXX-YYYYのYYYY部分が8000番台以降等）にも対応しています。なお、日本郵便株式会社（https://www.post.japanpost.jp/index.html）の郵便番号検索サービスで検索できない郵便番号は入力できませんので、当該地域の郵便番号を入力してください。
「07 法人番号」	① 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を<u>半角数字</u>で入力してください。 ※ 法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がありますので、<u>誤りのないように正確に</u>入力してください。 ※ 個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。

項目	入力要領																																				
「09 商号又は名称」	① 申請される方の商号又は名称を、 <u>全角文字</u> で入力してください。 なお、株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、 <u>全角文字</u> として入力してください。（『（』、『（』、『（』をそれぞれ全角の一文字として入力してください。）																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>略号</th><th>種 類</th><th>略号</th><th>種 類</th><th>略号</th><th>種 類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)</td><td>株 式 会 社</td><td>(名)</td><td>合 名 会 社</td><td>(企)</td><td>企 業 組 合</td></tr> <tr> <td>(有)</td><td>有 限 会 社</td><td>(同)</td><td>協 同 組 合</td><td>(合)</td><td>合 同 会 社</td></tr> <tr> <td>(資)</td><td>合 資 会 社</td><td>(業)</td><td>協 業 組 合</td><td>(責)</td><td>有 限 責 任 合 事 業 組 合</td></tr> <tr> <td>(一財)</td><td>一 般 財 団 法 人</td><td>(一社)</td><td>一 般 社 団 法 人</td><td>(公財)</td><td>公 益 財 団 法 人</td></tr> <tr> <td>(公社)</td><td>公 益 社 団 法 人</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	略号	種 類	略号	種 類	略号	種 類	(株)	株 式 会 社	(名)	合 名 会 社	(企)	企 業 組 合	(有)	有 限 会 社	(同)	協 同 組 合	(合)	合 同 会 社	(資)	合 資 会 社	(業)	協 業 組 合	(責)	有 限 責 任 合 事 業 組 合	(一財)	一 般 財 団 法 人	(一社)	一 般 社 団 法 人	(公財)	公 益 財 団 法 人	(公社)	公 益 社 団 法 人				
	略号	種 類	略号	種 類	略号	種 類																															
	(株)	株 式 会 社	(名)	合 名 会 社	(企)	企 業 組 合																															
	(有)	有 限 会 社	(同)	協 同 組 合	(合)	合 同 会 社																															
	(資)	合 資 会 社	(業)	協 業 組 合	(責)	有 限 責 任 合 事 業 組 合																															
	(一財)	一 般 財 団 法 人	(一社)	一 般 社 団 法 人	(公財)	公 益 財 団 法 人																															
	(公社)	公 益 社 団 法 人																																			
	② 「フリガナ」の欄は、 <u>全角カタカナ</u> で入力してください。 なお、株式会社等法人の種類を表わす略号については、フリガナは入力しないでください。																																				
	③ 「法人形態」は、プルダウンメニューをクリックすると次の法人形態名が表示されますので、その中から該当するものをクリックしてください。																																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>株式会社</td><td>合名会社</td><td>企業組合</td><td>有限会社</td><td>協同組合</td><td>合同会社</td></tr> <tr> <td>合資会社</td><td>協業組合</td><td>有限責任事業組合</td><td>一般財団法人</td><td>一般社団法人</td><td>公益財団法人</td></tr> <tr> <td>公益社団法人</td><td>個 人</td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	株式会社	合名会社	企業組合	有限会社	協同組合	合同会社	合資会社	協業組合	有限責任事業組合	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	個 人	その他																						
株式会社	合名会社	企業組合	有限会社	協同組合	合同会社																																
合資会社	協業組合	有限責任事業組合	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人																																
公益社団法人	個 人	その他																																			

項目	入力要領																
「10 代表者氏名」	① 「役職」の欄は、プルダウンメニューをクリックすると次の役職名が表示されますので、その中から該当するものをクリックしてください。 <table><tr><td>取締役</td><td>取締役社長</td><td>代表取締役</td><td>代表取締役社長</td></tr><tr><td>代表取締役副社長</td><td>代表社員</td><td>代表者</td><td>代表理事</td></tr><tr><td>理事長</td><td>社長</td><td>副社長</td><td>無限責任社員</td></tr><tr><td>管財人</td><td>会長</td><td></td><td></td></tr></table> ※ 個人、代表執行役、若しくは該当のない場合には、「代表者」をお選びください。 ② 「代表者氏名」の欄は、姓と名前を<u>全角文字</u>で入力してください。 ③ 「フリガナ」の欄は、姓と名前を<u>全角カタカナ</u>で入力してください。	取締役	取締役社長	代表取締役	代表取締役社長	代表取締役副社長	代表社員	代表者	代表理事	理事長	社長	副社長	無限責任社員	管財人	会長		
取締役	取締役社長	代表取締役	代表取締役社長														
代表取締役副社長	代表社員	代表者	代表理事														
理事長	社長	副社長	無限責任社員														
管財人	会長																
「11 担当者」	① 会社等における本申請の担当者（本申請の内容についての質問に答えられる方の名前）の姓と名前を、<u>全角文字</u>で入力してください。 ② 「フリガナ」の欄は、姓と名前を<u>全角カタカナ</u>で入力してください。																
「12 本社（店）電話番号」	入力する必要はありません（パスワード発行時に登録した管理番号が自動で入力されます）。																
「13 担当者電話番号」	「11 担当者」欄に入力された方に対応する電話番号を、市外局番から<u>半角数字</u>で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）やー（「ハイフン」）により区切られる単位の番号を入力してください。 また、「内線」の欄には、「11 担当者」欄に入力された方に対応する社内での内線番号を<u>半角数字</u>で入力してください。内線番号が存在しない場合には、何も入力していただくことなく結構です。（内線が必要ない場合も入力不要です。）																

項目	入力要領
「14 本社(店) FAX番号」	市外局番から半角数字で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常()やー(「ハイフン」)により区切られる単位の番号を入力してください。 なお、「本店FAX番号」が存在しない(FAX機器を持ちあわせていない)場合には、半角数字で「000-0000-0000」を入力してください。当方においては、「本店FAX番号」(FAX機器)が無いものと判断できます。
「15 電子入札ICカードの登録番号」	入力を要する各機関の希望業種入力画面で入力しますので本画面では入力する必要はありません。(何も入力できません。)
「16 電子メールアドレス」	以下の申請を希望しない申請者は入力不要です。以下の各機関に申請する場合は入力してください。 ・国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係) ・国土交通省北海道開発局 ・国土交通省国土地理院 ・法務省 ・文部科学省 業務上の連絡に対応できうるアドレスを、半角英数字及び記号にて入力してください。 ※ 個人のメールアドレスでも可能です。 ※ この「16 電子メールアドレス」は、機関によっては、有資格登録後の発注手続きにおける業務上の連絡のために使用します。 ※ 国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公園関係)及び大臣官房官庁営繕部では、一部の機関で資格認定通知を電子メールにて行います。その場合は、ここで入力したメールアドレス宛に、資格決定通知書の内容をメール本文に記載して送付するため、添付ファイルはありません。 ※ 国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院、法務省及び文部科学省では、ここで入力したメールアドレス宛てに資格認定(決定)通知書(PDF形式)を送信します。 ※ 電子メールの場合、資格決定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人(又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者)のメールアドレスを入力してください。 ※ メールアドレスに誤りがあると資格決定通知書を受信で

項目	入力要領
	きないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。
「17 申請代理人（代理申請時）」	行政書士が申請書データを作成した場合に、作成した行政書士の氏名、住所、電話番号を入力してください。
「19 設立年月日」	登記事項証明書記載の設立年月日を入力してください。 (個人については、入力する必要はありません。)
「20 みなし大企業」	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第3号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「 ☐ 下記のいずれかに該当する」のチェックボックスをチェックし、上記に該当しない場合は「 ☐ 該当しない」のチェックボックスにチェックをしてください。

(申請書入力②画面)

※ 画面左の『申請書入力②』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「18 登録を受けている事業」	登録を受けている事業の登録番号、登録年月日（西暦）を入力してください。その他の登録事業名を入力する必要がある場合は、空白行に登録事業名、登録番号、登録年月日を入力してください。 中・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社に申請を希望する方で、計量証明事業者登録を受けている場合は、「計量証明事業者（中・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社）」チェックボックスをチェックし、計量証明事業者（濃度（大気）、濃度（水士壤）、音圧レベル、振動加速度、特定濃度）の登録番号、登録年月日（西暦）を入力してください。 ※ 「カレンダー」ボタンをクリックすると、簡易カレンダーが表示されます。
「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」	登録部門をチェックしてください。 ※ 「登録部門」にチェックする場合は、「18 登録を受けている事業」欄のそれぞれに該当する事業に登録番号等が入力されていることが必要となります。

※ 「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。（12 ページ参照。）

申請書入力③

検索または Web アドレスを入力

【申請書入力③】

24. 自己資本額

区分	直前決算時 (千円)
① 株主資本のうち外国資本 (株主資本のうち資本金) 株主資本	0
② 評価・換算差額等	0
③ 新株予約権	0
④ 株式引受権	0
⑤ 計 (P)	0

※計を直接入力する

※個人の場合、「株主資本のうち資本金」に期首資本金、「⑤計 (P)」に純資産合計 (期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定) の額を直接入力してください。

25. 損益計算書

税引前当期利益 (千円) (S)	
0	

26. 貸借対照表

① 流動資産 (千円) (m)	② 流動負債 (千円) (n)
0	0
③ 固定資産 (千円) (Q)	④ 総資本額 (千円) (R)
0	0

27. 経営比率

① 総資本純利益率 (S/R x 100)	
0.0	
② 流動比率 (m/n x 100)	
0.0	
③ 自己資本固定比率 (P/Q x 100)	
0.0	

28. 外資状況

外国籍会社	国名	外資比率
1 外国籍会社		
2 日本国籍会社 (外資比率100%)		
3 日本国籍会社		

29. 営業年数等

① 創業	年
0	0
② 休業期間又は転業の期間	年
0	0
③ 現組織への変更	年
0	0
④ 審査基準日 (※)	年
0	0
⑤ 営業年数	年
0	0

※創業：設立年月日と異なる場合は説明資料の提出が必要です。
※審査基準日：定款審査申請日の直前の営業年度の終了日 (提出された財務諸表等の決算日)

30. 常勤職員の数 (人)

① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ うち役員等
0	0	0	0	0

(申請書入力③画面)

※ 画面左の『申請書入力③』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「24 自己資本額」	「①株主資本」、「①株主資本のうち外国資本」、「①株主資本のうち資本金」、「②評価・換算差額等」、「③新株予約権」、「④株式引受権」を、千円単位 (千円未満切り捨て) で入力してください。
「①株主資本」	払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を入力してください。(有限会社である場合においては、出資払込金、出資申込証拠金の額) 組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込済資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を入力してください。 個人にあっては、「⑤ 計」欄に、純資産合計 (期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定) の額

項目	入力要領				
「株主資本のうち資本金」	を入力してください。（「⑤計を直接入力する」をチェックして直接入力してください。） 「株主資本のうち、資本金」には、有限会社の場合は出資払込金の額、組合の場合は組合の基本財産と組合員の払込済資本金、個人の場合は期首資本金の額を入力してください。				
「② 評価・換算差額等」	「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を入力してください。				
「③ 新株予約権」	「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を入力してください。				
「④ 株式引受権」	「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を入力してください。				
「25 損益計算書」	「税引前当期利益」を千円単位（千円未満切り捨て、消費税を含まない。）で入力してください。				
「26 貸借対照表」	「①流動資産」、「②流動負債」、「③固定資産」、「④総資本額」を千円単位（千円未満切り捨て）で入力してください。				
「27 経営比率」	自動計算されますので入力する必要はありません。				
「28 外資状況」	① プルダウンメニューをクリックすると次の外資状況が表示されますので、その中から該当するものを選択してください。 <table border="1"><tr><td>外資無し（日本資本会社）</td></tr><tr><td>外国籍会社</td></tr><tr><td>日本国籍会社（100%外国資本）</td></tr><tr><td>日本国籍会社（一部外国資本）</td></tr></table> ② 「外資無し（日本資本会社）」以外を選択すると、「外資状況」の下側のスペースの「国名」、（外資比率 %）項目が入力可能となりますので、国名（全角カタカナ文字）、外資比率（半角数字）を入力してください。 なお、「2 日本国籍会社（外資比率100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社（一部外国資本）」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。	外資無し（日本資本会社）	外国籍会社	日本国籍会社（100%外国資本）	日本国籍会社（一部外国資本）
外資無し（日本資本会社）					
外国籍会社					
日本国籍会社（100%外国資本）					
日本国籍会社（一部外国資本）					
「29 営業年数等」	①「①創業」、「②休業期間又は転（廃）業期間」、「③現組織への変更」、「④審査基準日」年月日を、西暦で入力してください。 ②「④審査基準日」には、資格審査申請日の直前の営業年度の終了日（提出された財務諸表の決算日）（「21				

項目	入力要領
	測量等実績高」の「直前１年度分決算」の事業（営業）年度終了日）を入力してください。 ③「⑤営業年数」は自動計算されますので、入力する必要はありません（何も入力できません。）。 ※ 「①創業」には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）を入力してください。なお、登記事項証明書に記載されている設立年月日（会社（法人）成立年月日）より早い場合は、当該事実を証明できる書類を提出してください。 ※ 「21 測量等実績高」の「直前１年度分決算」の事業（営業）年度終了日は、「④審査基準日」が表示されます。 ※ 「カレンダー」ボタンをクリックすると、簡易カレンダーが表示されます。
「30 常勤職員の数」	半角数字で入力してください。 申請しようとする日の直前の事業（営業）年度の終了日（提出された財務諸表の決算日）において常時雇用している職員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を入力すること（工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントすること）。

申請書④

検索または Web アドレスを入力

【申請書入力④】

22. 有資格者数(人)

有資格者の入力・編集...

資格名	人数	技術士等資格	20部門人数	総監人数
一般建築士	0	機械部門	機械設計	0
一般建築士	0	機械部門	材料・溶接・溶接性	0
構造設計一般建築士	0	機械部門	機械・動力エネルギー機器	0
設備設計一般建築士	0	機械部門	流体機器	0
建築設備資格者(建築設備士)	0	機械部門	加工・生産システム及び産業機械	0
建築設備資格者(建築設備士)	0	機械部門	機械力学・制御(旧)	0
測量士補	0	機械部門	動力エネルギー(旧)	0
環境計画士	0	機械部門	熱工学(旧)	0
一般計画士	0	機械部門	冷凍・物流機械及び建設機械(旧)	0
環境計画士(農林)	0	機械部門	ロボット(旧)	0
環境計画士(船舶・船舶)	0	機械部門	情報・精密機械(旧)	0
不動産鑑定士	0	機械部門	その他(上記以外)	0
不動産鑑定士	0	電気電子部門	電力・エネルギーシステム	0
土地家屋調査士	0	電気電子部門	電気応用	0
司法書士	0	電気電子部門	電子応用	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	電気電子部門	情報通信	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	電気電子部門	電気設備	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	土質及び基礎	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	鋼構及びコンクリート	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	都市及び地方計画	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	河川・船舶及び海岸・海洋	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	港湾及び空港	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	電力土木	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	道路	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	鉄道	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	トンネル	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	施工計画、施工設備及び検査	0
加工管理士 一般土木施工管理士	0	建設部門	建設環境	0
電気技術者 第一種電気主任技術者	0	上下水道部門	上水道及び工業用水道	0
電気技術者 第一種電気主任技術者	0	上下水道部門	下水道	0
電気技術者 第一種電気主任技術者	0	上下水道部門	水環境	0
電気通信主任技術者 伝送・交換主任技術者	0	衛生工部門	水質管理	0
電気通信主任技術者 第一種伝送交換主任技術者	0	衛生工部門	廃棄物・資源循環	0
電気通信主任技術者 第二種伝送交換主任技術者	0	衛生工部門	建設物環境衛生管理	0
電気通信主任技術者 第一種CATV技術者	0	衛生工部門	大気管理(旧)	0
電気通信主任技術者 第二種CATV技術者	0	衛生工部門	環境調和(旧)	0
地質調査士	0	衛生工部門	建設環境(旧)	0
建築業務管理士 土地調査部門	0	農業部門	農業農村工学	0
建築業務管理士 土地評価部門	0	農業部門	農村地組・資源計画	0
建築業務管理士 物件部門	0	農業部門	農村環境(旧)	0
建築業務管理士 機械・工作部門	0	農業部門	技術士補	0
建築業務管理士 営業・特種補償部門	0	農業部門	その他(上記以外)	0
建築業務管理士 事業推進部門	0	森林部門	林業・林産	0
建築業務管理士 補償関係部門	0	森林部門	森林土木	0
建築業務管理士 総合補償部門	0	森林部門	上記以外	0
土地改良補償業務管理士	0	水産部門	水産土木	0
土地改良補償業務管理士	0	水産部門	その他(上記以外)	0
土地改良補償業務管理士	0	経営工部門	経営工部門	0
最高裁判所	0	情報工部門	コンピュータ工学	0
最高裁判所	0	情報工部門	ソフトウェア工学	0
最高裁判所	0	情報工部門	情報システム	0
最高裁判所	0	情報工部門	情報基盤	0
最高裁判所	0	情報工部門	その他(上記以外)	0
最高裁判所	0	応用理部門	物理及び化学	0
最高裁判所	0	応用理部門	地球物理及び地球化学	0
最高裁判所	0	応用理部門	地質	0
最高裁判所	0	環境部門	環境保全計画	0
最高裁判所	0	環境部門	環境測定	0
最高裁判所	0	環境部門	自然環境保全	0
最高裁判所	0	環境部門	環境影響評価	0

(申請書入力④画面)

※ 有資格者数の一覧画面が表示されます。

※ 画面左の『申請書入力④』をクリックすると、上記画面が表示されます。

「22 有資格者数(人)」欄は、次のように入力してください。

① 画面右上の「有資格者の入力・編集」ボタンをクリックすると、次ページの有資格者入力画面が表示されます。

※ 自社の常勤職員数(申請しようとする日の直前の事業(営業)年度の終了日(提出された財務諸表の決算日)において常時雇用している職員数)のみを入力し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は入力しないでください。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて入力することができるものとします。

申請書入力④有資格者の入力・編集 ×

検索または Web アドレスを入力

チャット

【申請書入力④】

操作	読み込み	実人数	
挿入 削除 編集	複数資格入力 ファイルの選択 エクセルデータ一括取込 CSVデータ一括取込	技術士資格保有者 0 基本情報処理技術者 0	※必ず「閉じる」ボタンをクリックし、集計結果を確認すること。 ※ブラウザの「戻る」ボタンは使用できません。 ①国土地理院を希望される場合、測量士実務経験年数1年未満の者のうち、 測量士補の資格を有し、かつ士補の実務経験年数1年以上であれば士補に記載可。 ただし、申請書入力③画面では測量士補の人数はカウントされません。 ②実務経験年数は、総称に測量、建設コンサルタント等業務に従事した期間を記載。 閉じる

総ページ数 1 < << >> > | ページへ 1ページに表示する行数 適用

No.	氏名	法令による免許等			実務経験年数		所属する営業所
		名称	総監	取得年月日	総監年月日	年 月	

▼ 機関別

- 大臣官房会計課
- 地方整備局
- 地方整備局（港湾）
- 北海道開発局
- 国土地理院
- 法務省
- 財務省
- 文部科学省
- 厚生労働省
- 農林水産省
- 地方自治体
- 林野庁

(申請書入力④ 有資格者入力画面)
※ 有資格者入力画面が表示されます。

有資格者入力画面は、次のように入力してください。

- ※ 「環境計量士」の欄には平成4年度以前に資格取得した人を入力してください。
- ※ 「環境計量士（濃度）」及び「環境計量士（騒音・振動）」の欄には平成5年度以降の当該資格を取得した人を入力してください。
- ※ 測量士と測量士補の両方の資格を有する者は、原則として測量士のみに入力してください。

ただし、国土交通省国土地理院への登録を希望する場合で、測量士としての実務経験年数が1年未満かつ測量士補としての実務経験年数が1年以上の場合は、測量士補の資格情報も入力できます。

なお、測量士としての実務経験年数が１年未満の場合は国土交通省国土地理院の有資格者名簿に反映されません。また、測量士補は申請書入力④画面の技術者人数には計上されません。

※ 平成 30 年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右に対応する科目を選択の上、入力してください。

平成 30 年度以前技術士試験対応表

技術部門	平成 30 年度以前第二次試験選択科目	チェックする選択欄
機械	材料力学	材料強度・信頼性
	流体力学	流体機器
	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	加工・生産システム及び産業機械
	機械力学・制御	機械力学・制御(旧選択科目)
	動力エネルギー	動力エネルギー(旧選択科目)
	熱工学	熱工学(旧選択科目)
	交通・物流機械及び建設機械	交通・物流機械及び建設機械(旧選択科目)
	ロボット	ロボット(旧選択科目)
	情報・精密機器	情報・精密機器(旧選択科目)
電気電子	発送配変電	電力・エネルギーシステム
上下水道	水道環境	水道環境(旧選択科目)
衛生工学	廃棄物管理	廃棄物・資源循環
	大気管理	大気管理(旧選択科目)
	空気調和	空気調和(旧選択科目)
	建築環境	建築環境(旧選択科目)
森林	林業	林業・林産
農業	農業土木	農業農村工学
	農村地域計画	農村地域・資源計画
	農村環境	農村環境(旧選択科目)
情報工学	情報システム・データ工学	情報システム
	情報ネットワーク	情報基盤

1. 直接入力する場合

- ① 一覧画面上に、有資格者の氏名、法令による免許等、取得年月日、実務経験年数を直接入力します。
- ② 技術者単位で複数資格をまとめて入力する場合は、「申請者入力画面④有資格者入力画面」上の「複数資格入力」ボタンをクリックします。次ページの複数資格入力画面が表示されます。

個人情報

技術者経歴書-資格選択

氏名 姓 名

実務経験年数 0 年 0 月

所属する業種所

OK キャンセル

一般資格 APEC・博士 RCCM資格 NEXCO資格 技術士資格

資格名	選択
一級建築士	☐
二級建築士	☐
構造設計一級建築士	☐
設備設計一級建築士	☐
建築設備資格者（建築設備士）	☐
建築積算資格者（建築積算士）	☐
測量士	☐
測量士補	☐
環境計量士	☐
一般計量士	☐
環境計量士（濃度）	☐
環境計量士（騒音・振動）	☐
不動産鑑定士	☐
不動産鑑定士補	☐
土地家屋調査士	☐
司法書士	☐
施工管理技士 一級土木施工管理技士	☐
施工管理技士 二級土木施工管理技士	☐
施工管理技士 一級建築施工管理技士	☐
施工管理技士 二級建築施工管理技士	☐

（複数資格入力画面）

技術者の氏名、所有資格、実務経験年数を入力してください。

- ① 保有する資格の「選択」欄をチェックしてください。
 - ② 技術士の場合、選択科目毎に「選択」欄をチェックしてください。当該選択科目の総合技術監理部門を保有している場合は、「総監」欄もチェックしてください。
- 「OK」ボタンをクリックして前画面に戻り、それぞれの資格の「取得年月日」を入力します。

2. 技術者経歴書で作成したデータを取込む場合

- ① 画面 12-①「様式等のダウンロード」画面（189 ページ）で、技術者経歴書をダウンロードし、技術者経歴書を作成します。
- ② 「エクセルデータ一括取込」をクリックし、技術者経歴書を取込みます。

3. 自社データベースから取込む場合

- ① 所定の書式（「案内ホームページ」の「よくある質問」を参照。）で有資格者データ作成し、CSV 形式で保存します。
- ② 「CSV データ一括取込」をクリックし、CSV データを取込みます。

4. 「実人数」欄に、「技術士」、「基本情報処理技術者」の実人数を入力します。

5. 「閉じる」ボタンをクリックします。入力データの集計結果が、有資格者数（72 ページの申請書入力④画面）画面に表示されます。

5.2 営業所入力（共通入力部分）

【営業所入力】

営業所一覧表

番号	営業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
0	☐ 本社(店)	-		00-0000-0000	-

一覧の操作

営業所編集

名称			キャンセル
〒	-	郵便番号から住所を検索	郵便番号が分らない場合はこちら
カナ			
住所			
電話番号		FAX番号	

営業区域

☐ 北海道 ☐ 青森 ☐ 茨城 ☐ 新潟 ☐ 岐阜 ☐ 滋賀 ☐ 鳥取 ☐ 徳島 ☐ 福岡 ☐ 沖縄

☐ 岩手 ☐ 栃木 ☐ 富山 ☐ 静岡 ☐ 京都 ☐ 島根 ☐ 香川 ☐ 佐賀

☐ 宮城 ☐ 群馬 ☐ 石川 ☐ 愛知 ☐ 大阪 ☐ 岡山 ☐ 愛媛 ☐ 長崎

☐ 秋田 ☐ 埼玉 ☐ 福井 ☐ 三重 ☐ 兵庫 ☐ 広島 ☐ 高知 ☐ 熊本

☐ 山形 ☐ 千葉 ☐ 山梨 ☐ 奈良 ☐ 山口 ☐ 大分

☐ 福島 ☐ 東京 ☐ 長野 ☐ 和歌山 ☐ 宮崎

☐ 神奈川 ☐ 鹿児島

農政局のみ入力 ☐ 営業所番号 営業所長役職 左記の内容は、農政局向けの申請を行う場合のみ入力して下さい。

[営業所番号が分らない場合はこちら](#) 営業所長氏名 本社(店)は入力不要です(入力できません)。

（営業所一覧入力画面）

※ 画面左の『営業所入力』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「本社(店)」	① 上部一覧の「0 本社(店)」をクリックしてください。 ② 本店の「名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」は、申請書入力①画面から既に登録されています。 ③ 本店の「営業区域」欄は、本店としての営業範囲を、各都道府県単位で判断して、該当する都道府県名の左のチェックボックスをクリックしてください。営業範囲が複数にまたがる場合は、該当する全ての都道府県をクリックしてください。 なお、全国（すべての都道府県）を対象とする場合は、

項目	入力要領
	「全て選択／解除」をクリックしてください。（すべての都道府県がチェックされます。再度クリックすると、選択が解除されます。） ④ 修正後、「適用」ボタンをクリックしてください。
「支店・営業所」	以下の方法で入力し、「追加」ボタンをクリックしてください。 ① 「名称」欄には、支店・営業所名を全角文字で入力してください。 支店の場合、下記のように名称欄には、商号又は名称を省いてください。 （例）霞が関設計（株）の丸の内支店の場合 「名称」の欄には 「丸の内支店」と入力してください。 ※ 支店・営業所の名称は重複しないこと。 ※ 常時契約を締結できる支店・営業所を入力してください。 ② 「郵便番号」を入力し、「郵便番号から住所を検索」ボタンをクリックします。 ※ 2つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには3桁の、次のブロックには4桁の半角数字を入力してください。 ※ 大口事業所の郵便番号（郵便番号XXX－YYYYのYYYY部分が8000番台以降等）にも対応しています。なお、日本郵便株式会社（https://www.post.japanpost.jp/index.html）の郵便番号検索サービスで検索できない郵便番号は入力できませんので、当該地域の郵便番号を入力してください。 ③ 住所の3ブロック目に、住所の残り部分を全角文字で入力してください。 丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して入力してください。 ④ 「フリガナ」の欄は、<u>全角カタカナ</u>で入力してください。 ⑤ 「電話番号」欄は、市外局番から<u>半角数字</u>で入力してください。 ※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）や－により区切られる単位の番号を入力してください。 ⑥ 「FAX番号」欄は、市外局番から<u>半角数字</u>で入力してください。

項目	入力要領
	※ 3つのブロックに分かれていますので、最初のブロックには市外局番を、以降2つのブロックには通常（ ）やーにより区切られる単位の番号を入力してください。なお、「FAX番号」が存在しない（FAX機器を持ちあわせていない）場合には、<u>半角数字</u>で「000-0000-0000」（ゼロ）を入力してください。 ⑦ 「営業区域」をチェックしてください。
支店・営業所情報の修正	一覧より当該支店・営業所をクリックしてください。画面下側の「営業所編集」領域に内容が表示されますので、必要事項を修正した後、必ず「適用」ボタンをクリックしてください。   修正後、必ず「適用」ボタンをおしてください
農政局のみ 「営業所番号」	・ 前回受付（令和7・8年度の資格審査申請）で登録実績がある場合は、各地方農政局長より送付のあった資格確認通知書、又は、[有資格者情報検索結果（測量・建設コンサルタント等）]の「営業所番号」（半角数字3桁）を入力してください。なお、営業所が新設された場合には、3桁の「--1」、「--2」…の連番で入力してください。 『営業所番号』の入力を誤って申請されている場合、インターネット一元受付では受理されますが地方農政局では受理されません。再度、地方農政局への申請が必要となる場合があります。 『営業所番号』が不明の場合、以下URLを参照し、自社の番号を確認してください。なお、令和7・8年度の農林水産省・地方農政局の資格審査を受けているにも関わらず、データを検索することができない場合、本社（店）が所在する地方農政局にお問合せください。 https://nnppi.maff.go.jp/nousei_con_co_list.html ・ 新規申請（令和7・8年度の資格審査申請登録実績がない方）は、3桁の「001」、「002」…の連番で入力してください。 ・ 支店等営業所（本社（店）以外）の場合、「000」は入力しないでください。（「東京本社」のように実務を行う上での本社は、支店等営業所として入力してください。）
農政局のみ「営業所長役職・氏名」	・ 支店等営業所の契約者の役職と氏名を入力してください。なお、氏名の姓と名は1文字空けて入力してください。
一覧の順番変更	本社（店）は、番号が「0」固定です。 支店・営業所の順番は、「↑上へ」、「↓下へ」をクリックし変更できます。

5.3 測量等実績高入力（共通事項）

【測量等実績高】

単位：千円

決算期	直前2年度分決算		直前1年度分決算	
	☐ 中間	// から // まで	☐ 中間	// から // まで
消費税等の会計処理方式		// から // まで		// から // まで
	☐ 税抜き方式	☒ 税込み方式	☐ 税抜き方式	☒ 税込み方式
① 総売上高 (うち消費税相当額)	0	0	0	0
② 総売上高 (税抜き)	0	0	0	0
③ 測量等実績高	0	0	0	0
④ 完成工事高	0	0	0	0
⑤ 製造・販売等実績	0	0	0	0
⑥ 合計 (③+④+⑤)	0	0	0	0

※ 決算期
1年に複数回決算をしている場合、「中間」ボタンをクリックしてください。当該年度分の左列が入力できるようになります。

※ 消費税等の会計処理方式
財務諸表（決算書）について、消費税等の会計処理が税抜き方式の場合、「税抜き方式」をチェックしてください。

※ 売上高
売上高は、千円単位（千円未満は四捨五入）で入力してください。

① 総売上高
・総売上高は、財務諸表（決算書）に記載されている売上高を入力してください。
・消費税等会計処理方式が税込み方式の場合は、消費税相当額を入力してください。

③ 測量等実績高（測量・建設コンサルタント等業務）
上記の総売上高（税抜き）に含まれる、測量・建設コンサルタント等業務に係る売上高（売上がない場合は「0」）を入力してください。

④ 完成工事高（建設工事）
上記の総売上高（税抜き）に含まれる、建設工事に係る売上高（売上がない場合は「0」）を入力してください。

⑤ 製造・販売等実績（物品役務等）
上記の総売上高（税抜き）に含まれる、物品の製造・販売、役務の提供等に係る売上高（売上がない場合は「0」）を入力してください。

（測量等実績高①画面）

※ 画面左の『測量等実績高』をクリックすると、上記画面が表示されます。

- （1）財務諸表類の消費税の会計処理方式（税込み又は税抜き）を選択してください。
- （2）直前1年度分決算及び直前2年度分決算の決算期（西暦）と売上高を入力してください。
- （3）決算が1事業年度に2回以上の場合は、「中間」をチェックしてください。直前2年度分、直前1年度分の中間決算の決算期（西暦）と売上高（当該年度の左列）を入力してください。

項目	入力要領
消費税等会計処理方式	財務諸表類の消費税の会計処理方式（税込み又は税抜き）を選択してください。「税込み方式」にチェックを入れた場合、①総売上高（うち消費税相当額）欄が入力できるようになります。
① 総売上高 (うち消費税相当額)	財務諸表に記載されている売上高の金額を入力してください。 財務諸表の会計処理方法が「税込み方式」の場合は消費税相当額を、「税抜き方式」の場合は「0」を入力してください。

項目	入力要領
② 総売上高 (税抜き)	自動計算されます。
③ 測量等実績高	「②総売上高（税抜き）」のうち、測量・建設コンサルタント等業務に係るもののみを、消費税を含まない額として入力してください。売上がない場合は「0」を入力してください。
④ 完成工事高	「②総売上高（税抜き）」のうち、建設工事に係るもののみを、消費税を含まない額として入力してください。売上がない場合は「0」を入力してください。
⑤ 製造・販売等実績	「②総売上高（税抜き）」のうち、物品の製造・販売、役務の提供等に係るもののみを、消費税を含まない額として入力してください。売上がない場合は「0」を入力してください。
⑥ 合計	「③測量等実績高」、「④完成工事高」、「⑤製造販売等実績」の合計値が表示されます。 ※ ②総売上高（税抜き）の金額と一致していることを確認してください。

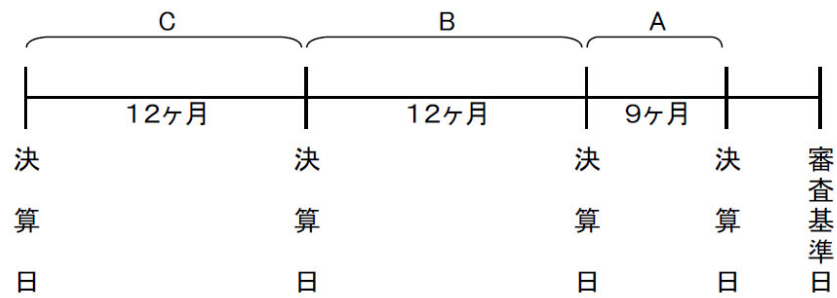
※ 入力する金額は千円単位（千円未満は四捨五入）としてください。

※ 測量等実績高②（次ページ以降の機関別測量等実績高入力画面）の「その他」の欄に計上することができるのは、測量・建設コンサルタント等業務に係る実績のうち、令和9・10年度の競争参加資格として希望しないものの実績のみです（農林水産省地方農政局に申請する場合を除く）。

※ 直前2年度分、直前1年度分決算の決算期（西暦）と「③測量等実績高」は、「測量等実績高②」の画面上部に表示されます。

※ 決算期を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合の入力方法については、「令和9・10年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）案内ホームページ」の「よくある質問」をご参照ください。

例) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合



直前2年の営業年度の合計月数・・・ (A + B = 21ヶ月)

不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・ 24 - 21 = 3ヶ月

計算式

$$\frac{A + B + (C \times 3/12)}{2} = \text{直前2ヶ年間の年間平均実績高}$$

5.4 国土交通省大臣官房会計課所掌機関申請者向け測量等実績高入力

(測量等実績高②－国土交通省大臣官房会計課所掌機関)

※ 画面左の『大臣官房会計課』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に部局合計値が表示されます。

※ 国土交通省大臣官房会計課所掌機関の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

国土交通省大臣官房会計課所掌機関の業種区分及び業務内容

業種区分	業務内容
測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
建設コンサルタント	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査）、土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等
その他の業種	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理（電気通信）、航空・宇宙関連調査・設計等

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 13 ページ参照

国土交通省大臣官房会計課所掌機関登録部局一覧表

略称		部局名	郵便番号	住所	電話番号（内線）
官会		大臣官房会計課	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館	03-5253-8111 (21834)
全運	北運	北海道運輸局	060-0002	北海道札幌市中央区北 2 条西 19-8 札幌第 4 合同庁舎	011-290-2713(直通)
	東運	東北運輸局	983-8537	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7506(直通)
	関運	関東運輸局	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7207(直通)
	信運	北陸信越運輸局	950-8537	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9150(直通)
	部運	中部運輸局	460-8528	愛知県名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8004(直通)
	近運	近畿運輸局	540-8558	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6406(直通)
	神運	神戸運輸監理部	650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3143(直通)
	国運	中国運輸局	730-8544	広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3435(直通)
	四運	四国運輸局	760-0019	香川県高松市サンポート 3-33 高松 サンポート合同庁舎南館	087-802-6717(直通)
	九運	九州運輸局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 新館	092-472-2314(直通)
全空	航空	航空局	100-8918	東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館	03-5253-8111(48655)
	東空	東京航空局	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-6880-1505(直通)
	阪空	大阪航空局	540-8559	大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎	06-6937-2708(直通)
全保	保庁	海上保安庁	100-8976	東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第 3 号館	03-3591-6361(2880)
	保大	海上保安大学校	737-8512	広島県呉市若葉町 5-1	0823-21-4961(225又は 228)
	保校	海上保安学校	625-8503	京都府舞鶴市字長浜 2001	0773-62-3520(228)
	一管	第一管区海上保安本部	047-8560	北海道小樽市港町 5-2 小樽地方合同庁舎	0134-27-0118(2223)
	二管	第二管区海上保安本部	985-8507	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎	022-363-0111(2223)
	三管	第三管区海上保安本部	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-1118(2223)

略称		部局名	郵便番号	住所	電話番号（内線）
	四管	第四管区海上保安本部	455-8528	愛知県名古屋市港区入船 2-3-12 名古屋港湾合同庁舎別館	052-661-1611(2223)
	五管	第五管区海上保安本部	650-8551	兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-391-6551(2223)
	六管	第六管区海上保安本部	734-8560	広島県広島市南区宇品海岸 3-10-1 7 広島港湾合同庁舎	082-251-5111(2223)
	七管	第七管区海上保安本部	801-8507	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-2931(2223)
	八管	第八管区海上保安本部	624-8686	京都府舞鶴市下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎	0773-76-4100(2223)
	九管	第九管区海上保安本部	950-8543	新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-0118 (2223)
	十管	第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島県鹿児島市東郡元町 4-1 鹿児島第 2 地方合同庁舎	099-250-9800(2223)
	十一管	第十一管区海上保安本部	900-8547	沖縄県那覇市港町 2-11-1 那覇港湾合同庁舎	098-867-0118(2223)
全気	気象	気象庁	105-8431	東京都港区虎ノ門 3-6-9	03-6758-3900(2412)
	気研	気象研究所	305-0052	茨城県つくば市長峰 1-1	029-853-8559(直通)
	衛星	気象衛星センター	204-0012	東京都清瀬市中清戸 3-235	042-493-4964(直通)
全台	札幌気	札幌管区气象台	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西 18-2	011-611-6156(直通)
	仙台気	仙台管区气象台	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	022-297-8243(直通)
	東京気	東京管区气象台	204-8501	東京都清瀬市中清戸 3-235	042-497-7189(直通)
	阪気	大阪管区气象台	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6301(直通)
	福岡気	福岡管区气象台	810-0052	福岡県福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3602(直通)
	縄気	沖縄气象台	900-8517	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 3 号館	098-917-7951(直通)
運安		運輸安全委員会	160-0004	東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 15 階	03-5367-5028 (直通)
国総		国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)	239-0826	神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	046-844-5076(直通)
海審		海難審判所	102-0083	東京都千代田区麹町 2-1	03-6893-2400(代表)

5.5 国土交通省地方整備局等（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。））申請者向け測量等実績高、希望業種入力

[illegible]

(測量等実績高②、希望業種－国土交通省地方整備局等)

※ 画面左の『地方整備局』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください（消費税を含まない額を入力してください）。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。

項目	入力要領
「希望業務」	「希望業務」をチェックします。 ※ 68ページの「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」でチェックした部門は、「登録」欄に「○」記号が表示されます。

※ 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）等の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

国土交通省地方整備局等（国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。））の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、耐震診断、地区計画及び地域計画、調査)
3	土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川、砂防及び海岸・海洋、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、農業土木、建設環境、その他
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、※不動産鑑定

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 13 ページ参照

※印以外の業務は、事業の登録を受けていなくても希望は可能ですが、申請書②の「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。

注) 国土交通省大臣官房官庁営繕部における業種区分には No.3,5 が含まれません。

注) 国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）における業種区分には No.5 が含まれません。

注) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）、大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）を希望する方は「業態調書・共通」を必ず入力してください。

※お知らせ

国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び大臣官房官庁営繕部では、令和 9・10 年度の定期資格審査から資格認定通知書を一部機関では電子メールにて送付します。なお、資格認定通知書の内容をメール本文に記載しますので、添付ファイルはありません。（66 ページも参照願いま

す。)

メールアドレスに誤りがあると資格決定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

また、認定通知のメールについては下記メールアドレスから送付されるため、あらかじめ受信できるよう設定してください。

※メール送付が可能な部局のみ記載

部局	種類	メールアドレス
東北地方整備局	業務	thr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
関東地方整備局	業務	ktr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
北陸地方整備局	業務	hrr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
中部地方整備局	業務	cbr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
近畿地方整備局	業務	kkrr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
中国地方整備局	業務	cgr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
四国地方整備局	業務	skr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp
九州地方整備局	業務	qsr-shikaku-gyoumu@inf.mlit.go.jp

5.6 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）申請者向け測量等実績高入力

【国土交通省地方整備局（港湾空港関係）】

21 測量等実績高

直前２年度分決算（千円）				直前１年度分決算（千円）			
中間	から まで	測量等実績高	0	中間	から まで	測量等実績高	0
	から まで	測量等実績高	0		から まで	測量等実績高	0

業者コード		電子入札用ICカードの登録番号	

①競争参加資格希望業種区分		②直前２年度分決算（千円）	③直前１年度分決算（千円）	④直前３ヶ年間の年間平均実績高（千円）	希望部門	選択
測量調査	水深測量				☐	東北 ☐
	一陸地土測量				☐	関東 ☐
	航空測量				☐	北陸 ☐
	汀線測量				☐	中部 ☐
	地質、土質調査				☐	近畿 ☐
	気象調査				☐	中国 ☐
	水文調査				☐	四国 ☐
	地形調査				☐	九州 ☐
	地盤調査				☐	合計 0
	環境調査				☐	
	応用測量				☐	
	模型実験				☐	
	各種分析試験				☐	
	土地家屋調査士				☐	
	その他の調査				☐	
建設コンサルタント等	河川、砂防及び海岸・海洋				☐	
	港湾及び空港				☐	
	電力土木				☐	
	道路				☐	
	鉄道				☐	
	上水道及び工業用水道				☐	
	下水道				☐	
	農業土木				☐	
	森林土木				☐	
	水産土木				☐	
	都市再生機構				☐	
	下水道事業団				☐	
	鉄道・運輸機構				☐	
	都市計画及び地方計画				☐	
	地質				☐	
土質及び基礎				☐		
鋼構造及びコンクリート				☐		
トンネル				☐		
施工計画、施工設備及び核算				☐		
施設管理				☐		
機械				☐		
電気電子				☐		
補償コンサルタント				☐		
一級建築士				☐		
計量証明事業者				☐		
その他				☐		
合計	0	0	0	0	0	

*「国土交通省各地方整備局（港湾空港関係）」に登録を希望する方が入力をして下さい。

(測量等実績高②)一国土交通省地方整備局(港湾空港関係)

※ 画面左の『地方整備局（港湾）』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に業種別計が表示されます。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に部局合計が表示されます。

※ 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の業種区分及び業務内容は次ページに掲載しております。

国土交通省地方整備局(港湾空港関係)の業務区分と業務内容

業種区分		業 務 区 分	業 務 内 容
測量・調査	※	深浅測量	測量法第 55 条による登録を受けて営む業務及び地質調査業者登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務等
	※	一般地上測量	
	※	航空測量	
	※	汀線測量	
		地質、土質調査	
		気象調査	
		波浪調査	
		流況調査	
		潮位調査	
		潜水探査	
		磁気探査	
		環境調査	
		応用測量	
		模型実験	
		各種分析試験	
	※	土地家屋調査	
		その他の調査	
建設コンサルタント等		河川、砂防及び海岸・海洋	建設コンサルタント登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務、補償コンサルタント登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務及びその他登録を受けて営む業務
		港湾及び空港	
		電力土木	
		道路	
		鉄道	
		上水道及び工業用水道	
		下水道	
		農業土木	
		森林土木	
		水産土木	
		廃棄物	
		造園	
		都市計画及び地方計画	
		地質	
		土質及び基礎	
		鋼構造及びコンクリート	
		トンネル	
		施工計画、施工設備及び積算	
		建設環境	
		機械	
		電気電子	
		補償コンサルタント	
	※	一級建築士	
	※	計量証明事業者	

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 13 ページ参照

注) 国土交通省地方整備局(港湾空港関係)を希望する方は「業態調書・共通」を必ず入力してください。

5.7 国土交通省北海道開発局申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②—国土交通省北海道開発局)

- ※ 画面左の『北海道開発局』をクリックすると、上記画面が表示されます。
- ※ 入力する金額は千円単位（千円未満は四捨五入）とし、消費税を含まない額としてください。

項目	入力要領
「業者コード」	更新申請の場合のみを入力してください。新規の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードは、半角数字7桁です。業者コードは、北海道開発局から通知されている資格決定通知書を参照ください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種区分ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。 ※ その他の欄に計上することができるのは測量・建設コンサルタント等業務に係る実績のうち、競争参加資格として希望しないものの実績のみです（建設工事や物

項目	入力要領
	品の販売、役務等の実績は含みません）。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。 ※ 全ての入札方式において、参加する可能性のある部局には、必ずチェックを付してください（全ての部局に付してもかまいません）。 ※ チェックを付していない部局については、入札参加の希望をしていないと見なされます。したがって、チェックを付していない部局の案件に参加した場合、無効（失格）となることがあるので注意すること。
「希望業務」	「希望業務」をチェックします。 ※ 68ページの「23建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」でチェックした部門は、「登録」欄に「○」記号が表示されます。
営業所設定	北海道開発局と常時契約を締結する営業所について、申請部局をチェックしてください。 ※ 必ず各希望部局からの指名通知等の発送先として営業所を指定してください。 ※ 「申請を希望する部局」でチェックした部局のみ、チェック欄が表示されます。 ※ 1部局に複数の営業所を選択出来ません。

※ 国土交通省北海道開発局の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

国土交通省北海道開発局の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	土木関係コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、その他
3	建築関係コンサルタント	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画）
4	補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、※不動産鑑定
5	地質調査	地質調査

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 13 ページ参照

※印以外の業務は、事業の登録を受けていなくても希望は可能ですが、申請書②の「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。

※お知らせ

国土交通省北海道開発局では、申請書（66 ページ参照）で入力したメールアドレス宛に資格決定通知書（PDF 形式）を送信します。

なお、資格決定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人（又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者）のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると資格決定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

また、北海道開発局ホームページにある補足説明書を必ず御確認ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>

5.8 国土交通省国土地理院申請者向け測量等実績高入力

(測量等実績高②－国土交通省国土地理院)

※ 画面左の『国土地理院』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ <u>実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。</u>
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。
「窓口営業所入力」	国土地理院と常時契約を締結する支店等営業所で、測量法に基づく測量業者の登録を行っている本店及び営業所をチェックしてください。

※ 国土交通省国土地理院の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

国土交通省国土地理院の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	基準点測量	基準点測量 水準測量 その他基準点測量全般
2	写真測量	空中写真撮影 地形図作成及び修正測量 デジタルマッピング 写真図作成 航空レーザ測量 その他写真測量全般
3	地図調製	地図の編集及び製図 数値地図情報作成（数値化作業含む。） その他地図調製全般
4	地理調査	地形、地質及び土地利用等に関する各種主題図（報告書を含む。）の作成及び調査作業 湖沼、沿岸海域の地形図等（報告書を含む。）の作成 その他地理調査全般

注）国土交通省国土地理院の業務は、測量法に基づく測量業者の登録がないと申請できません。測量業登録（通知）を添付してください。

※ 測量業登録（通知）は有効期間内のものを添付してください。

※ 建設関連業の登録業者に関する情報提供システムに登録があり、登録内容と申請内容が一致する場合には、測量業登録（通知）の添付を省略化することができます。

※お知らせ

国土交通省国土地理院では、申請書（66 ページ参照）で入力したメールアドレス宛に資格決定通知書（PDF 形式）を送信します。

なお、資格決定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人（又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者）のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると資格決定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

5.9 内閣府申請者向け測量等実績高入力

21 測量等実績高

直前2年度分決算 (千円)				直前1年度分決算 (千円)					
□ 中間	から	まで	測量等実績高	0	□ 中間	から	まで	測量等実績高	0

業者コード: 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算 (千円)	③直前1年度分決算 (千円)	④直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)	申請を希望する部局								
				北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
測量				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
建築関係建設コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
土木関係建設コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
地質調査業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
補償関係コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他の業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(測量等実績高②－内閣府)

※ 画面左の『内閣府』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。

※ 内閣府の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設コンサルタント	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
3	土木関係建設コンサルタント	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、建設機械、地質、造園、農業土木、その他
4	地質調査	地質調査
5	補償関係コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、※不動産鑑定、登記手続等
6	その他の業務	電気通信設備調査・設計、情報処理システム調査・設計、工事監理（電気通信）等

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 14 ページ参照

※ 内閣府の競争参加希望地域内訳は以下のとおりです。

管轄区域	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5.1 0 内閣府沖縄総合事務局申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②)ー内閣府沖縄総合事務局)

※ 画面左の『沖縄総合事務局』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。
「希望業務」	「希望業務」をチェックします。 ※ 68ページの「23建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」でチェックした部門は、「登録」欄に「○」記号が表示されます。

※ 内閣府沖縄総合事務局の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

内閣府沖縄総合事務局の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量業務	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理（建築）、工事監理（電気）、工事監理（機械）、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画）
3	土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、その他
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、※不動産鑑定

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 14 ページ参照

※印以外の業務は、事業の登録を受けていなくても希望は可能ですが、申請書②の「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。

5.1 1 法務省申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②)－法務省)

※ 画面左の『法務省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望地域」	競争参加希望業種別に、本社・支店・営業所等の有無に関わらず、参加を希望する都道府県をチェックしてください。 「2. 営業所入力」で入力された営業所データの所在地情報から、チェックされた都道府県に営業所が存在する場合は“A”、存在しない場合は“B”とシステムが判断します。

※ 法務省の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

法務省の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
3	地質調査	地質調査

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 14 ページ参照

※ お知らせ

法務省では、申請書（66 ページ参照）で入力したメールアドレス宛に資格決定通知書(PDF 形式)を送信します。

なお、資格決定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人（又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者）のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると資格決定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

5.1 2 財務省財務局・沖縄地区税関申請者向け測量等実績高入力

【財務省財務局・沖縄地区税関】

21 測量等実績高

直前2年度分決算 (千円)				直前1年度分決算 (千円)			
□ 中間	から	測量等実績高	0	□ 中間	から	測量等実績高	0
	まで				まで		
	から	測量等実績高	0		から	測量等実績高	0
	まで				まで		

業者コード: 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算 (千円)	③直前1年度分決算 (千円)	④直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)	申請を希望する部局										
				北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	福岡	九州	沖縄地区税関
測量				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
建設士事務所				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
建設コンサルタント				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
地質調査				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
補償関係コンサルタント				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
土地家屋調査				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
計量証明				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他の業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

営業所設定

営業所名称	住所	連絡担当者名	申請を希望する部局											
			北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	福岡	九州	沖縄地区税関	
			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

(測量等実績高②－財務省財務局、沖縄地区税関)

※ 画面左の『財務省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に業種区分別、希望部局別合計値が表示されます。
「営業所設定」	地方財務局と常時契約を締結する営業所について、連絡担当者氏名を入力し、申請部局をチェックしてください。 ※ 「申請を希望する部局」でチェックした部局のみ、チェック欄が表示されます。

注) 申請時に必要な登録証明書等は14 ページ参照

※ 財務省財務局・沖縄地区税関の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

財務省財務局・沖縄地区税関の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量法第 55 条による登録を受けて営む業務
2	建築士事務所	※建築士法第 23 条による登録を受けて営む業務
3	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務
4	地質調査	地質調査業者登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務
5	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第 2 条による登録を受けて営む業務
6	土地家屋調査	※土地家屋調査士法第 8 条による登録を受けて営む業務
7	計量証明	※計量法第 107 条による登録を受けて営む業務
8	その他の業務	その他登録を受けて営む業務

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。なお、測量の場合、建設関連業の登録業者に関する情報システムに登録があり、登録内容と申請する内容が一致する場合は、登録を証明する書面の添付を省略化することができます。

※ 財務省財務局・沖縄地区税関の申請を希望する部局と対象となる機関は以下のとおりです。

受付方法は、原則インターネット方式としております。なお、インターネット方式では対応していない申請の場合、申請書様式は、各財務局又は沖縄地区税関ＨＰからダウンロード可能です。

財務省財務局・沖縄地区税関の申請を希望する部局と対象となる機関

申請希望部局名	対象となる機関	管轄地域
北海道財務局	北海道財務局	北海道
	函館税関	北海道、青森県、岩手県、秋田県
	札幌国税局	北海道
東北財務局	東北財務局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	仙台国税局	
関東財務局	財務省本省	全国
	関東財務局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
	東京税関	山形県、群馬県、埼玉県、千葉県（一部）、東京都、新潟県、山梨県
	横浜税関	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県（一部）、神奈川県
	国税庁	全国
	関東信越国税局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
	東京国税局	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
東海財務局	東海財務局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	名古屋税関	長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	名古屋国税局	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
北陸財務局	北陸財務局	富山県、石川県、福井県
	金沢国税局	
近畿財務局	近畿財務局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	大阪税関	富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
	神戸税関	兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	大阪国税局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国財務局	中国財務局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	広島国税局	
四国財務局	四国財務局	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	高松国税局	
福岡財務支局	福岡財務支局	福岡県、佐賀県、長崎県

申請希望部局名	対象となる機関	管轄地域
	門司税関	山口県、福岡県（一部）、佐賀県（一部）、長崎県（一部）、大分県、宮崎県
	長崎税関	福岡県（一部）、佐賀県（一部）、長崎県（一部）、熊本県、鹿児島県
	福岡国税局	福岡県、佐賀県、長崎県
九州財務局	九州財務局	熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	熊本国税局	
沖縄地区税関	沖縄地区税関	沖縄県
	沖縄国税事務所	

財務省財務局・沖縄地区税関 HP

申請機関名	URL
北海道財務局	https://lfb.mof.go.jp/hokkaido/nyusatu/shikaku/index.html
東北財務局	https://lfb.mof.go.jp/tohoku/soumu/shikakushinsa202204.html
関東財務局	https://lfb.mof.go.jp/kantou/tyoutatsu/nyuusatsu/shinsa.htm
東海財務局	https://lfb.mof.go.jp/tokai/tokai/pagetk00100009.html
北陸財務局	https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/soumu/pagehrhp00800012.html
近畿財務局	https://lfb.mof.go.jp/kinki/kanzai/pageknkhp00200020.html
中国財務局	https://lfb.mof.go.jp/chugoku/tyoutatsu/kouhou/shikaku.htm
四国財務局	https://lfb.mof.go.jp/shikoku/bid/examination/index.html
福岡財務支局	https://lfb.mof.go.jp/fukuoka/html/chotatsu/shinsa.html
九州財務局	https://lfb.mof.go.jp/kyusyu/kanzai/pagehrhp004000140.html
沖縄地区税関	https://www.customs.go.jp/kyotsu/chotatsu/sonota/s_okinawa/s_hikakushinsa.html

5.1.3 文部科学省申請者向け測量等実績高入力

(測量等実績高②－文部科学省)

※ 画面左の『文部科学省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	希望業種をチェックします。 ※ 合計欄に希望業種の計が表示されます。
「営業所設定」	文部科学省と常時契約を締結する営業所をチェックしてください。

※ 文部科学省の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

文部科学省の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けて営む業務
2	建築（設計・施工管理）	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて営む業務
3	建築設備（設計・施工管理）	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて営む業務、建築設備に関する設計・施工管理業務
4	地質調査	地質調査業者登録規程第 2 条に規定する地質調査に係る業務
5	その他コンサルティング業務	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条に係る業務
		補償コンサルタント登録規程第 2 条に規定する補償コンサルタントに係る業務
		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けて営む業務
		土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けて営む業務
		計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けて営む業務
		司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けて営む業務

・申請時に必要な登録証明書等は 14 ページ参照

※ お知らせ

文部科学省では、申請書（66 ページ参照）で入力したメールアドレス宛に資格認定通知書(PDF 形式)を送信します。

なお、資格認定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人（又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者）のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると資格認定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

近年、申請時に特定の担当者個人のメールアドレスを登録したことにより、その後の担当者変更等に伴い、資格認定通知書の受信確認ができなくなる事例が見受けられます。このため、申請に当たっては、組織内で継続的に管理及び確認が可能な共通メールアドレス（代表アドレス、共有メールボックス等）の利用をご検討ください。

また、文部科学省ホームページにある補足説明を必ず御確認ください。

<https://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/r09-10.asp>

5.1 4 厚生労働省申請者向け測量等実績高入力

The screenshot shows a web application for inputting measurement and achievement data. The main area is titled '21 測量等実績高' (Measurement and Achievement). It contains two tables for inputting data for 'Measurement and Achievement' (測量等実績高) and 'Business Location Setting' (営業所設定). The 'Measurement and Achievement' table has columns for 'Measurement and Achievement' (測量等実績高) and 'Business Location Setting' (営業所設定). The 'Business Location Setting' table has columns for 'Business Location Setting' (営業所設定) and 'Business Location Setting' (営業所設定). The 'Business Location Setting' table is a grid where users can select regions for their business locations.

(測量等実績高②－厚生労働省)

※ 画面左の『厚生労働省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する地域」	申請を希望する地域をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、地域別合計値が表示されます。
「営業所設定」	各営業所の営業区域を都府県単位で指定します。「営業区域情報の反映」をクリックすると、共通画面「営業所入力」で指定した営業区域が反映されます。

※ 厚生労働省の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

厚生労働省の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	測量一般、地図の調整、航空測量
2	建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、冷暖房、衛生、電気、建築積算、電気設備積算、調査）
3	土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鉄構造及びコンクリート、河川、砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画及び施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、建設環境、その他
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

※ 厚生労働省の競争参加資格希望地域内訳は以下のとおりです。

希望地域	都 道 府 県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
東海北陸	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

5.1.5 農林水産省大臣官房予算課申請者向け測量等実績高入力

【農林水産省大臣官房予算課】

21 測量等実績高

直前2年度分決算 (千円)				直前1年度分決算 (千円)					
□ 中間	から	まで	測量等実績高	0	□ 中間	から	まで	測量等実績高	0

業者コード: _____ 電子入札用ICカードの登録番号: _____

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算 (千円)	③直前1年度分決算 (千円)	④直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)	希望業種
測量				☐
土地家屋調査				☐
建設コンサルタント				☐
建築士事務所				☐
計量証明				☐
地質調査				☐
補償コンサルタント				☐
その他				☐
上記以外の業種				☐
合計	0	0	0	0

(測量等実績高②－農林水産省大臣官房予算課)

※ 画面左の『農林水産省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業種コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	希望業種をチェックします。 ※ 合計欄に希望業種の計が表示されます。

※ 農林水産省大臣官房予算課の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

農林水産省大臣官房予算課の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築事務所業務
5	計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 2 条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する地質調査業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8	その他	上記区分に記載された「測量」から「補償コンサルタント」に属さない測量・建設コンサルタント等に係る業務

5.16 農林水産省地方農政局申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②)一農林水産省地方農政局)

※ 画面左の『地方農政局』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※ お知らせ

農林水産省地方農政局では、資格確認通知書の送付に代えて、「入札情報サービスその他の情報」の「有資格者名簿（業務）」より、[有資格者情報検索結果（測量・建設コンサルタント等）]に競争参加資格の認定結果を掲載します。

詳細は以下をご確認ください。

○令和 9・10 年度 競争参加資格審査申請手引書ダウンロードについて
URL

<https://nnppi.maff.go.jp/guide.html>

項目	入力要領
「前回受付番号」	前回受付（令和 7・8 年度の資格審査申請）で登録実績がある場合は、各地方農政局長より送付のあった資格確認通知書、又は、「有資格者情報検索結果（測量・建設コ

項目	入力要領
	ンサルタント等)]の「受付番号」(半角数字6桁)を入力してください。なお、新規に申請する場合は「000000」を入力してください。 『前回受付番号』の入力を誤って申請されている場合、インターネット一元受付では受理されますが地方農政局では受理されません。再度、地方農政局への申請が必要となる場合があります。 『前回受付番号』が不明の場合、以下を参照し、自社の番号を確認してください。なお、令和7・8年度の農林水産省地方農政局の資格審査を受けているにも関わらず、データを検索することができない場合、本社(店)が所在する地方農政局にお問合せください。 https://nnppi.maff.go.jp/nousei_con_co_list.html
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。 ※ 実績がある業種区分を申請希望しない場合はインターネット受付が出来ないため、本社(店)が所在する地方農政局への郵送による申請をお願いします。
「申請を希望する部局」	申請を希望する部局をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。
「営業所設定」	各営業所の営業区域を都府県単位で指定します。「営業区域情報の反映」をクリックすると、共通画面「営業所入力」で指定した営業区域がそのまま反映されます。

※ 農林水産省地方農政局の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

農林水産省地方農政局の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築事務所業務
5	計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 2 条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する地質調査業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8	その他	その他の業務

※ 農林水産省地方農政局の管轄する都府県は以下のとおりです。

農林水産省地方農政局の管轄区域

局 名	管 轄 区 域
東 北 農 政 局	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東 農 政 局	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北 陸 農 政 局	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海 農 政 局	岐阜県、愛知県、三重県
近 畿 農 政 局	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州 農 政 局	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※ 北海道及び沖縄県は、地方農政局の管轄区域外となります。

※ 申請者の本社（店）が北海道に所在する場合にあっては東北農政局へ、沖縄県に所在する場合にあっては九州農政局へそれぞれ申請してください。

5.1 7 林野庁（各森林管理局）申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②)一林野庁(各森林管理局)

※ 画面左の『林野庁』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「前回登録番号」	前回審査（令和 7・8 年度の資格審査）により付与された、識別記号（半角英文字） 1 字と半角数字 5 桁の「登録番号」を入力してください。なお、新規に申請する場合又は前回申請とは異なる部局（林野庁又は森林管理局）を「主たる申請部局」とする場合は、「000000」を入力してください。 ※ 前回付与された「登録番号」は、以下 URL に掲載しております競争参加資格者名簿兼資格確認通知書からご確認ください。 (https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/) 『前回登録番号』の入力を誤って申請された場合、インターネット一元受付では審査できない場合があります。この場合、直接、主たる申請部局へ紙による申請（郵送）が必要となりますので、ご注意ください。

項目	入力要領
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	申請を希望する部局をチェックしてください。なお、各部局の管轄する都道府県は下表のとおりです。 ※ 「本庁」にチェックをしただけでは全ての部局を希望したことにはなりませんので、希望する部局全ての対応する箇所をチェックしてください。 ※ 「本庁」は、林野庁本庁が発注する宿舍修繕工事等に対する資格審査を希望する場合のみ申請ください。
「主たる申請部局」	申請を希望する部局が1箇所の場合は当該部局にチェックし、申請を希望する部局が複数ある場合は貴社の本社（店）が所在する管轄区域を有する部局にチェックしてください。なお、前回登録実績のある方は、原則、前回登録時における「主たる申請部局」としてください。

林野庁（各森林管理局）の識別記号及び管轄区域

局 名	識別記号	管 轄 区 域
本庁 （林野庁）	Z	（林野庁本庁が発注する宿舍（東京都、千葉県）修繕等のみ該当）
北海道 （森林管理局）	C	北海道
東北 （森林管理局）	E	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県
関東 （森林管理局）	G	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部 （森林管理局）	M	富山県、長野県、岐阜県、愛知県
近畿中国 （森林管理局）	P	石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国 （森林管理局）	R	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州 （森林管理局）	U	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

林野庁（各森林管理局）の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 3 条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条に規定する土地家屋調査業務
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタント業務
4	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けて行う建築士事務所業務
5	計量証明	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 2 条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 718 号）第 2 条に規定する地質調査業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年 9 月 21 日建設省告示第 1341 号）第 2 条に規定する補償コンサルタント業務
8	その他の業務	その他の業務

林野庁は、資格確認通知書を発行しておりませんので、資格審査結果（登録状況）については、上記「前回登録番号」の入力要領欄に記載したURL（競争参加資格者名簿兼資格確認通知書に）によりご確認ください。

5.1 8 経済産業省申請者向け測量等実績高入力

【経済産業省】

21 測量等実績高

直前2年度分決算 (千円)				直前1年度分決算 (千円)			
☐ 中間	から	まで	測量等実績高 0	☐ 中間	から	まで	測量等実績高 0
	から	まで	測量等実績高 0		から	まで	測量等実績高 0

業者コード	電子入札用ICカードの登録番号											
①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算 (千円)	③直前1年度分決算 (千円)	④直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)	申請を希望する部局								
				北海道	東北	関東・甲信	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄	合計
測量				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
建築関係建設コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
土木関係建設コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
地質調査業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
補償関係コンサルタント業務				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
その他				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(測量等実績高②－経済産業省)

※ 画面左の『経済産業省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	申請を希望する部局をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。

※ 経済産業省の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

経済産業省の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設 コンサルタント	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
3	土木関係建設 コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、廃棄物、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、その他
4	地質調査	地質調査
5	補償関係 コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、※不動産鑑定、登記手続等

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 15 ページ参照

5.1.9 環境省申請者向け測量等実績高入力

【環境省】

21 測量等実績高

直前2年度分決算(千円) 直前1年度分決算(千円)

〇中間 から まで 測量等実績高 0 〇中間 から まで 測量等実績高 0

〇中間 から まで 測量等実績高 0 〇中間 から まで 測量等実績高 0

業者コード 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分 ②直前2年度分決算(千円) ③直前1年度分決算(千円) ④直前2ヶ年間の年間平均実績高(千円) 申請を希望する部局

業種	②直前2年度分決算(千円)	③直前1年度分決算(千円)	④直前2ヶ年間の年間平均実績高(千円)	北	東	関	中	近	西	九	沖	計
測量												
自然環境共生関係コンサルタント業務												
建設関係建設コンサルタント業務												
土木関係建設コンサルタント業務												
地質調査業務												
補償関係コンサルタント業務												
その他												
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

①測量 ②自然環境共生 ③建設 ④土木 ⑤電気 ⑥機械

⑦地質 ⑧水処理 ⑨廃棄物中間処理 ⑩補償 ⑪その他 ⑫合計

⑦地質 ⑧水処理 ⑨廃棄物中間処理 ⑩補償 ⑪その他 ⑫合計

(測量等実績高②－環境省)

※ 画面左の『環境省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	申請を希望する部局をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。
「希望業務」	希望業務をチェックします。 ※ 68ページの「23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」でチェックした部門は、「登録」欄に「○」記号が表示されます。

項目	入力要領
「分野別技術者数(人)」	各分野の人数を半角数字で入力してください。 ※ 合計人数が「申請書入力③画面－30 常勤職員の数」の ①技術職員 と一致するように入力してください。

※ 環境省の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

環境省の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調製、※航空測量
2	自然環境共生関係コンサルタント業務	造園、自然環境保全(生態系及び風景並びにこれらを構成する野生動植物、地形、水その他の自然保護、改善及び復元並びに自然教育及び自然に親しむ利用に関する事)、環境保全計画(環境の現状の解析及び将来変化の予測並びにこれらの評価、環境情報の収集、整理、分析及び表示その他の環境保全に係る計画に関する事)
3	建築関係建設コンサルタント業務	※建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画
4	土木関係建設コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、廃棄物、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、宅地造成、施工監理
5	地質調査業務	地質調査
6	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、登記手続等、※不動産鑑定
7	その他(審査対象外)(競争参加資格希望業種以外の業務内容)	建設コンサルタント(環境調査、交通量調査、経済調査、分析・解析、電算関係、計算業務、資料等整理)

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 16 ページ参照

※印以外の業務は、事業の登録を受けていなくても希望は可能ですが、申請書②の「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。

5.20 防衛省申請者向け測量等実績高入力

【防衛省】

21 測量等実績高

直前2年度分決算（千円）					直前1年度分決算（千円）				
□ 中間	から	まで	測量等実績高	0	□ 中間	から	まで	測量等実績高	0

業者コード	電子入札用ICカードの登録番号									

①競争参加資格 希望業種区分	②直前2年度分決算 (千円)	③直前1年度分決算 (千円)	④直前2ヶ年間の 年間平均実績高 (千円)	申請を希望する部局																
				北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計							
測量																				
地質調査																				
コンサルタント	土木																			
	建築																			
	電気																			
	機械																			
	通信																			
その他	環境等																			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

営業所設定											
営業所名称	住所	申請を希望する部局									
		北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計

(測量等実績高②－防衛省)

※ 画面左の『防衛省』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」	以前に防衛省、装備施設本部又は防衛施設庁に登録した事のある方のみ、資格審査結果通知書の「1登録番号」に記載されている8桁の数字（ハイフンを除く。）を半角数字で入力してください。防衛省に初めて登録する方は入力する必要はありません。 ※ 未入力の場合、新規登録とみなされ、当省の業務実績等が引き継がれないことがありますのでご注意ください。以前の登録番号が不明な方は本社(本店)を管轄している地方防衛局にお問い合わせください。 また、以前の登録番号については下記の防衛省のホームページで補足的に一覧を掲載しておりますのでそちらもご活用ください。 防衛省ホームページ【登録番号確認検索リスト】

項目	入力要領
	https://www.mod.go.jp/j/procurement/shikaku/sankashikaku_shinsei.html
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	申請を希望する部局をチェックします。 ※ 合計欄に業種別、部局別合計値が表示されます。 ※ 「東海」部局は「近中」部局が引き継いでおり、チェック出来ません。 <u>「東海」部局（岐阜県、愛知県、三重県）を希望する場合は、「近中」部局をチェックください。</u>
「営業所設定」	申請を希望する部局と常時契約を締結する本店又は支店等営業所をチェックしてください。 ※ 「申請を希望する部局」でチェックした部局のみ、チェック欄が表示されます。 ※ 希望部局を営業区域とする営業所がないと、当該部局は希望できません。

※ 防衛省の業務区分及び業務内容は以下のとおりです。

防衛省の業種区分と業務内容

No	業種区分		業務内容
1	測量		測量一般
2	地質調査		地質調査
3	コンサルタント	土木	土木に関する設計・監理
		建築	建築に関する設計・監理
		電気	電気に関する設計・監理
		機械	機械に関する設計・監理
		通信	通信に関する設計・監理
		環境等	環境に関する業務等

※ 防衛省地方防衛局等の略称及び管轄区域は以下のとおりです。

各地方防衛局の管轄区域及び問い合わせ先

管 轄 区 域 (本社(本店)所在地)	問い合わせ先	略称
北海道全域(帯広防衛支局の管轄区域を除く)	北海道防衛局 契約課 TEL 011-272-7513(直通)	北海道
オホーツク総合振興局、 十勝総合振興局、釧路総合振興局、 根室振興局の各振興局管内	帯広防衛支局 総務課契約審査係 TEL 0155-22-1175(直通)	帯 広
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北防衛局 契約課契約審査第1係 TEL 022-297-8296(直通)	東 北
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、新潟県、長野県	北関東防衛局 契約課契約審査第2係 TEL 048-600-1800(内線 2819)	北関東
神奈川県、山梨県、静岡県	南関東防衛局 契約課契約審査第1係 TEL 045-211-7143(内線 7417)	南関東
富山県、石川県、福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県	近畿中部防衛局 契約課契約審査係 TEL 06-6945-5741(直通)	近 中
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	中国四国防衛局 契約課 TEL 082-223-7233(直通)	中 四
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	九州防衛局 契約課契約審査係 TEL 092-483-8829(直通)	九 州
熊本県、宮崎県、鹿児島県	熊本防衛支局 総務課契約室 TEL 096-368-2174(直通)	熊 本
沖縄県	沖縄防衛局 契約課契約審査第1係 TEL 098-921-8142(内線 158)	沖 縄

5.2 1 最高裁判所申請者向け測量等実績高入力

[illegible]

(測量等実績高②)－最高裁判所)

※ 画面左の『最高裁判所』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「前回受付番号」	前回（令和 7・8 年度の資格審査申請）の申請の際に受領した資格決定通知書に記載されている受付番号を入力してください。 なお、最高裁判所に前回（令和 7・8 年度の資格審査申請）の申請を行っていない方は入力しないでください。
「電子入札用 IC カードの登録番号」	入力は不要です。
「直前 2 年度分、直前 1 年度分の決算値」	直前 2 年度分、直前 1 年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前 2 ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。

項目	入力要領
「都道府県別受注希望地域」	競争参加希望業種別に、本社・支店・営業所等の有無に関わらず、参加を希望する都道府県をチェックしてください。 ○業種区分「測量」を希望する場合には、「測量」の行にチェックしてください。 ○業種区分「建築関係建設コンサルタント」を希望する場合には、「建築関係建設コンサルタント」の行にチェックしてください。 ○業種区分「地質調査」を希望する場合には、「地質調査」の行にチェックしてください。 「2. 営業所入力」で入力された営業所データの住所情報から、チェックされた地域に営業所が存在する場合は“○”、存在しない場合は“×”とシステムが判断します。

※ 最高裁判所の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

最高裁判所の業種区分と業務内容

No	業種区分	業務内容
1	測量	※測量一般、※地図の調整、※航空測量
2	建築関係建設コンサルタント	※建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築、電気、機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
3	地質調査	地質調査

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 16 ページ参照

※印以外の業務は、事業の登録を受けていなくても希望は可能ですが、申請書入力②の「18 登録を受けている事業」欄に入力されている事業については、登録証明書等を添付してください。

5.2.2 東日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力

(測量等実績高②－東日本高速道路株式会社)

※ 画面左の『NEXCO 東日本』をクリックすると、上記画面が表示されます。

東日本高速道路株式会社は、認定通知書を発行していません。

審査結果（認定内容）については、弊社HPの「有資格者情報検索システム」でご確認願います。（令和9年4月1日以降掲載予定。）

また、弊社HPに掲載する「東日本高速道路株式会社令和9・10年度競争参加資格審査受付のご案内【調査等】」を必ずご確認ください、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

○NEXCO 東日本のHP（競争参加資格のご案内）URL

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/>

東日本高速道路株式会社では、申請書入力（共通入力部分）の「受付票返信先電子メールアドレス」に入力されたアドレス宛てに入札指名通知やその他の連絡を行うことがありますので、その旨ご了承ください

項目	入力要領
「業者コード」	弊社ホームページの「有資格者情報検索システム」で表示される10桁の番号を入力してください。（代表者・住所等が一致し貴社の業者コードで間違いのないか確認の上入力してください。）また、NEXCO中・西日本とは異なるコードになりますので、弊社の業者コードであるか確認してください。 ※ 業者コードが不明な場合は、連絡先一覧にあります担当課（03-3506-0214）にお問い合わせください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種（申請希望）」	申請を希望する業種区分に対応した「希望業種」のチェックボックスをクリックします。 ※ 合計欄に、希望業種合計値が表示されます。
「※競争参加資格申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」	「約款を表示」ボタンをクリックして約款の内容を確認し、「※競争参加資格申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」のチェックボックスをクリックします。 表示された「約款」に同意できる者でなければ、申請できません。

東日本高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容

コード	希望業種区分	主 な 業 務 内 容
1	※測量	地形測量、路線測量、用地測量、水深測量、航空測量等（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む）
2	地質・土質調査	地表踏査、地質調査、物理調査、土質調査、水文調査（水質調査を含む）、土木構造物基礎調査、砂防調査、地すべり調査及び解析等
3	環境関連調査	次の環境調査、交通量調査・解析及び気象関係調査等 一 環境調査 環境影響評価、環境現状調査、環境影響予測、環境保全対策及び解析など 二 交通量調査・解析 交通量調査・解析・推計業務、交通運用計画など 三 気象関係調査 気象・雪氷に関する調査
4	維持修繕調査	土木構造物（舗装、橋梁、トンネル、コンクリート構造物、のり面等）の維持修繕に関する調査・検討・解析等
5	道路設計	道路の土工工事（橋梁及びトンネルに係るものは除く）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
6	橋梁設計	道路の橋梁上下部土工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る

コード	希望業種区分	主 な 業 務 内 容
		数量のとりまとめ及び図面の修正
7	トンネル設計	道路のトンネル工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
8	その他土木設計	道路の標識工事（道路の標識工事（照明設備を有するものを含む））及び道路以外の土木工事（河川・砂防、海岸・港湾）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
9	※建築設計	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舍、汚水処理施設等の建築工事に係る設計
10	施設設備設計	次の電気工事、通信工事及び機械工事に係る設計 一 電気工事 電気設備設計：照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む）、屋内電気施設、受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備及び工事用仮設電力設備 二 通信工事 通信設備設計：有線電気通信線路（管路を含む）、遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換機設備、衛星通信設備、可変式道路情報板設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備、及びE T C 設備 三 機械設備設計：給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火栓設備、トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備、車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備及び清掃点検等自動化設備
11	土木施工管理	土木関連工事（舗装工事を除く。）に係る施工管理業務、土木関連設計に係る調査等管理業務
12	補償関連業務	次の権利調査、物件等調査、事業損失関係調査及び事業認定申請図書の作成 等 一 権利調査 公図（地図）調査、土地登記記録等調査及び権利者の確認に関する調査等 二 物件等調査 建物調査、機械工作物等調査、営業に関する調査、予備調査、移転工法案検討調査等及びこれらの調査に基づく補償算定業務 三 事業損失関係調査 建物等損傷調査、日照障害調査、電波障害調査等及びこれらの調査に基づく費用負担の算定業務 四 補償関連業務 事業認定申請図書の作成 等
13	図面・調書作成	完成図作成、技術資料等作成業務（保存文書整理業務、工事記録調書作成、施設管理台帳、道路標識等の調書作成）、管理用図面作成（境界点測量を含む） 等
14	経済調査	経済調査、材料価格調査、整備効果検討 等

注）※印の業務は、その業務が必要とする登録証明書がないと申請できません。（16 ページ参照）

【電子入札システムへの登録のお願い】

東日本高速道路株式会社の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。当社の電子入札システムの利用にあたっては、事前に「利用者登録」の手続きが必要となりますので、「利用者登録」が未了の方は、当社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いします。

＜電子入札システムについてはこちらをご参照ください（NEXCO東日本HP）＞

https://www.e-nexco.co.jp/bids/auction_info/electron/

5.2.3 中日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力

中日本高速道路株式会社に申請することができる者は、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領第3条に掲げる者でないことを要件とします。

中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領は弊社WEBサイトにてご確認ください。

(<https://contract.c-nexco.co.jp/point/>)

(測量等実績高②－中日本高速道路株式会社)

※ 画面左の『NEXCO 中日本』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」	弊社WEBサイトにて公表している資格登録者名簿に記載されている10桁の数字を半角で入力してください（新規申請の場合は、空欄としてください。）。 なお、東日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）等の各機関の業者コードとは異なりますので、弊社の業者コードであるか必ず確認をお願いします。

項目	入力要領
	また、業者コードがご不明な場合は、弊社WEBサイト内下記URLから検索してください。 https://contract.c-nexco.co.jp/register/info/search
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種（申請希望）」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に、希望業種合計値が表示されます。
「希望分野（電気工事、通信工事、機械工事）」	施設設備設計の「希望分野」をチェックします。 ※ 「希望分野」についての確認結果は、指名競争入札等における指名業者の選定過程で使用します。（「希望分野」にチェックのない分野については、指名の対象となりません。）
「※競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」	「競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款」に同意できる者でなければ、申請できません。申請に際しては、必ず「約款」をご確認いただき、約款に同意する場合は「※競争参加資格審査申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」をチェックしてください。

【注意】

- ・「競争参加資格認定通知書」は発行しておりません。認定結果及び認定状況については、令和9年4月1日以降に弊社WEBサイト (<https://contract.c-nexco.co.jp/register/>) に掲載の「資格登録者名簿」にてご確認ください。
- ・弊社では、「受付票返信先メールアドレス」、「16. 電子メールアドレス」にご入力いただいたアドレス宛てに入札に関する連絡を行うことがありますので、営業担当者様等窓口となる方のメールアドレスの登録をお願いします

中日本高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容（その１）

コード	希望業種区分	主な業務内容
01	※測量一般	地形測量、路線測量、用地測量、水深測量等（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）
02	※航空測量	航空測量又はこれに準ずるもの（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む。）
03	地質・土質調査	地表踏査、地質調査、物理調査、土質調査、水文調査（水質調査を含む。）、土木構造物基礎調査、砂防調査、地すべり調査及び解析等
04	※環境調査	環境影響評価、環境現状調査、環境影響予測、環境保全対策及び解析等
05	交通量調査・解析	交通量調査・解析・推計業務、交通運用計画 等
06	道路設計	道路の土木工事（橋梁及びトンネルに係るものは除く。）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
07	橋梁設計	道路の橋梁上下部工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
08	トンネル設計	道路のトンネル工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
09	その他土木設計	道路の標識工事（照明設備を有するものを含む。）及び道路以外の土木工事（河川・砂防、海岸・港湾）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
10	※建築設計	事務所、料金所、休憩用施設、雪氷用施設、汚水処理施設等の建築工事に係る設計
11	施設設備設計	次の電気工事、通信工事及び機械工事に係る設計 一 電気工事 照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む。）、屋内電気施設、受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備及び工事用仮設電力設備 二 通信工事 有線電気通信線路（管路を含む。）、伝送設備、交換設備、遠方監視制御設備、情報ターミナル設備、可変式道路情報板設備、可変式速度規制標識設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報設備及び自動料金収受設備 三 機械工事 給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火設備、トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備、車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、プラント設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備及びポンプ設備

中日本高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容（その２）

コード	希望業種区分	主な業務内容
12	造園設計	道路の造園工事に係る設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正、緑地効果（地球温暖化対策に関するもの。）調査、検討 等
13	土木施工管理	土木関連工事に係る施工管理業務、土木関連設計に係る調査等管理業務
14	建築施工管理	建築工事に係る施工管理業務、建築設計に係る調査等管理業務
15	設備施工管理	機械・電気・通信工事に係る施工管理業務、機械・電気・通信設計に係る調査等管理業務
16	造園施工管理	造園工事に係る施工管理業務、造園設計に係る調査等管理業務
17	補償関係業務	次の権利調査、物件等調査、事業損失関係調査及び事業認定申請図書の作成 等 一 権利調査 公図（地図）調査、土地登記簿等調査及び権利者の確認に関する調査 二 物件等調査 建物調査、機械工作物等調査、営業に関する調査、予備調査、移転工法案検討調査等及びこれらの調査に基づく補償算定業務 三 事業損失関係調査 建物等損傷調査、日照障害調査、電波障害調査等及びこれらの調査に基づく費用負担の算定業務 四 事業認定申請図書の作成
18	※土地評価業務	土地に関する補償算定業務（不動産鑑定を含む。）
19	電算業務	データ入力（計算業務を含む。）、システム開発・メンテナンス、技術・管理システム等の評価検討調査
20	図面・調書作成	完成図作成、技術資料等作成業務（保存文書整理業務、工事記録調書作成、施設管理台帳、道路標識等の調書作成）、管理用図面作成（境界点測量を含む。） 等
21	記録・資料作成	土木・施設に関する技術・知識等を必要とする記録・事業説明資料作成、模型作成、各種映画、パース作成、コンピュータを用いたシミュレーション構築
22	品質管理業務	土工・舗装・コンクリート構造物の品質管理に係る調査・検討 等
23	維持修繕調査	土木構造物（舗装、コンクリート構造物、のり面等）の補修に関する調査
24	気象関係調査	気象・雪氷に関する調査
25	経済調査	経済調査、材料価格調査、整備効果検討 等

注）※印の業務は、各業種に必要な事業登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 16 ページ参照

5.2.4 西日本高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力

申請に際しては、弊社ホームページ（下記URL）に掲載する「競争参加資格審査申請書作成の手引き（調査等）令和9・10年度版」を必ずご確認ください、ご理解・ご承諾の上手続きを行ってください。

○西日本高速道路株式会社HP 令和9・10年度競争参加資格審査 URL
<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/qualification/2027/>

（測量等実績高②－西日本高速道路株式会社）

※ 画面左の『NEXCO 西日本』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」	西日本高速道路株式会社にて過年度（令和7・8年度以前）の資格審査申請を行っている場合、業者コード（10桁の番号）は自動入力され、編集はできません。 なお、過年度の資格審査申請を行っていない場合は自動入力されませんので、空欄のままとしてください。
「電子入札用ICカード」	入力は不要です。

項目	入力要領
ドの登録番号」	
「入札に関する連絡先の登録について」受信用電子メールアドレス	営業担当者窓口となる方のメールアドレスを入力してください。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種（申請希望）」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に、希望業種合計値が表示されます。
「※競争参加資格申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」	「競争参加資格申請に伴う不正行為等防止約款」に同意できる者でなければ、申請できません。申請に際しては、必ず「約款」をご確認いただき、約款に同意する場合は「※競争参加資格申請に伴う不正行為等防止約款に同意します」をチェックしてください。

※ 各業種区分に対応する主な業務内容については、次ページ以降に掲載の「西日本高速道路株式会社の希望業種区分及び業務内容」をご確認ください。

※ 西日本高速道路株式会社では、入札に関する連絡手段としてメールを使用しています。このために、営業担当者様等窓口となる方のメールアドレスの登録をお願いします。

※ **お知らせ**

西日本高速道路株式会社では、競争参加資格認定通知書を発行しておりません。認定結果及び認定状況については、令和9年4月1日以降に弊社ホームページ（以下のアドレス）に掲載される「有資格者名簿」にてご確認ください。

なお、4月当初はアクセスが集中することが予想されますので、つながりにくい場合はしばらく時間をおいてから、再度アクセスしてください。

○HPアドレス（弊社の有資格者名簿、手引きなどを掲載しております）

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/>

※ 「有資格者名簿」の内容についてご質問等がありましたら、191ページの当社問合せ先へご連絡願います。

西日本高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容（その１）

コード	希望業種区分	主 な 業 務 内 容
01	※測量一般	地形測量、路線測量、用地測量、水深測量等（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む）
02	※航空測量	航空測量（地図の調整及び測量用写真の撮影を含む）
03	地質・土質調査	地表踏査、地質調査、物理調査、土質調査、水文調査（水質調査を含む）、土木構造物基礎調査、砂防調査、地すべり調査及び解析等
04	※環境調査	環境影響評価、環境現状調査、環境影響予測、環境保全対策及び解析等
05	交通量調査・解析	交通量調査・解析・推計業務、交通運用計画 等
06	道路設計	道路の土木工事（橋梁及びトンネルに係るものは除く）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
07	橋梁設計	道路の橋梁上下部工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
08	トンネル設計	道路のトンネル工事に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
09	標識設計	道路の標識工事（照明設備を有するものを含む）に係る設計
10	その他土木設計	道路以外の土木工事（河川・砂防、海岸・港湾）に係る施工計画及び設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正
11	※建築設計	事務所の社屋、料金所、公衆便所、車庫、社員宿舎、汚水処理施設等の建築工事に係る設計
12	電気設備設計	照明施設、電力ケーブル施設（管路を含む）、屋内電気施設、受配電設備、自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備及び工事用仮設電力設備の電気工事に係る設計
13	通信設備設計	有線電気通信線路（管路を含む）、遠方監視制御設備、情報交換設備、情報ターミナル設備、伝送交換機設備、衛星通信設備、可変式道路情報板設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像設備、無線通信設備、トンネル内ラジオ再放送設備、トンネル内拡声放送設備、ハイウェイラジオ設備、路車間情報通信設備及び自動料金収受設備の通信工事に係る設計
14	機械設備設計	給排水施設、衛生施設、ガス施設、空気調和施設、散水・融雪施設、道路トンネル用の火災報知設備、水噴霧設備、消火栓設備、トンネル換気用送・排風機設備、集塵機設備、車重計設備、軸重計設備、汚水処理設備、ゴミ処理設備、エレベーター昇降設備、クレーン設備、ポンプ設備及び清掃点検等自動化設備の機械工事に係る設計
15	造園設計	道路の造園工事に係る設計並びに工事の発注に係る数量のとりまとめ及び図面の修正、緑地効果（地球温暖化対策に関する）調査、検討等
16	土木施工管理	土木関連工事に係る施工管理業務、土木関連設計に係る調査等管理業務
17	建築施工管理	建築工事に係る施工管理業務、建築設計に係る調査等管理業務
18	設備施工管理	機械・電気・通信工事に係る施工管理業務、機械・電気・通信設計に係る調査等管理業務
19	造園施工管理	造園工事に係る施工管理業務、造園設計に係る調査等管理業務
20	土木保全点検	土木構造物に係る保全点検業務、保全管理業務、詳細点検・検討業務
21	施設保全点検	施設に係る保全点検業務、保全管理業務、詳細点検・検討業務
22	権利調査	公図（地図）調査、土地登記簿等調査及び権利者の確認に関する調査等
23	※土地評価業務	土地に関する補償算定業務（不動産鑑定を含む。）
24	物件等調査	建物調査、機械工作物等調査、営業に関する調査、予備調査、移転工法案検討調査等及びこれらの調査に基づく補償算定業務

西日本高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容（その２）

コード	希望業種区分	主 な 業 務 内 容
25	事業損失関係調査	建物等損傷調査、日照阻害調査、電波障害調査等及びこれらの調査に基づく費用負担の算定業務
26	補償関連業務	事業認定申請図書の作成 等
27	電算業務	データ入力（計算業務を含む）、システム開発・メンテナンス、技術・管理システム等の評価検討調査
28	図面・調書作成	完成図作成、技術資料等作成業務（保存文書整理業務、工事記録調書作成、施設管理台帳、道路標識等の調書作成）、管理用図面作成（境界点測量を含む） 等
29	記録・資料作成	土木・施設に関する技術・知識等を必要とする記録・事業説明資料作成、模型作成、各種映画、パース作成、コンピュータを用いたシミュレーション構築
30	品質管理業務	土工・舗装・コンクリート構造物の品質管理に係る調査・検討 等
31	維持修繕調査	舗装、塗装の維持修繕に関する調査、解析
32	気象関係調査	気象・雪氷に関する調査
33	経済調査	経済調査、材料価格調査、整備効果検討 等
34	関連公共事業・施設調査	関連公共事業（土木関係施設、農林関係施設等）調査（排水系統の調査を含む）

注）※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 16 ページ参照

5.2.5 首都高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力

【首都高速道路株式会社】

21 測量等実績高

直前2年度分決算（千円）				直前1年度分決算（千円）					
□ 中間	から	まで	測量等実績高	0	□ 中間	から	まで	測量等実績高	0

業者コード 電子入札用ICカードの登録番号

首都高速道路株式会社に申請する場合は、1都3県に本社、支社もしくは営業所等拠点を有している必要があります。

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算（千円）	③直前1年度分決算（千円）	④直前2ヶ年間の年間平均実績高（千円）	希望業種
01土質・地質調査				☐
02環境調査				☐
03交通調査				☐
04計画調査				☐
05補償調査				☐
06その他調査				☐
07橋梁設計				☐
08トンネル設計				☐
09道路設計				☐
10その他土木設計				☐
11建築設計				☐
12電気設備設計				☐
13電気通信設備設計				☐
14管設備設計				☐
15機械器具設置設備設計				☐
16その他設備設計				☐
17土木施工管理				☐
18建築施工管理				☐
19設備施工管理				☐
20測量一般				☐
21航空測量				☐
22各種試験及び点検				☐
その他申請外				☐
合計	0	0	0	0

営業担当者名

姓(カナ)	名(カナ)	姓	名

窓口営業所

番号	営業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号

（測量等実績高②－首都高速道路株式会社）

※ 画面左の『首都高速』をクリックすると、上記画面が表示されます。

首都高速道路（株）では、競争参加資格認定通知書を発行しておりません。
認定結果及び認定内容については、令和9年4月1日以降に弊社HP（下記URL）に掲載される「有資格業者名簿」にてご確認ください。

また、弊社HP（下記URL）に掲載の競争参加資格の「書類作成の手引き」を必ずご確認ください、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

○首都高速道路株式会社HP 競争参加資格 URL

<https://www.shutoko.co.jp/business/status/qualify/>

項目	入力要領
「業者コード」	★<u>更新申請</u>（2回目以降の申請となる者）の場合のみ入力してください。 ・弊社HPに掲載の「有資格業者名簿」に記載している「業者コード」（10桁の番号）を<u>半角数字</u>で入力してください。 ・新規申請（今回初めて申請される者）の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードが不明な場合は、連絡先一覧に記載の担当課（03-3539-9315）までお問合せください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に、希望業種の値が表示されます。
「窓口営業所」	「窓口営業所」は、次のように入力してください。 ① 営業所一覧から窓口営業所を選択します。 ② 担当者の氏名を入力します。

営業担当者名			
姓(カナ)	名(カナ)	姓	名

窓口営業所					
番号	営業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
☐ 0	本社（店）				
☒ 1	首都圏本社				
☐ 2	埼玉事務所				
☐ 3	千葉事務所				
☐ 4	横浜事務所				

（測量等実績高②（スクロール最下部）－首都高速道路株式会社）

首都高速道路（株）に申請する場合は、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等拠点を有していることが必要です。

※ 各業種区分に対応する主な業務内容については、次ページ以降に掲載の「首都高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容」をご確認ください。

なお、首都高速道路（株）では平成27・28年度から不動産鑑定業務を「測量・建設コンサルタント等業務」の業務内容から外しております。

《首都高速道路株式会社の希望業種区分及び主な業務内容》

希望業種区分			主 な 業 務 内 容
調 査	01	土質・地質調査	土質調査、物理調査、地質調査、水脈調査、土木構造物基礎調査等
	02	環境調査	A) 環境実測調査（大気質・水質土壌・騒音・振動） B) 環境影響予測、環境影響評価、環境保全対策等
	03	交通調査	A) 交通現状調査（交通量、渋滞長、旅行速度等） B) 交通管理調査（交通事故・故障等、渋滞統計等）
	04	計画調査	A) 都市計画、路線計画、交通計画、線形設計 B) 経済調査（整備効果分析、事業評価） C) 交通（処理・運用）計画、交通管制システム計画、交通事故分析 D) 交通量推計、交通シミュレーション E) 事業説明資料作成（模型作成、パース作成を含む） F) 技術資料等作成（管理施設台帳、道路標識等の調書作成等）
	05	補償調査	権利調査、物件調査、その他関連調査等
	06	その他調査	A) 経営コンサルティング B) 01 から 06A) までのいずれにも該当しない調査
設 計	07	橋梁設計	A) 道路橋の新設工事に係る設計 B) 既設鋼道路橋の補修補強工事に係る設計 C) 既設 P C ・コンクリート道路橋の補修補強工事に係る設計
	08	トンネル設計	A) 道路トンネルの新設工事に係る設計 B) 既設道路トンネルの補修補強工事に係る設計
	09	道路設計	道路の土木工事（橋梁及びトンネルを除く）に係る設計
	10	その他土木設計	A) 景観設計 B) 07 から 10A) までのいずれにも該当しない設計
	11	建築設計【※】	事務所、料金所、換気所、パーキングエリア、倉庫、駐車場、社宅等建築物の建築工事に係る設計
	12	電気設備設計	道路照明設備、建築電気設備、受配電設備（無停電電源設備を含む）、自家発電設備等の電気工事に係る設計
	13	電気通信設備設計	有線・無線通信設備、トンネル防災設備、E T C 設備（料金収受設備含む）、車輛感知器設備、監視用テレビカメラ設備、可変情報板設備（文字・図形）、道路情報通信設備、道路情報処理設備等の電気通信工事に係る設計
	14	管設備設計	給排水設備、衛生設備、ガス設備、空気調和設備、建築物の消火設備等の管工事に係る設計
	15	機械器具設置設備設計	トンネル換気設備、排水ポンプ設備、水噴霧設備、トンネル消火設備、軸重測定設備、建築物昇降機設備等の機械器具設置工事に係る設計
	16	その他設備設計	11 から 15 までのいずれにも該当しない設備設計
	17	土木施工管理	土木関連工事に係る施工管理業務及び土木関連設計に係る調査等管理業務

希望業種区分			主 な 業 務 内 容
設計	18	建築施工管理	建築工事に係る施工管理業務及び建築設計に係る調査等管理業務
	19	設備施工管理	電気・電気通信・管・機械器具設置工事に係る施工管理業務及び電気・電気通信・管・機械器具設置設備設計工事に係る調査等管理業務
測量	20	測量一般【※】	地形測量、路線測量、用地測量、水深測量等
	21	航空測量【※】	航空測量（地図の調整及び測量写真の撮影を含む）
試験	22	各種試験及び点検	A) 材料試験、構造物強度試験等
			B) 非破壊検査、構造物点検業務等

【注意事項】

- ・※印の業種区分は、申請時に登録証明書の提出が必要です。
（申請時に必要な登録証明書等は 16 ページ「各機関別登録証明書等一覧」参照）
申請を希望される場合は、登録を証明する書面を添付してください。
- ・※印以外の業種区分に関しては、登録がなくとも申請は可能ですが、
申請画面の申請書入力②（68 ページ参照）の登録を受けている事業の欄に登録番号、登録年月日を入力している場合には、それを証明する書面の添付が必要となりますので、ご注意ください。
- ・※「建設関連業者閲覧システム」、又は、「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」に登録済みで、その登録情報と「資格審査申請（インターネット申請）における申請内容」が同一の場合は、登録証明書添付の省略が可能（8 ページ参照）です。

【電子入札システムへの登録のお願い】

首都高速道路（株）の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。弊社の電子入札システムの利用を希望される場合は、「利用者登録」等の事前準備が必要となります。弊社HP（下記URL）より詳細についてご確認いただき、弊社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いいたします。

○首都高速道路株式会社HP 電子入札システム URL
<https://www.shutoko.co.jp/business/electronic-bid/>

5.2.6 本州四国連絡高速道路株式会社申請者向け測量等実績高入力

【本州四国連絡高速道路株式会社】

21 測量等実績高

直前2年度分決算（千円）				直前1年度分決算（千円）			
□ 中間	から	まで	測量等実績高	0	□ 中間	から	測量等実績高

業者コード 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算（千円）	③直前1年度分決算（千円）	④直前2ヶ年間の年間平均実績高（千円）	希望する順位	その他の調査・設計	希望する順位
地質・土質設計					交通量調査	
測量					経済調査	
土木設計					環境調査	
橋中構造物設計					補償調査	
機械・船舶設計					電気・通信設計	
建築設計					各種点検又は計測	
造園緑化設計					各種試験又は研究等	
その他の調査・設計						
現場技術業務						
その他						
合計	0	0	0	0		

（測量等実績高②－本州四国連絡高速道路株式会社）

※ 画面左の『本四高速』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※ お知らせ

本州四国連絡高速道路株式会社では、競争参加資格認定通知書を発行していません。認定結果及び認定内容については、令和9年4月1日以降に当社ホームページにおいて掲載する「調査等有資格者公表名簿」によりご確認ください。

また、当社ホームページに掲載の競争参加資格審査申請書作成の手引きを必ずご確認ください、ご理解・ご承諾の上、申請手続を行ってください。

○本州四国連絡高速道路株式会社ホームページ URL（資格審査）

https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/keiyaku/shinsa/index.html

項目	入力要領
「業者コード」	更新申請の場合のみ入力してください。新規の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードは、<u>半角数字5桁（6桁の場合は下5桁）</u>で入力してください。

項目	入力要領
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に希望業種の合計が表示されます。
「その他の調査・設計」	「その他の調査・設計」をチェックすると、希望する順位が入力可能となりますので、希望する業務のみ希望順位を入力してください。

※ 本州四国連絡高速道路株式会社の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。
本州四国連絡高速道路株式会社の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	地質・土質調査	地質調査、土質調査、物理探査
2	※測量	地形測量、航空測量、路線測量、用地測量、海底地形測量、その他の測量（三角測量、水深測量を含む。）
3	土木設計	道路設計、鉄道設計、トンネル設計、橋梁設計、その他の土木設計、施工方法及び施工設備等の各種検討
4	海中構造物設計	海上作業足場、船足場、海中鉄構、浮棧橋等の海中構造物又はこれに類するものの設計
5	機械・船舶設計	機械設計（建築設計に含まれるものを除く。）、船舶設計（小型船舶、作業船又はこれに類するものの設計）、設備設計（建築設計に含まれるものを除く。）
6	※建築設計	建築設計（建築工事に付随する機械、電気、設備、造園等の設計及び鉄塔設計を含む。）
7	造園緑化設計	インターチェンジ、休憩施設、環境施設帯、のり面、路傍等の造園緑化設計
8	その他の調査・設計	上記のいずれにも属さない調査・設計（交通量調査、経済調査、環境調査、補償調査、電気・通信設計、各種点検又は計測、各種試験又は研究等）
9	現場技術業務	道路、鉄道、トンネル、橋梁、建築等の工事の現場技術業務、その他の現場技術業務

注）※印の業務は、登録がない場合、申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等については、17ページを参照

5.2.7 水資源機構申請者向け測量等実績高入力

(測量等実績高②－水資源機構)

※ 画面左の『水資源機構』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※ 入札情報メールマガジンについて

当機構では、一般競争入札における入札公告に係る情報を、有資格業者名簿に登録されている方で、かつ配信登録を希望する事業者の皆様に対して、メールによりお知らせする方式を導入しています。詳細は当機構ホームページに掲載しておりますので、是非、ご利用ください。（費用は無料）

水資源機構本社ホームページ <https://www.water.go.jp>

入札情報メールマガジン登録ページ

<https://message.sigfy.jp/water/festivals/signup/a02b7edb44>

お知らせ

(独)水資源機構は、参加資格認定通知書を発行致しません。
審査結果については、当機構HP（<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/sanka/0910gyoshakensaku.html>）に「有資格業者索引名簿」を掲載しますのでご確認願います。（令和9年4月1日以降掲載予定。）

項目	入力要領
「業者コード」	更新申請の場合のみ入力してください。新規の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードは、 <u>半角数字6桁</u> で入力してください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に希望業種の合計が表示されます。

※ 水資源機構の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

水資源機構の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	※測量	測量一般、地図の調整、航空測量
2	※建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）
3	土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、上水道及び工業用水道、農業土木、建設環境、その他
4	地質調査業務	地質調査
5	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、※不動産鑑定

注）※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は17ページ参照

5.2.8 都市再生機構申請者向け測量等実績高入力

The screenshot shows a web browser window with a URL bar and a sidebar menu on the left. The main content area is titled '【独立行政法人都市再生機構】' (Independent Administrative Corporation Urban Regeneration Agency). Below this, there's a section for '21 測量等実績高' (Measurement and Achievement). The form includes several tables for inputting data for '直前2年度分決算' (Fiscal Year 2 years before) and '直前1年度分決算' (Fiscal Year 1 year before). There are also checkboxes for '申請を希望する部局' (Department to which application is desired) and a section for '窓口営業所' (Counter Office) with a table for '営業所名' (Office Name) and '東日本' (East Japan), '中部' (Chubu), '関西' (Kansai), and '九州' (Kyushu).

(測量等実績高②ー都市再生機構)

※ 画面左の『都市再生機構』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「登録番号」	更新申請の場合のみ入力してください。新規の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードは、 <u>半角数字7桁</u> で入力してください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「申請を希望する部局」	「申請を希望する部局」をチェックします。 ※ 合計欄に、部局別の合計が表示されます。
「営業所設定」	各希望部局と直接契約を行う営業所を登録します。

項目	入力要領
	※ 「申請を希望する部局」でチェックした部局のみ、チェック欄が表示されます。

※ （独）都市再生機構は、認定通知書を発行致しません。

審査結果については、当機構HP（<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>）に「有資格者名簿」を掲載しますのでご確認願います（令和9年4月1日以降掲載予定）。

※ 都市再生機構の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

都市再生機構の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	※測量	測量
2	土質調査	土質調査
3	建築設計	建築関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（都市計画、団地計画、意匠、構造、積算、機械、電気、汚水処理施設、設計意図伝達等）
4	建築監理	建築関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
5	土木設計	土木関係建設コンサルタント業務のうち設計に係るもの（鋼構造コンクリート、河川、道路、施工方法、施工設備、下水道、造園、都市計画、地方計画、積算、換地設計等）
6	土木監理	土木関係建設コンサルタント業務のうち工事監理に係るもの（監督等）
7	補償	補償関係コンサルタント業務（物件・権利調査、事業関連調査、不動産鑑定、登記手続等）
8	調査	建築・土木関係建設コンサルタント業務のうち上記以外のもの（事業の計画又は工事の施工に関する調査、検討等）

注）※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は17ページ参照

5.2.9 日本下水道事業団申請者向け測量等実績高入力

【地方共同法人日本下水道事業団】

21 測量等実績高

直前2年度分決算（千円）				直前1年度分決算（千円）			
☐ 中間	から	測量等実績高	0	☐ 中間	から	測量等実績高	0
	まで				まで		
	から	測量等実績高	0		から	測量等実績高	0
	まで				まで		

業者コード: 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算（千円）	③直前1年度分決算（千円）	④直前2ヶ年間の年間平均実績高（千円）	希望業種
建設コンサルタント業務				☐
建設設計				☐
建設設計以外				☐
地質調査業務				☐
その他				☐
合計	0	0	0	0

注：建設コンサルタント業務の競争に参加するためには次の登録が必要です。
 ①建設の設計に係る建設コンサルタント業務については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の登録
 ②建設の設計以外の建設コンサルタント業務については、建設コンサルタント規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条の下水道部門の登録

（測量等実績高②－日本下水道事業団）

※ 画面左の『下水道事業団』をクリックすると、上記画面が表示されます。

項目	入力要領
「業者コード」	更新申請の場合のみ入力してください。新規の場合は空欄にしてください。 ※ 業者コードは、 <u>半角数字5桁</u> で入力してください。
「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	直前2年度分、直前1年度分の決算値を、希望業種ごとにそれぞれ入力してください。 ※ 直前2ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 実績がない業種を希望する場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	「希望業種」をチェックします。 ※ 合計欄に、希望業種の計が表示されます。

※ 日本下水道事業団の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

日本下水道事業団の業種区分及び業務内容

業種区分	業務内容
※建設コンサルタント業務	下水道事業に係る設計、調査等
地質調査業務	地質調査

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 17 ページ参照

※ お知らせ

「競争参加資格認定通知書」を発行しておりません。認定結果については、令和 9 年 4 月 1 日以降に当事業団ホームページ (<https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu.html>)にてご確認ください。

5.30 鉄道建設・運輸施設整備支援機構申請者向け測量等実績高入力

【独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

21 測量等実績高

直前2年度分決算（千円）				直前1年度分決算（千円）			
中間	から	まで	測量等実績高	中間	から	まで	測量等実績高
			0				0
			0				0

業者コード: 電子入札用ICカードの登録番号

①競争参加資格希望業種区分	②直前2年度分決算（千円）	③直前1年度分決算（千円）	④直前2ヶ年間の年間平均実績高（千円）	希望業種
測量				☐
建設関係建設コンサルタント業務				☐
土木関係建設コンサルタント業務				☐
地質調査業務				☐
建設関係コンサルタント業務				☐
その他				☐
合計	0	0	0	0

（測量等実績高②－鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

※ 画面左の『鉄道・運輸機構』をクリックすると、上記画面が表示されます。

お知らせ

認定通知書は発行致しませんので、審査結果については、当機構HP（<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/list.html>）に掲載の「有資格業者名簿」でご確認願います。（令和9年4月1日以降掲載予定。）

なお、当機構HP（<https://www.jrtt.go.jp/procurement/qualification/resistration.html>）に掲載する「競争参加資格審査申請書作成の手引き」を必ずご確認ください、ご理解・ご承諾の上申請手続きを行ってください。

項目	入力要領
「業者コード」 「電子入札用ICカードの登録番号」	入力は不要です。
「直前2年度分、直前1年度分の決算値」	「競争参加資格希望業種区分」に対応した直前2年度分、直前1年度分の決算値を千円単位（消費税を含まない金額）でそれぞれ入力してください。

項目	入力要領
	※ 直前 2 ヶ年間の年間平均実績高は自動計算されます。 ※ 希望する業種に実績高がない場合、当該業種の実績高は「0」を入力してください。
「希望業種」	申請を希望する業種をチェックしてください。 ※ 合計欄に、希望業種数の合計が表示されます。

※ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業種区分及び業務内容は以下のとおりです。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業種区分及び業務内容

No	業種区分	業務内容
1	※測量	測量一般、地図の調整、航空測量
2	建築関係建設 コンサルタント業務	※・建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものに限る。）
3	土木関係建設 コンサルタント業務	・土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものを除く。） ・騒音、振動、水質、大気等の公害関係調査、測定、試験、気象観測等 ・土木、建築、電気、機械に関する保守台帳の作成、しゅん功図の作成、しゅん功図調整等 ・テレビ受信障害調査等
4	地質調査業務	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
5	補償関係コン サルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償部門

注) ※印の業務は、登録がないと申請できません。登録を証明する書面を添付してください。

・申請時に必要な登録証明書等は 17 ページ参照

注) 当機構では不動産鑑定は、測量・建設コンサルタント等業務で発注しておりません。

5.3.1 国土交通省地方整備局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院、内閣府、内閣府沖縄総合事務局、中日本高速道路株式会社及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構 業態調書・共通〔資本人的関係の確認〕

業態調書・共通

検索または Web アドレスを入力

【業態調書・共通】

国土交通省、北海道開発局、国土地理院、内閣府、沖縄総合事務局、中日本高速道路株式会社及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構 業態調書・共通(資本関係・人的関係)

I. 資本関係に関する事項

① 親会社等(会社法第2条第4号の2の規定によるもの)・所属する組合

●有 ○無 [法人番号が分からない場合はこちら](#)

	法人番号	本店代表電話番号	区分	商号又は名称	代表者	住所	親会社等	所属組合
1							☐	☐
2							☐	☐
3							☐	☐

※ 更生会社・再生手続中会社の場合、区分欄をチェックしてください。

※ 個人の場合、商号又は名称欄は「個人」と入力してください。また、法人番号、本店代表電話番号は入力する必要はありません。

② 子会社等(会社法第2条第3号の2の規定による子会社)

●有 ○無 [取締役区分の詳細はこちら](#)

	当社の役員等			兼任先及び兼任先での役職				
	役職	取締役区分	氏名	法人番号	本店代表電話番号	商号又は名称	役職	取締役区分
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※ 取締役イ・ホの内容については、競争参加資格審査申請書作成の手引きを参照してください。

業態調書

業態調書

(業態調書・共通)

※ 画面左の『業態調書・共通』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※ 国土交通省地方整備局（「道路・河川・官庁営繕・公園関係」及び「港湾空港関係」）、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）、国土交通省北海道開発局、国土交通省国土地理院、内閣府、内閣府沖縄総合事務局及び中日本高速道路株式会社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構を希望する場合は入力が必要で

す。

- 該当が無い場合には、「無」を選択してください。（この場合、この項目以外は入力できません。）

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国地契第92号〔最終改正 平成30年4月26日付け国地契第2号〕、平成27年3月17日付け国港総第494号〔最終改正 平成30年6月25日付け国港総第101号〕）により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項を入力してください。

当該業態調書においては、主に次の事項を入力することとしています。

- 申請者の親会社等に関する事項（商号名称、代表者、本店住所等）
- 申請者の子会社等に関する事項（商号名称、代表者、本店住所等）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

※ 虚偽の入力をした場合、又は重要な事実の入力をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】

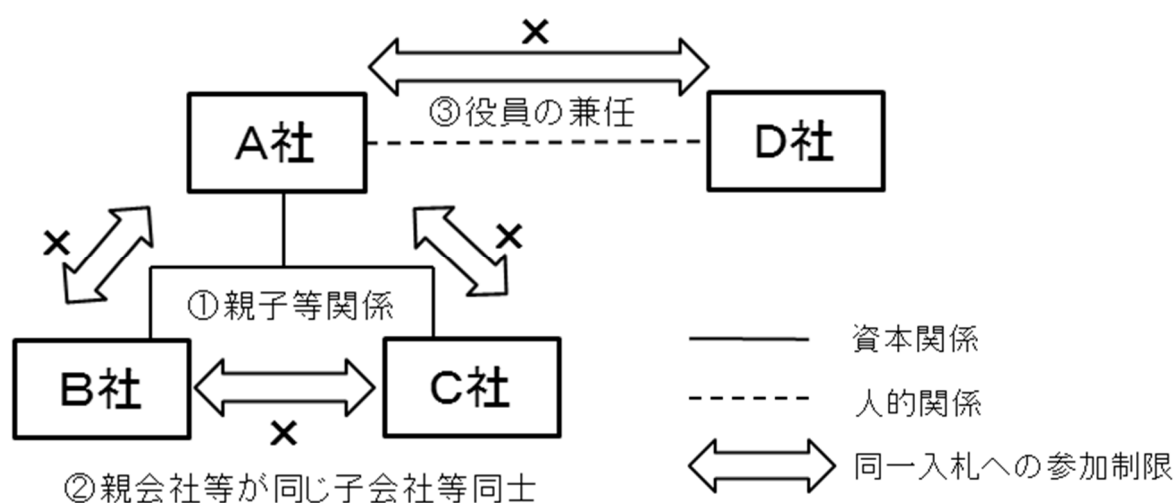
- ①親会社等と子会社等の二者
- ②親会社等を同じくする子会社等同士
- ③役員の兼任
- ④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員

※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

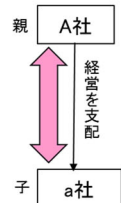
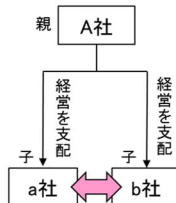
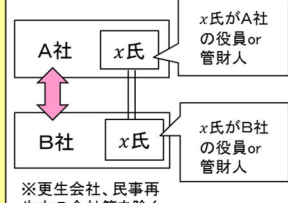
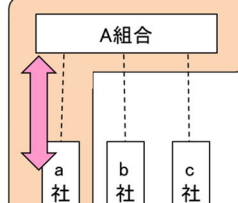
※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ



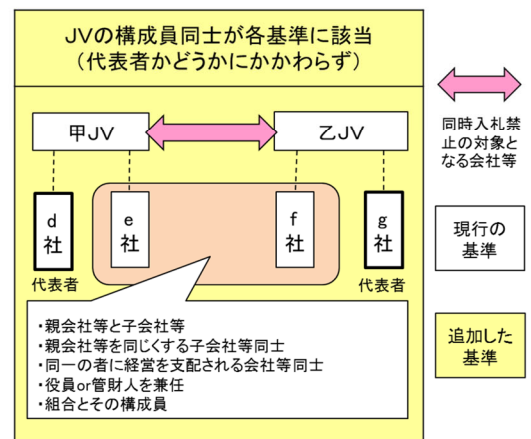
【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

資本・人的関係のある者の同時入札禁止について(基準の一部改正)

資本関係		人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」＝組合(JVを含む)	親会社等と同じく する子会社等同士	役員or管財人を兼任	組合とその構成員 など
		 ※更生会社、民事再生中の会社等を除く。	

- 「経営を支配」とは
- ① 議決権の50%超を自己(子会社等を含む。以下同じ。)の計算で所有※1
 - ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当
 - イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超
 - ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3
 - ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在
 - ニ 負債総額に占める自己が行う融資(債務保証等を含む。)※4の割合が50%超
 - ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在
 - ③ 自己所有等議決権割合が50%超(自己の計算分がゼロの場合を含む。)

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己(自然人に限る。)の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
 (会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の2)



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等 同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

【本調書に入力する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

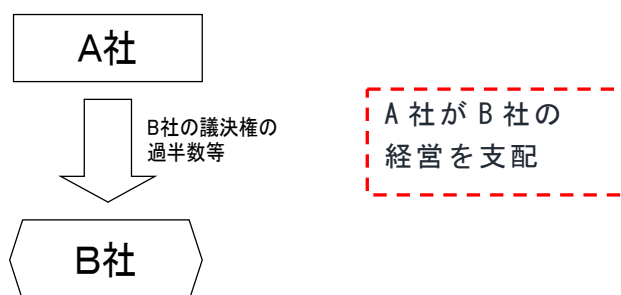
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I（①親会社等と子会社等の関係）

A社は、B社の「親会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）及び個人を含む。）



B社は、A社の「子会社等」（以下、全てのケースで組合（JVを含む）を含む。）

（業態調書に入力する対象会社）

ケース I における業態調書への入力について、
A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も入力せず、子会社等欄にはB社を入力します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を入力し、子会社等欄には何も入力しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

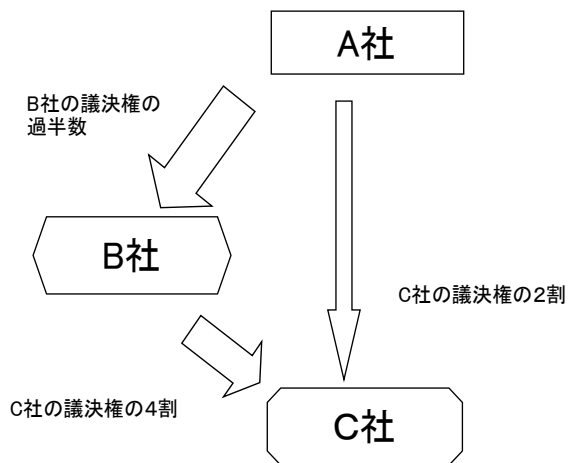
※ 以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	－	B社
B社	A社	－
A組合	－	B社

※ 親会社等は地方整備局等が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等（個人株主も含む）も入力の対象となります。

※ 民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は入力の対象となります。

ケースⅡ（①親会社等と子会社等の関係）



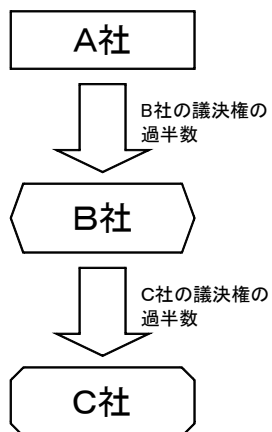
B社は、A社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。

A社がB社・C社の経営を支配

（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケースⅢ（①親会社等と子会社等の関係）



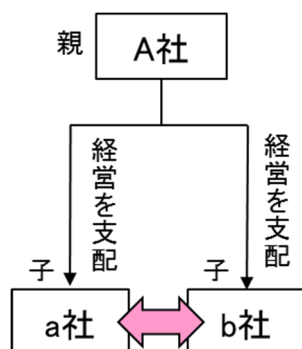
B社は、A社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有する。

A社がB社・C社の経営を支配

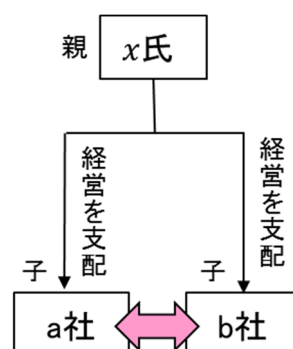
（業態調書に入力する対象会社等）

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

ケース IV (②親会社等を同じくする子会社等同士の関係)



a 社 b 社は、親会社を同じくする子会社等同士

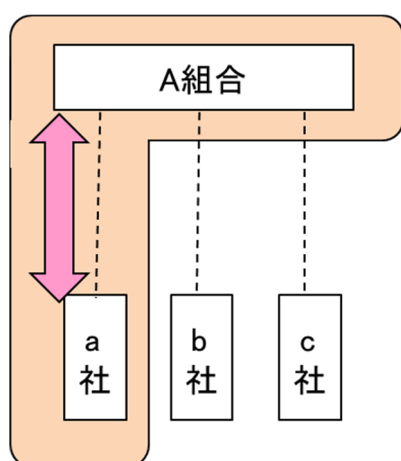


a 社 b 社は、同一の者に経営を支配される子会社等同士

(業態調書に入力する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a 社	A 社もしくは x 氏	-
b 社	A 社もしくは x 氏	-
A 社	-	a 社・ b 社
x 氏	-	a 社・ b 社

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



※ 組合の構成員 (a 社・b 社・c 社)
は、資本人的関係の有無に関わらず、
組合 (A 組合) を「親会社等・所属する組合」欄に必ず入力すること。

(業態調書に入力する対象会社等)

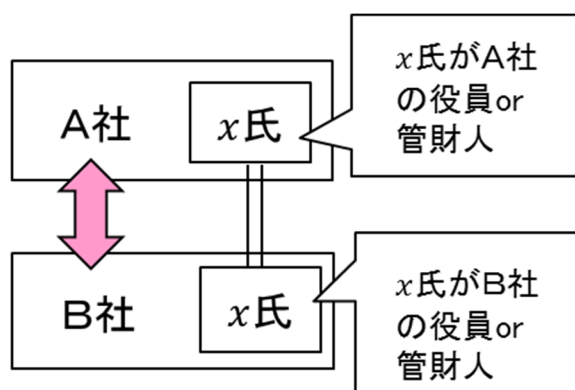
申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a社・b社・c社※	A組合	—

※ JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準（ケースⅠ～ケースⅣ等）に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



※更生会社、民事再生中の会社等を除く。

x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

(業態調書に入力する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A 社	x 氏	B 社
B 社	x 氏	A 社

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に入力してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、入力しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

項目	入力要領		
親会社等・所属する組合	○該当するものがある場合は「有」を、無い場合は「無」を選択してください。		
	○申請者の親会社等・所属する組合について入力してください。 <u>親会社等の場合には親会社等欄をチェックし、所属する組合の場合には所属する組合欄をチェックしてください。</u>		
	(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない
	A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑
	A組合に所属していない	親会社等に☑	
	<u>※ 親会社等（組合（JVを含む）及び個人を含む）は地方整備局等が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者に限らず、持株会社等（個人株主を含む）も入力の対象となります。</u>		
	※ 申請者が組合に所属している場合は、資本金的関係の有無に関わらず、当該組合について入力してください。		
	※ 親会社等・所属する組合が6社以上ある場合には、ヘルプデスク（18ページ参照）へ連絡してください。 <u>入力漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあります</u> ので注意してください。		
親会社等・所属する組合「法人番号」	○親会社等の法人番号を入力してください。 ○親会社等が個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。		
親会社等・所属する組合「本店代表電	○親会社等・所属する組合の代表の電話番号を入力してください。 ○親会社等が個人である場合は、入力の必要はありません。		

項目	入力要領
話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。
親会社等・所属する組合「区分」	○当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する <u>更生会社</u> （以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する <u>再生手続中の会社</u> （以下「再生手続中の会社」という。） <u>である場合には、チェックしてください。</u>
親会社等・所属する組合「商号又は名称」	○親会社等・所属する組合の商号又は名称を入力してください。 ○親会社等が個人である場合は、「個人」と入力してください。
親会社等・所属する組合「代表者」	○親会社等の代表者名（姓と名前との間は1文字空けてください。）を入力してください。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を入力してください。
親会社等・所属する組合「住所」	○丁目、番地は、「ー（ハイフン）」により省略して入力してください。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を入力してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に入力してください。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を入力してください。（都道府県・市区町村までを入力してください。）
子会社等	○該当するものがある場合は「有」を、無い場合は「無」を選択してください。 ○申請者の子会社等について入力してください。 ※ 地方整備局等が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者を入力の対象とします。 ※ ただし、有資格業者であるかを問いません。 ※ 子会社等が41社以上ある場合には、ヘルプデスク（18ページ参照）へ連絡してください。 <u>入力漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあります</u> ので注意してください。 ※ <u>更生会社又は再生手続中の会社等でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は入力の対象となります。</u> <u>（入力の対象外であった場合も当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。）</u>
子会社等「法人番号」	○子会社等の法人番号を入力してください。 ○子会社等が法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。
子会社等「本店代表電	○子会社の本店代表電話番号を、市外局番、市内局番をハイフンで区切り入力してください。

項目	入力要領
話番号	
子会社等 「商号又は名称」	○子会社等の商号又は名称を入力してください。
子会社等 「代表者」	○子会社等の代表者名（姓と名前との間は1文字空けてください。）を入力してください。
子会社等 「住所」	○子会社等の住所を入力してください。
役員の兼任	○該当するものがある場合は「有」を、無い場合は「無」を選択してください。 ○申請者の役員のうち、<u>地方整備局等が発注する測量・建設コンサルタント等業務の業種区分・業務内容を営む者（ただし、有資格業者であるかは問わない。）の役員を兼任している役員</u>（以下「兼任役員」という。）について入力してください。 <u>※ 申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続中の会社等で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は入力の対象外であるため、入力しないでください。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出してください。）</u> ※ 役員の兼任が100人以上ある場合には、ヘルプデスク（18ページ参照）へ連絡してください。<u>入力漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあります</u>ので注意してください。
役員の兼任 当社の役員等 「役職」	○兼任役員の申請者における役職をプルダウンから選択してください。 ○<u>「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」、又は「その他」のいずれかを選択</u>してください。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを選択してください。 例）代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※ 指名委員会等設置会社における取締役（後述「取締役口」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」を選択してください。 ※ 「執行役（代表執行役を含む）」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、入力しないでください。 ※ 「理事」には理事長を含む。

項目	入力要領
役員の兼任 当社の役員等 「取締役区分」	○兼任役員の役職名で取締役を選択した場合に、取締役区分をリストボックスから選択する。 ○「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」、「<u>取締役ホ</u>」のいずれかを選択する。 ※「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。 ※「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役
役員の兼任 当社の役員等 「氏名」	○兼任役員の氏名を入力してください。 ○氏名については、姓と名前との間は1文字空けてください。
役員の兼任 兼任先及び兼任先での役職 「法人番号」	○兼任役員の兼任先の法人番号を入力してください。 ○併任役員の併任先が法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はありません。
役員の兼任 兼任先及び兼任先での役職 「本店代表電話番号」	○兼任役員の兼任先の本店代表電話番号を、市外局番、市内局番をハイフンで区切り入力してください。
役員の兼任 兼任先及び兼任先での役職 「商号又は名称」	○兼任役員の兼任先の商号又は名称を入力してください。

項目	入力要領
役員の兼任 兼任先及び兼 任先での役職 「役職」	○兼任役員の兼任先における役職をプルダウンから選択してください。 ○<u>「代表取締役」、「取締役」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「管財人」「その他」のいずれかを選択</u>してください。 ※ 役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを選択してください。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（「取締役ロ」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」を選択してください。 ※「執行役（代表執行役を含む）」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいいます。 ※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、入力しないでください。 ※「理事」には理事長を含む。
役員の兼任 兼任先及び兼 任先での役職 「取締役区分」	○兼任役員の兼任先における役職名で取締役を選択した場合に、取締役区分をリストボックスから選択する。 ○<u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」のいずれかを選択</u>する。 ※<u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する業務においては役員に該当しません</u>が、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等が同一入札へ参加した場合について、当分の間モニタリングを行うため記載の対象とします。 ※「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は下記の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役

※ 「住所」、「商号又は名称」等については、「1. 申請書入力（共通入力部分）」「※ 入力にあたっての基本的注意事項」（61 ページ）を参照ください。

5.3.2 国土交通省国土地理院申請者向け業態調書入力

(業態調書－国土交通省国土地理院)

※ 画面左の『業態調書・国土地理院』をクリックすると、上記画面が表示されます。

※ 測量等実績高入力画面で、希望業種をチェックした業種は、「希望する業務」欄に、○記号が表示されます。

※ 必ず、申請書入力④を入力してから、本画面を入力してください。

(1) 業態調書は、次のように入力してください。

① 画面右上の「国土地理院向け有資格者の編集」ボタンをクリックします。次ページの有資格者入力画面が表示されます。

※ この画面上で入力できるのは、測量士、又は測量士補に限ります。

国土地理院向け・有資格者編集

【業態調書・国土地理院】

国土地理院向け・有資格者編集

①測量士又は測量士補資格を持つ全技術者を表示しています。
②国土地理院へ登録を希望する技術者のみ、登録番号、氏名(カナ)、実務経験年数及びTECRIS技術者IDを入力してください。

総ページ数: 1 1 ページへ 実務経験年数更新 閉じる

No	氏名	法令による免許等		実務経験年数		所属する営業所	氏名(カナ)	登録番号	業務種別ごとの実務経験年数													A+B+C+D+E 実務経験年数	TECRIS 技術者ID
		名称	取得年月日	年	月				A 基準点測量	B 写真測量		C 地図調製			D 地理調査			E その他の測量					
									測図	撮影	小計	編集・製図	数値・情報	写真・印刷	小計	地理	海洋・湖沼	小計					

(国土交通省国土地理院向け 有資格者情報の編集)

(2) 有資格者情報は、次のように入力してください。

- ① 申請書入力④画面で入力した測量士又は測量士補の一覧が表示されます。横スクロールバーで画面をスクロールすると、画面の右側に入力画面が表示されます。国土交通省国土地理院への登録を希望する技術者については、氏名(カナ)、登録番号、業務種別ごとの実務経験年数およびTECRIS技術者IDを入力してください。登録を希望しない技術者については、入力不要です。

なお、登録番号は半角英数字および半角ハイフン(-)で入力し、英字は太文字で入力してください。

(例) H2-1234

また、業務種別ごとの実務経験年数は、各業務種別について、測量士または測量士補の資格取得日(登録年月日)から審査基準日までの実務経験年数(1年未満切り捨て)を入力してください。なお、実務経験年数が1年未満の場合は、空欄としてください(「0」は入力しないでください)。

- ② 入力が終わりましたら、「閉じる」ボタンをクリックします。入力した内容が業態調書に反映されます。

6 申請書データの送信

※ 申請書データの作成については、60 ページ以降の「5 申請書データの作成」を参照してください。

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）で、『申請書データの送信』ボタンをクリックすると、「申請書データの送信」画面が表示されます。

※ 行政書士代理申請の場合は、画面 4－②の代理申請する業者一覧が表示されますので、申請業者を選択してください。

(画面 6－①)

- (2) 画面の指示に従って、必須事項を入力します。

- ① 「申請書データファイル名」については、『ファイルの選択』をクリックしてください。「ファイルを開く」という画面が表示されますので、作成した申請書データを格納したファイルの場所まで移動し、該当する申請書データをダブルクリックすることにより、送信画面に呼び込むことができます。
- ② 「受付票返信先メールアドレス」には、受付票を受理される方のメールアドレスを入力してください。

なお、この「受付票返信先メールアドレス」は、申請書データ中の「受付票返信先メールアドレス」と同一でなければなりません。

- (3) 全ての事項を正しく入力し終えたら、『送信』をクリックしてください。

- (4) 申請書データの送信が完了すると、申請受付システム側で受信した申請書データに不備等がないかチェックを行います。申請書データに不備等がある場合はチェック結果が表示されます。不備等がなければ、「正常に受信しました」の画面が表示され、申請書データの仮受付をします。

The screenshot shows a web browser window with the title '申請書データ送信 (正常)' (Application Data Submission (Normal)). The address bar shows a search bar with the text '検索または Web アドレスを入力' (Enter search or Web address). The main content area has a light blue background and a title '正常に受信しました' (Received normally). Below the title, there is a message: '※ ただいま送信して頂いた申請書データを仮受付しました。必ず、申請書データの閲覧、確認をした後に、『申請書データの確定』で確定をしてください。なお、確定がされなかった場合には、正式な受付とはなりませんのでご注意ください。' (We have temporarily accepted the application data you submitted. Please be sure to check the application data after viewing and confirming it, and then click 'Confirm Application Data'. Note that if it is not confirmed, it will not be a formal acceptance, so please be careful.) Below this, another message says: '以下に記される受付番号については、申請書データの閲覧、確定及び取り消しに際して必要となりますので、必ず印刷し紛失されないようご注意ください。' (For the acceptance number listed below, it is necessary for viewing, confirming, and canceling the application data, so please be sure to print it and do not lose it.) In the center, there is a table with two columns: '申請書データ受付番号' (Application Data Acceptance Number) and '98XXXXXXXX'. Below the table, there is a message: '貴企業が上記受付番号にて申請している機関は以下の通りです。' (The institution you are applying for with the above acceptance number is as follows.) followed by a list: '●国土交通省 官房会計課所掌機関' (Ministry of Land, Infrastructure, and Transport, General Accounting Office, Accounting and Finance Section, General Accounting Office) and '希望部局：官会' (Desired Department: General Accounting Office). At the bottom, there is a message: '※ 機関毎の申請部局・申請内容の詳細については、申請書データの閲覧・確定機能にて内容をご確認の上、確定手続きを行ってください。確定手続きが完了していない場合は、正式受理となりません。' (For details of the application department and application content for each institution, please check the content using the application data viewing and confirmation function, and then complete the confirmation procedure. If the confirmation procedure is not completed, it will not be a formal acceptance.) Below this, there is a link: '測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク' (Surveying, Construction, and Consultant Business One-stop Help Desk). At the bottom, there is a button labeled '戻る' (Back) and three links: 'ホームページ' (Home Page), 'はじめに' (Getting Started), and '手続きの概要' (Overview of Procedures).

(画面 6－②)

- (5) 画面 6－②「正常に受信しました」の画面が表示された後、30 分以内に、次ページの「仮受付票」がメールにて返信されます。

注) 本メールは仮受付メールで、申請が完了したわけではありませんので、注意してください。

差出人 (自分) <admin@pqrc.mlit.go.jp> ③ 宛先 xxxx@xxxx.co.jp ③ 件名 【仮受付票】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット元受付(測量等)
〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXX 殿 「インターネット申請仮受付票」の発行について 令和xx年xx月xx日付でインターネット申請いただいた令和9・10年度省庁等 及び独立行政法人等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請を仮受付しました。 「確定」手続を行わないと正式受理されませんので、「申請書データの確定」画面において 必ず「確定」して下さい。 ※申請用ホームページ (https://www.pqrc.mlit.go.jp) から、ログインしてください。 なお、「確定」後は、申請内容・添付書類の不備による場合を除いて、一切の変更ができませんので、 確定前に必ず申請データを閲覧して誤り等がないか確認して下さい。 以下に示される受付番号については、申請書データの閲覧・確定、及び申請書データの取り消しに際して 必要となりますので、紛失されないよう注意願います。 申請書データ受付番号：XXXXXXXXXX 貴企業が上記受付番号にて申請している機関は以下の通りです。 ・ 〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇 ・ 〇〇〇〇〇〇〇

(画面 6 - ③)

- ※ データ送信をした段階では、まだ仮申請にすぎません。上記画面に表示された「申請用データ受付番号」を使い、申請した内容に誤りがないかも含めて、ご自分の申請書データを必ず一度閲覧（確認）のうえ、申請書データを確定し本申請をしてください。（172 ページ参照）確定がされなかった場合には正式な受付とはなりませんのでご注意ください。
- ※ 「申請書データ受付番号」は、申請書データの閲覧、申請書データの確定及び申請書データの取り消しに際して必要となりますので、画面を印刷するなどして、紛失しないようご注意ください。
- ※ 確定ボタンをクリックする前で、申請書データ受付期間中であれば、一旦ご自分の申請書データを取消して、修正した内容で新たに申請書データを送信することが可能です。
 ただし、申請書データ受付期間後にあつては、理由の如何を問わず申請書データの修正はすることができませんのでご注意ください。（資格認定後、「変更届」に該当する場合を除きます。）
- ※ 申請書データの受付期間は、**令和 8 年 12 月 1 日（火） ～ 令和 9 年 1 月 15 日（金）**までの間の平日 9：00～17：00 までとなっておりますが、入力ミス等による修正の有無を考慮のうえ、申請書データ作成後にあつては速やかに送信されることをお勧めします。

7 申請書データの閲覧

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面3－⑤）で、『申請書データの閲覧』ボタンをクリックすると、「申請書データ閲覧」画面が表示されます。

※ 行政書士代理申請の場合は、画面4－②の代理申請する業者一覧が表示されますので、申請業者を選択してください。

（画面7－①）

※ 申請書データの確定がされなかった場合には正式な受付とはなりませんのでご注意ください。なお、確定により本申請となり、以後の申請内容の変更については、申請内容・添付書類の不備による場合を除いては、一切の変更ができなくなりますので、必ず、ご自分の申請書データを閲覧のうえ、確定するようにしてください。

※ 受付期間終了後、申請内容について各機関に問い合わせを行う場合に、申請書データがお手元にあった方がスムーズにお答えできます。申請内容について印刷しておくことをお勧めいたします。

※ この「申請書データ閲覧」画面で、閲覧できる申請書データはあくまでご自分の送信された申請書データのみです。

- (2) 『申請書①』をクリックしてください。

※ 上記の「申請書データ閲覧」の画面上における『申請書①』から『業態調査（国土地理院）』までのクリックボタンで、データが存在しているものについては青色で表示され、かつクリックして閲覧することが可能となっております。

インターネット受付（申請書①）

管理No.	申請書データ受付番号	業者名		商号
03-9999-XXXX	98XXXXXXXX	テスト設計 テストセッケイ		個人

05	適格組合証明認定日付		適格組合証明番号	
	TECRISコード	—	PUBDISコード	—
	申請日			
	受付票返信先電子メールアドレス	daihyo@test.co.jp		

06	本店郵便番号	101-8918	07	法人番号	
----	--------	----------	----	------	--

08	県コード	13	東京都	
09	業者住所（カナ）	千代田区藤が関2-1-3 （チヨダクカスミガセキ）		

10	役職	取締役	代表者名	設計 太郎（セッケイ タロウ）
11	担当者	課長 太郎（カチョウ タロウ）		

12	電話番号	03-9999-XXXX	
13	担当者電話番号	080-9999-XXXX	内線 XXXXX
14	FAX	000-0000-0000	

15	電子入札用ICカード番号	国土交通省	—
		沖縄総合事務局	—
		林野庁	—

（画面7-②）

※ 現在、申請中（登録済）の「申請書①」データ画面が表示されます。

- （3） 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。
- （4） 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。
- （5） 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面3-⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。
 ※ 以降は、「申請書データの取り消し」（183 ページ）を参照してください。
- （6） 『申請書②』をクリックしてください。

インターネット受付（申請書②）

管理No.	申請書データ受付番号	業者名	商号
03-9999-XXXX	98XXXXXXXXX	テスト設計 テストセッケー	個人

18 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者			建築士事務所			建設コンサルタント		
地質調査業者			補償コンサルタント			不動産鑑定業者		
土地家屋調査士			司法書士			計量証明事業者		

計量証明事業者登録（中・西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社）

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
濃度（大気）			濃度（水土壌）			音圧レベル		
振動加速度			特定濃度					

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

部門	登録	部門	登録
河川、砂防及び海岸・海洋	☐	土地調査	☐
港湾及び空港	☐	土地評価	☐
電力土木	☐	物件	☐
道路	☐	機械工作物	☐
鉄道	☐	営業補償・特殊補償	☐
上水道及び工業用水道	☐	事業損失	☐
下水道	☐	補償関連	☐
農業土木	☐	総合補償関連	☐

（画面 7－③）

※ 現在、申請中（登録済）の「申請書②」データ画面が表示されます。

（7） 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。

（8） 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。

（9） 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。

※ 以降は、「申請書データの取り消し」（183 ページ）を参照してください。

（10） 『申請書③』をクリックしてください。

インターネット受付（申請書③）

管理No.	申請書データ受付番号	業者名	商号
03-9999-XXXX	98XXXXXXX	テスト設計 テストセッケイ	個人

24	区分	直前決算時（千円）
自己資本額	（株主資本のうち外国資本）	(0)
	（株主資本のうち資本金）	10000000
	株主資本	10,000,000
	評価・換算差額等	0
	新株予約権	0
	株式引受権	0
	計 (P)	10,000,000

25	損益計算書	税引前当期利益（千円）（S）	6,000,000
26	貸借対照表	流動資産（千円）（m）	5,000,000
		流動負債（千円）（n）	0
		固定資産（千円）（Q）	10,000,000
		総資本額（千円）（R）	10,000,000

27	経営比率	総資本純利益率（S/Rx100）	60.0
	流動比率（m/nx100）	99999.9	
	自己資本固定比率（P/Qx100）	99999.9	

（画面 7－④）

※ 現在、申請中（登録済）の「申請書③」データ画面が表示されます。

- (11) 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。
- (12) 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。
- (13) 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。
- ※ 以降は、「申請書データの取り消し」（183 ページ）を参照してください。
- (14) 『申請書④』をクリックしてください。

インターネット受付（申請書④）

管区No.	申請書データ受付番号	業名	商号
03-9999-XXXX	98XXXXXXX	テスト設計 テストセッケー	個人

22 有資格者数(人)

資格名	人数	
一級建築士	0	
二級建築士	0	
構造設計一級建築士	0	
設備設計一級建築士	0	
建築設備士	0	
建築積算資格者	0	
測量士	1	
測量士補	0	
環境計量士	0	
一般計量士	0	
環境計量士（濃度）	0	
環境計量士（騒音・振動）	0	
不動産鑑定士	0	
不動産鑑定士補	0	
土地家屋調査士	0	
司法書士	0	
施工管理技士	一級土木施工管理技士	0
	二級土木施工管理技士	0
	一級建築施工管理技士	0
	二級建築施工管理技士	0
	一級造園施工管理技士	0
	二級造園施工管理技士	0
	一級電気工事施工管理技士	0
	二級電気工事施工管理技士	0
	一級管工事施工管理技士	0
	二級管工事施工管理技士	0

（画面 7－⑤）

※ 現在、申請中（登録済）の「申請書④」データ画面が表示されます。

(15) 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。

(16) 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。

(17) 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。

※ 以降は、「申請書データの取り消し」（183 ページ）を参照してください。

(18) 『営業所一覧』をクリックしてください。

インターネット受付（営業所一覧）

管理No.	申請書データ受付番号	業者名	商号
03-9999-XXXX	98XXXXXXX	テスト設計 テストセッケイ	個人

営業所

営業所番号	00	名称	本社（店）	（農水）営業所番号
郵便番号	XXX-XXXX	住所	〇〇区〇〇-〇〇-〇〇ビル（〇〇ク〇〇）	
電話番号	03-9999-xxxx	FAX番号	000-0000-0000	（農水）役職・所長氏名

営業区域	全国	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

防衛省のみ

営業区域	北海道	帯広	東北	北関東	南関東	近中	東海	中四	九州	熊本	沖縄

（画面 7－⑥）

※ 現在、申請中（登録済）の「営業所一覧」データ画面が表示されます。

- (19) 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。
- (20) 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。
- (21) 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。
- ※ 以降は、「申請書データの取り消し」（183 ページ）を参照してください。
- (22) 『測量等実績高・希望業務』をクリックしてください。

インターネット受付（測量等実績高と希望業種・国土交通省大臣官房会計課）

管理No.	申請書データ受付番号	業名	番号
03-9999-XXXX	98XXXXXXX	テスト設計 テストセッケイ	個人

電子入札用ICカード番号

測量等実績高と希望業種（国土交通省大臣官房会計課）

業種区分	直前2年度分決算		直前1年度分決算		直前2ヵ年間の 年間平均実績高	希望業種
	(千円)	2022年02月から 2023年02月まで (千円)	(千円)	2023年02月から 2024年02月まで (千円)		
測量						
建設コンサルタント						
地質調査						
補償関係コンサルタント						
その他業種		900,000		900,000	900,000	○
その他						
合計	0	900,000	0	900,000	900,000	1

申請を希望する部局

官会	全連										全空		
	北連	東連	関連	信連	部連	近連	神連	国連	四連	九連	航空	東空	阪空
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
全保													
保庁	保大	保校	一管	二管	三管	四管	五管	六管	七管	八管	九管	十管	十一管
☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒	☒
全気			全台							運安	国総	海審	合計
気象	気研	衛星	札幌	仙気	車気	阪気	福気	縄気					

（画面7－⑦）

※ 現在、申請中（登録済）の「測量等実績高・希望業務」データ画面が表示されます。

(23) 申請された内容に誤りがないか、ご確認ください。

(24) 申請された内容に誤りがなければ、画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面に戻ります。

(25) 申請された内容に誤りがある場合は、現在、表示されている閲覧画面を閉じ、「申請書データ閲覧」画面下の『ホームページ』をクリックし、申請手続きメニュー画面（画面3－⑤）上の、『申請書データの取り消し』をクリックしてください。

※ 以降、各機関別の申請中（登録済）のデータ画面になりますので、同様にご確認ください。

8 申請書データの確定

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）で、『申請書データの確定』ボタンをクリックすると、「申請書データ確定」画面が表示されます。

※ 行政書士代理申請の場合は、画面 4－②の代理申請する業者一覧が表示されますので、申請業者を選択してください。

（画面 8－①）

※ 「申請書データの確定」画面が表示されます。

※ 申請書データの確定がされなかった場合には正式な受付とはなりませんのでご注意ください。なお、『確定』ボタンをクリックすることで、本申請となり、『確定』ボタンをクリックした後は、申請内容と添付書類のヘルプデスクによる目視チェックにより不備があり、ヘルプデスクから修正の依頼があった場合を除いて、申請書データの取り消しはできなくなりますので、確定前に必ず、ご自分の申請書データを閲覧して誤り等がないか確認してください。

※ 既に確定が終わっている場合には、『確定』ボタンは表示されず、申請書データの閲覧、確認のみ行うことができます。（画面 8－④、182 ページ参照。）

- (2) 確認事項が表示されますので、問題なければ「はい」をチェックし、『確定』ボタンをクリックしてください。

（画面 8－②）



※ 正常に受信されますと、上記の「確定しました」の画面が表示され、申請書データの正式な受付（受理）をします。

※ 「申請書データ受付番号」は、申請書データの閲覧に必要となりますので、画面を印刷するなどして、紛失しないようご注意ください。

※ 上記画面表示後、1週間以内に入力された受付票返信先電子メールアドレスあてに、電子メールにより「受付票」（画面8－③）が送信されます。

万が一、1週間以内に「受付票」が返信されず、かつ「申請書データの閲覧」画面上で、ご自分の申請書データが登録されていない（申請内容の相違等は除きます。）場合には、ヘルプデスク（092－401－6640）にお問い合わせください。

「受付票」が返信されなくとも、「申請書データの閲覧」画面上でご自分の申請書データが確認され、その後、「申請書データの確定」画面で確定していれば、その申請書データは有効です。

※ 申請書データの受付期間は、**令和8年12月1日（火）～令和9年1月15日（金）の平日 9：00～17：00**までとなっておりますが、入力ミス等による修正の有無を考慮のうえ、申請書データ作成後にあっては速やかに送信、閲覧、確定されることをお勧めします。

差出人 (自分) <admin@pqrc.mlit.go.jp> ㊟

宛先 xxxx@xxxx.co.jp ㊟

件名【受付票】令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)

From: admin@pqrc.mlit.go.jp
 To: XXXX@XXX.XX.XX
 BCC:
 Subject: 【受付票】令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)

〒XXX-XXXX
 ○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○ 殿

平成○○年○○月○○日付でインターネット申請いただいた令和9・10年度省庁等及び
 独立行政法人等測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請を受理しました。

申請用データ受付番号: ○○○○○○○○○○

貴企業が上記受付番号にて申請している機関は以下の通りです。

- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○
- ・○○○○○○○○○○○○○

万一、内容が異なる場合は至急 092-401-6640 までお問い合わせ下さい。

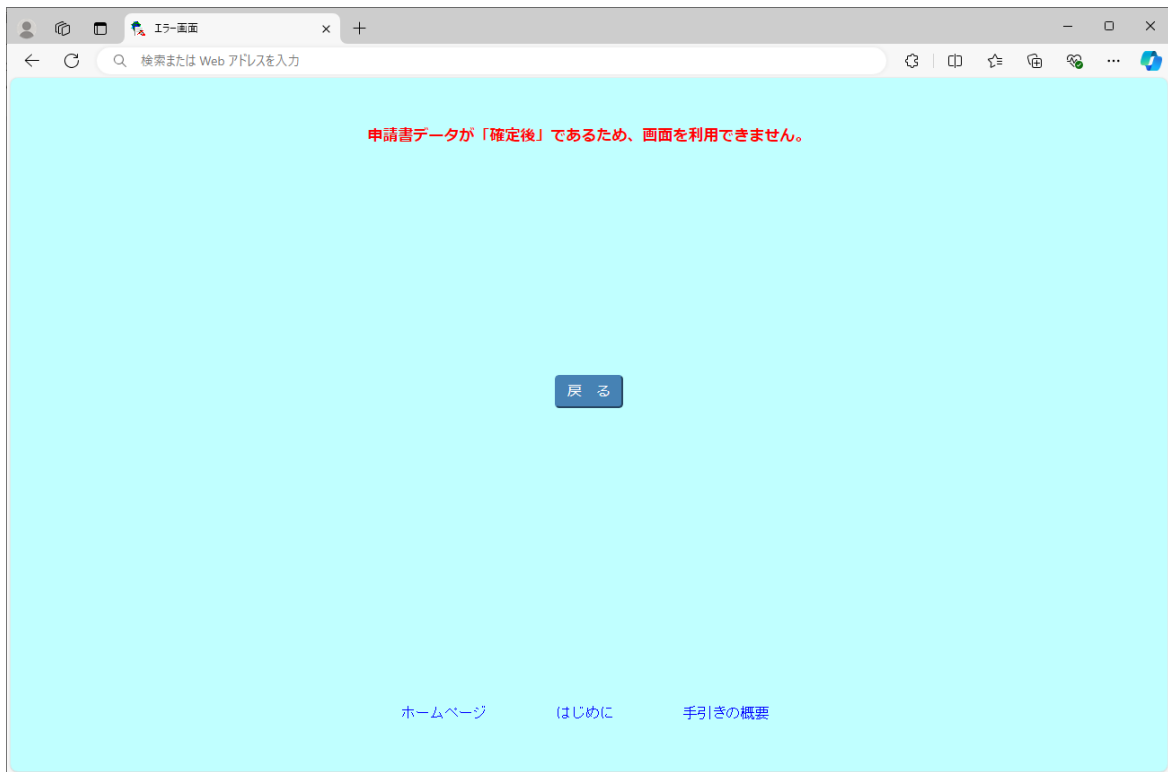
令和9・10年度 測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク
 TEL: 092-401-6640
 〒810-0001 福岡県福岡市博多区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡7階
 令和8年11月2日(月)～令和9年1月15日(金) 9:00～17:00
 ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日(火)～1月3日(日)は除く

(画面8-③)

※ 画面8-②「確定しました」の画面を受信後、1週間以内に、上記の「受付票」がメールにて返信されます。

※ 上記「受付票」メールには、電子署名が付与されており、申請者の利用環境（ネットワーク設定、メールソフト等）によっては、電子メールを受信できない又は受信した電子メールが正しく表示されない場合があります。この場合は、申請手続きメニュー画面（画面3-⑤）の『受付票の確認』をクリックし、受付票を確認してください。

(3) 受付票画面中の「申請案内ホームページURL」にアクセスし、「令和9・10年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付（測量・建設コンサルタント等業務）案内ホームページ」（画面3-⑤）の『申請書データの閲覧』をクリックし、最終の申請内容をご確認ください。



(画面 8 - ④)

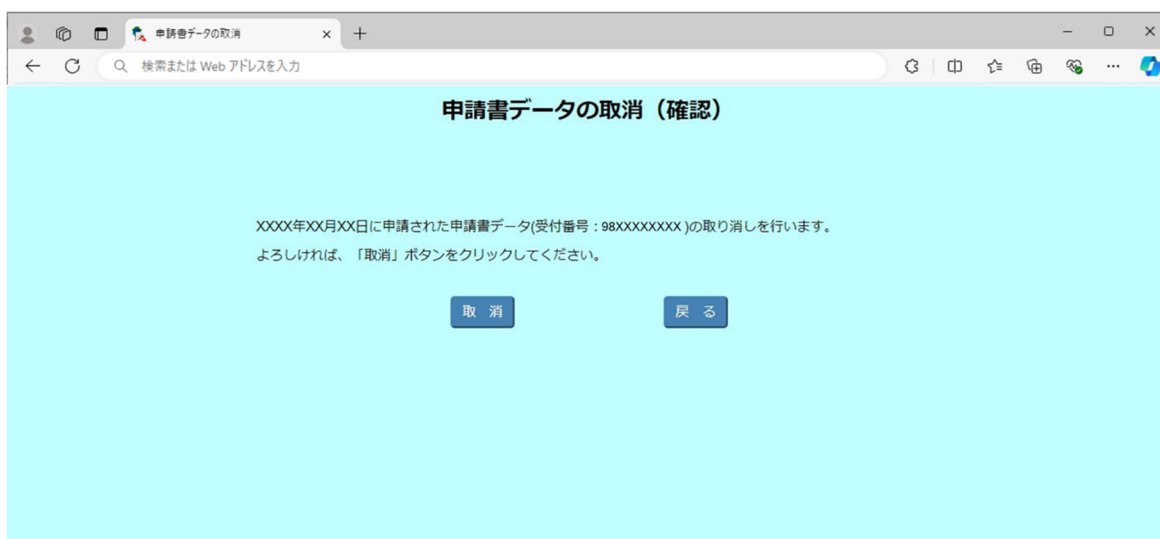
- ※ 既に確定が終わっている場合には、『確定』ボタンは表示されません。
- ※ 確定後の申請書データの取り消し、再送信はできません。

9 申請書データの取り消し

申請された内容に誤りがあり、申請書データを再送信する場合は、直前に送信した申請書データの取り消しを行う必要があります。

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面3－⑤）で、『申請書データの取り消し』ボタンをクリックすると、「申請書データの取消（確認）」の画面が表示されます。

※ 行政書士代理申請の場合は、画面4－②の代理申請する業者一覧が表示されますので、申請業者を選択してください。



（画面9－①）

※ 申請書データの取り消しを行う前の注意事項

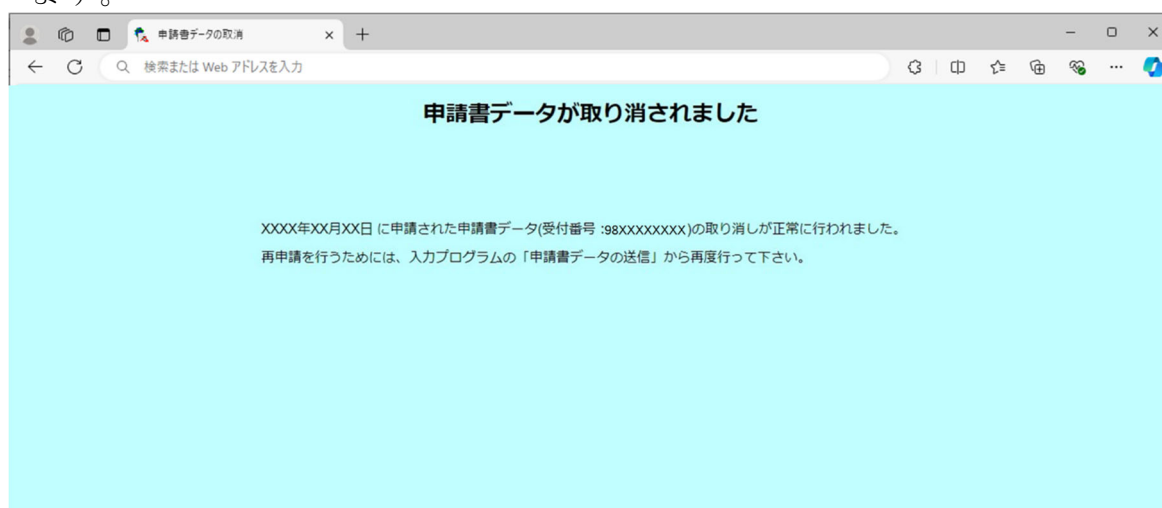
- 「申請書データの確定」画面で『確定』ボタンをクリックした後は、申請内容と添付書類のヘルプデスクによる目視チェックにより不備があり、ヘルプデスクから修正の依頼があった場合を除いて、申請書データの取り消しはできません。
- 申請書データの取り消しができる期間は、申請書データの受付期間と同様になっております。つまり、ご自分の申請書データを送信した後から令和9年1月15日（金）の17:00まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（火）～1月3日（日））の終日及び平日の17:00～9:00の間は除きます。）となります。

また、これはあくまで申請書データの取り消しでしかありませんので、このインターネット一元受付を利用しての競争参加資格審査を希望される場合には再度、修正した正しい内容で申請書データを送信していただくことが必要となります。申請書データの取消しにあっては、その後の申請書データの修正・再申請・閲覧・確定にかかる時間を十分考慮のうえ、実行してください。

なお、申請書データの取消し・修正後の再送信は、『確定』ボタンをクリックする前で、申請書データの受付期間内であれば、何度でも行うことができます。

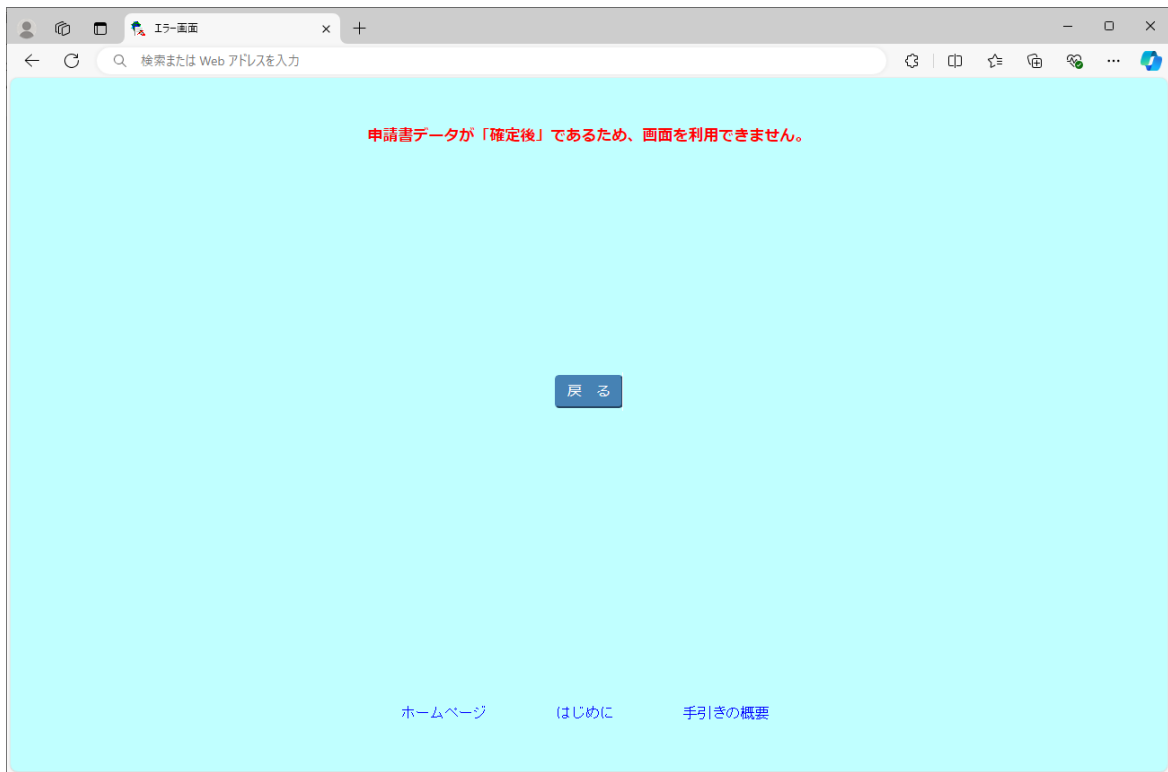
- 申請書データの受付期間後にあっては、理由の如何を問わず申請書データの修正はすることができませんのでご注意ください。（但し、30ページの「13 申請書データ受付後の変更届について」に該当する場合は除きます。）
- 一度取り消された申請書データについては、一切復旧することができません。
- 文書郵送方式等による申請の場合は、一度申請した内容を変更することは認められませんのでご注意ください。
- この「申請書データの取り消し」において、インターネット一元受付システムと申請業者間のデータ送受信については、第三者等による同データの不正入手、漏洩、成りすまし、改ざん及び喪失等によるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失又はその他の金銭的損害を含むが、これらに限定されない。）に関しても、インターネット一元受付参加各機関では一切責任を負わないものとします。

- (2) 取り消しをする場合は、『**取消**』ボタンをクリックします。正しく取り消された場合、「申請書データが取り消されました」の画面が表示されます。



(画面 9 - ②)

- (3) 取り消しをしない場合は『**戻る**』ボタンをクリックします。画面 3 - ⑤に戻ります。



(画面 9－③)

- ※ 既に確定済の場合「申請書データ取消しエラー」の画面が表示されます。
- ※ この画面が表示された場合には、取り消そうとした「申請書データ」はすでに確定が済んでいるため取り消すことができません。

(4) 『戻る』をクリックすると、画面 9－①が表示されます。

10 申請状況の確認

(1) 申請手続きメニュー画面（画面3-⑤）で、『申請状況の確認』ボタンをクリックすると、「申請状況の確認」画面が表示されます。

※ 行政書士代理申請の場合は、画面4-②の代理申請する業者一覧が表示されますので、申請業者を選択してください。

申請状況の確認

1. 添付書類の確認

書類名	到着確認	ヘルプデスクによる確認
添付書類等届出書	○	○ K
登記事項証明書	○	○ K
財務諸表類	○	○ K
納税証明書その2	○	○ K
納税証明書その3の3等	○	○ K
測量業者登録証明書	○	○ K
建築士事務所登録証明書	○	○ K
建設コンサルタント登録通知	○	○ K
地質業者登録通知	○	○ K
補償コンサルタント登録通知	○	○ K
不動産鑑定業者登録証明書	○	○ K
土地家屋調査士登録証明書	○	○ K
計量証明事業者登録証明書	○	○ K
司法書士登録通知	○	○ K

2. 申請受付状況の確認

状態	日時	備考
パスワードの申請	2026年06月17日 09時56分	
申請書データ作成システムのダウンロード		バージョン: 0.000
申請書データの送信		送信回数: 0回。受付番号:
申請書データの確定		
受付票の発行		

[戻る](#)

(画面 10-①)

(2) 添付書類の確認結果、パスワード申請、申請書データ作成システムのダウンロード、申請書データの送信等、申請状況の詳細が表示されます。

※ 申請状況についてヘルプデスクに問い合わせる前に、必ずこの画面上において自社の申請状況を確認してください。

1 1 メール受信履歴

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）で、『メール受信履歴』ボタンをクリックすると、「メール受信履歴一覧」画面が表示されます。



No.	受信日	件名	操作
1	2026/11/02 13:08:34	【申請手順】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)	表示
2	2027/01/07 14:46:58	【仮受付票】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)	表示
3	2027/01/07 15:02:29	【仮受付票】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)	表示
4	2027/01/07 15:23:28	【仮受付票】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)	表示
5	2027/01/17 18:03:16	【受付票】 令和9・10年度競争参加資格審査インターネット一元受付(測量等)	表示

戻る

[ホームページ](#) [はじめに](#) [手続きの概要](#)

(画面 1 1－①)

- (2) 『表示』をクリックすると、メールの内容が表示されます。

1 2 添付書類の送信

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）で、『添付書類の送信』ボタンをクリックすると、「添付書類の送信」画面が表示されます。

(画面 1 2－①)

- (2) 書類のタイトルを入力し、『ファイルを選択』ボタンで送信するファイルを選択します。必要に応じてメモ欄に、ヘルプデスク連絡事項を記入します。『送信』ボタンをクリックすると、添付書類が送信され一覧表示されます。

(画面 1 2－②)

- ※ ログインしていない場合は、管理番号とユーザ ID 入力欄が表示されます。
- ※ 電子納税証明書は、添付書類として送信可能です。

1 3 様式等のダウンロード

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面 3－⑤）で、『様式等のダウンロード』ボタンをクリックすると、「様式等のダウンロード」画面が表示されます。



（画面 1 3－①）

- (2) 添付書類のうち、「技術者経歴書」の様式をダウンロードすることができます。

※ ダウンロードした「技術者経歴書」で作成した技術者経歴書データは、有資格者数の入力画面（申請書入力④ 有資格者の入力・編集）上で「エクセルデータの一括取込」で取込み可能です。

14 問い合わせ

- (1) 申請手続きメニュー画面（画面3-⑤）で、『問合せ先』ボタンをクリックすると、「問い合わせ」画面が表示されます。

お問い合わせ

申請者の申請書類を受理した段階で「受付票」を申請者宛に電子メールで返信することとします。
「確定」したにもかかわらず一定期間内（申請用データ送信後10日以内）に受付票が送られてこないなどの場合は、ヘルプデスクまで問い合わせさせていただくことになります。

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク	
電話番号	092-401-6640
住 所	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピング福岡7階 測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて
受付時間	令和8年11月2日（月）～令和9年1月15日（金） 9:00～17:00 （ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月29日（火）～1月3日（日）は除きます。）

各インターネット一元受付機関の問合せ先一覧		
機関名	連絡先	担当課
国土交通省大臣官房会計課	03 (5253) 8111 (内線21834)	契約制度管理室
国土交通省港湾局	03 (5253) 8111 (内線46184)	総務課
国土交通省北海道開発局	011 (709) 2311 (内線5480)	事業振興部工事管理課
国土交通省東北地方整備局	022 (225) 2171	総務部契約課
	022 (716) 0013	総務部経理調達課
国土交通省関東地方整備局	048 (601) 3151	総務部契約課
	045 (211) 7413	総務部経理調達課
国土交通省北陸地方整備局	025 (280) 8880	総務部契約課
	025 (370) 6650	総務部経理調達課
国土交通省中部地方整備局	052 (953) 8138	総務部契約課
	052 (209) 6317	総務部経理調達課

（画面14-①）

※ ヘルプデスクの詳細は以下のとおりです。

測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク

電話番号：092-401-6640

郵 送 先：〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピング福岡7階
測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク あて

開設期間：令和8年11月2日（月）～令和9年1月15日（金）

受付時間：9:00 ～ 17:00

（ただし土曜日、日曜日、祝日及び年末年始12月29日（火）～1月3日（日）を除きます。）

- ※ インターネット申請に関しては、ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ※ 申請状況の確認については186ページの方法により行ってください。
- ※ インターネット一元受付参加機関の問合せ先は、191ページのとおりです。

令和9・10年度 測量・建設コンサルタント等業務インターネット一元受付参加機関問合せ先一覧

機関名	連絡先			担当課
国土交通省大臣官房会計課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(内21834)	契約制度管理室
国土交通省港湾局	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111(内46184)	総務課
国土交通省北海道開発局	060-8511	北海道札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311(内5480)	事業振興部工事管理課
国土交通省東北地方整備局	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-225-2171	総務部契約課
	980-8602	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	022-716-0013	総務部総務課
国土交通省関東地方整備局	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-601-3151	総務部契約課
	231-8436	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7413	総務部総務課
国土交通省北陸地方整備局	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8880	総務部契約課
	950-8801	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	025-370-6650	総務部総務課
国土交通省中部地方整備局	460-8514	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8138	総務部契約課
	460-8517	愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2	052-209-6317	総務部総務課
国土交通省近畿地方整備局	540-8586	大阪府大阪市中央区大手前3-1-41	06-6942-1141	総務部契約課
	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通29	078-391-7576	総務部総務課
国土交通省中国地方整備局	730-8530	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9231	総務部契約課
	730-0004	広島県広島市中区東白鳥町14-15	082-511-3903	総務部総務課
国土交通省四国地方整備局	760-8554	香川県高松市サンポート3-33	087-851-8061	総務部契約課
	760-8554	香川県高松市サンポート3-33	087-811-8304	総務部総務課
国土交通省九州地方整備局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-476-3509	総務部契約課
	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-418-3345	総務部総務課
国土技術政策総合研究所	305-0804	つくば市旭1	029-864-4034	総務部会計課
国土交通省国土地理院	305-0811	茨城県つくば市北郷1番	029-864-4405	総務部契約課調査係
内閣府	100-8914	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111	大臣官房会計課決算第1係
内閣府沖縄総合事務局	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0031(内81324)	総務部会計課
法務省	100-8977	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111	大臣官房施設課
財務省北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311(内4456)	管財部第1統括国有財産管理官
財務省東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号	022-263-1111	総務部会計課
財務省関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-1087	総務部会計課契約係
財務省北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4丁目3番10号	076-292-7867	会計課
財務省東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3丁目3番1号	052-951-2699	管財部第3統括国有財産管理官
財務省近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4丁目1-76	06-6949-6385	管財部管財総括第三課契約班
財務省中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9221	管財部第3統括国有財産管理官
財務省四国財務局	760-8550	香川県高松市サンポート3番33号	087-811-7780	総務部会計課
財務省九州財務局 (管轄地域:熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	860-8585	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	096-353-6351	管財部第3統括国有財産管理官
財務省福岡財務支局 (管轄地域:福岡県、佐賀県、長崎県)	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号	092-411-9044	管財部管財総括第二課
沖縄地区税関	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番地1 那覇第2地方合同庁舎3号館	098-996-5527	総務部会計課
文部科学省	100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111(内3699)	施設企画課契約情報室
厚生労働省	100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5253-1111(内7216)	大臣官房会計課会計企画調整室
農林水産省大臣官房予算課	100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-3502-8111(内3320)	大臣官房予算課営繕総括班
農林水産省東北農政局	980-0014	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟	022-263-1111(内4150)	農村振興部設計課調整係
農林水産省関東農政局	330-9722	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600(内3559)	農村振興部設計課調整係
農林水産省北陸農政局	920-8566	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-263-2161(内3522)	農村振興部設計課調整係
農林水産省東海農政局	460-8516	名古屋市中区三の丸2丁目6番2号 名古屋第4地方合同庁舎	052-201-7271(内7222)	農村振興部設計課調整係
農林水産省近畿農政局	602-8054	京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9513(内2516)	農村振興部設計課調整係
農林水産省中国四国農政局	700-8532	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-4511(内2620)	農村振興部設計課調整係
農林水産省九州農政局	860-8527	熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-9111(内4719)	農村振興部設計課調整係
林野庁	100-8952	東京都千代田区霞が関1-2-1	03-6744-2282	林政部林政課会計経理第1班
林野庁北海道森林管理局	064-8537	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番地	011-622-5214	総務企画部総務課
林野庁東北森林管理局	010-8550	秋田県秋田市中通五丁目9番16号	018-836-2186	総務企画部総務課
林野庁関東森林管理局	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	027-210-1149	総務企画部総務課
林野庁中部森林管理局	380-8575	長野県長野市大字栗田715番地5	026-236-2573	総務企画部総務課
林野庁近畿中国森林管理局	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3500	総務企画部総務課
林野庁四国森林管理局	780-8528	高知県高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2060	総務企画部総務課
林野庁九州森林管理局	860-0081	熊本県熊本市西区京町本丁2番7号	096-328-3574	総務企画部総務課
経済産業省	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-6789	大臣官房会計課厚生企画室
環境省	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2	03-5521-8220	大臣官房会計課
防衛省	162-8801	東京都新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111	整備計画局建設制度官
最高裁判所	102-8651	東京都千代田区隼町4-2	03-4235-4209	事務局総務課営繕課契約第一係
東日本高速道路株式会社	100-8979	東京都千代田区霞が関3-3-2	03-3506-0214	総務・経理本部経理財務部調達企画課
中日本高速道路株式会社	460-0003	愛知県名古屋市中区錦2-18-19	052-222-3469	契約審査部発注審査課
西日本高速道路株式会社	530-0003	大阪府大阪市北区堂島1-6-20	06-6344-7065	財務部契約審査課
首都高速道路株式会社	100-8930	東京都千代田区霞が関1-4-1	03-3539-9315	財務部契約課
本州四国連絡高速道路株式会社	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22	078-291-1035	経理部契約課
独立行政法人水資源機構	330-6008	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	048-600-6534	技術管理部契約企画課
独立行政法人都市再生機構	231-8315	神奈川県横浜市中区本町6-50-1	045-650-0893	財務部総務課
日本下水道事業団	113-0034	東京都文京区湯島2-31-27	03-6892-2008	経営企画部会計課
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	231-8315	神奈川県横浜市中区本町6-50-1	045-222-9041	調達契約部契約管理課

※ 地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）は総務部契約課、地方整備局（港湾空港関係）は総務部経理調達課にそれぞれお問い合わせください。